

第5次三島市総合計画 前期基本計画

審議会委員からの意見を受け修正したものに加え、各担当課で表現などを修正した箇所について、アンダーラインを引いてあります。

令和3年1月8日時点

目次

第1章 計画の概要	2
第1節 施策の体系	2
第2節 人口ビジョン	3
第2章 計画推進に向けた視点	5
第3章 重点プロジェクト	7
第4章 施策の展開	11
基本目標1 安全・安心に暮らせるまち	12
1 危機管理体制	5 森林保全
2 防災・減災対策	6 廃棄物対策
3 生活安全・消費生活	7 生活排水
4 <u>地球・自然・生活環境</u>	
基本目標2 健康で福祉が充実したまち	28
8 健康・医療	12 高齢者保健・福祉
9 スポーツ	13 障がい者福祉
10 地域福祉	14 保険年金・生活自立支援
11 子育て	
基本目標3 未来につなぐ人材を育むまち.....	46
15 幼児教育・小中学校教育	19 文化芸術
16 生涯学習	20 多文化共生・平和
17 図書館	21 男女共同参画
18 文化財	
基本目標4 交流とにぎわいのあるまち	62
22 商工業・新産業	25 <u>企業誘致</u>
23 <u>観光</u>	26 就労・勤労者支援
24 <u>農業</u>	
基本目標5 快適で暮らしやすいまち	74
27 土地利用	31 住環境・移住定住
28 市街地整備	32 上水道
29 道路	33 景観
30 公共交通	34 水辺空間・公園
基本目標6 共に創る持続的に発展するまち	92
35 共創・コミュニティ	38 財政運営
36 広報・広聴	39 行政運営
37 スマート自治体	

第1章 計画の概要

第1節 施策の体系

基本理念	将来都市像	基本目標	重点プロジェクト	施策名称
つながりを力に変える	せせらぎと緑と活力あふれる 幸せ実感都市・三島	1 安全・安心に暮らせるまち	1 保 2 稼 3 支 つ ぐ え 力 力	1 危機管理体制 2 防災・減災対策 3 生活安全・消費生活 4 地球・自然・生活環境 5 森林保全 6 廃棄物対策 7 生活排水
		2 健康で福祉が充実したまち	生産年齢人口の減少を緩やかに保つ とにぎわいと交流の創出による地域経済の活性化	8 健康・医療 9 スポーツ 10 地域福祉 11 子育て 12 高齢者保健・福祉 13 障がい者福祉 14 保険年金・生活自立支援 15 幼児教育・小中学校教育 16 生涯学習 17 図書館 18 文化財 19 文化芸術 20 多文化共生・平和 21 男女共同参画
		3 未来につなぐ人材を育むまち		22 商工業・新産業 23 観光 24 農業 25 企業誘致 26 就労・勤労者支援
		4 交流とにぎわいのあるまち		27 土地利用 28 市街地整備 29 道路 30 公共交通 31 住環境・移住定住 32 上水道 33 景観 34 水辺空間・公園
		5 快適で暮らしやすいまち		35 共創・コミュニティ 36 広報・広聴 37 スマート自治体 38 財政運営 39 行政運営
		6 共に創る持続的に発展するまち		
		取組方針（基本構想）に 合わせ順番の変更		

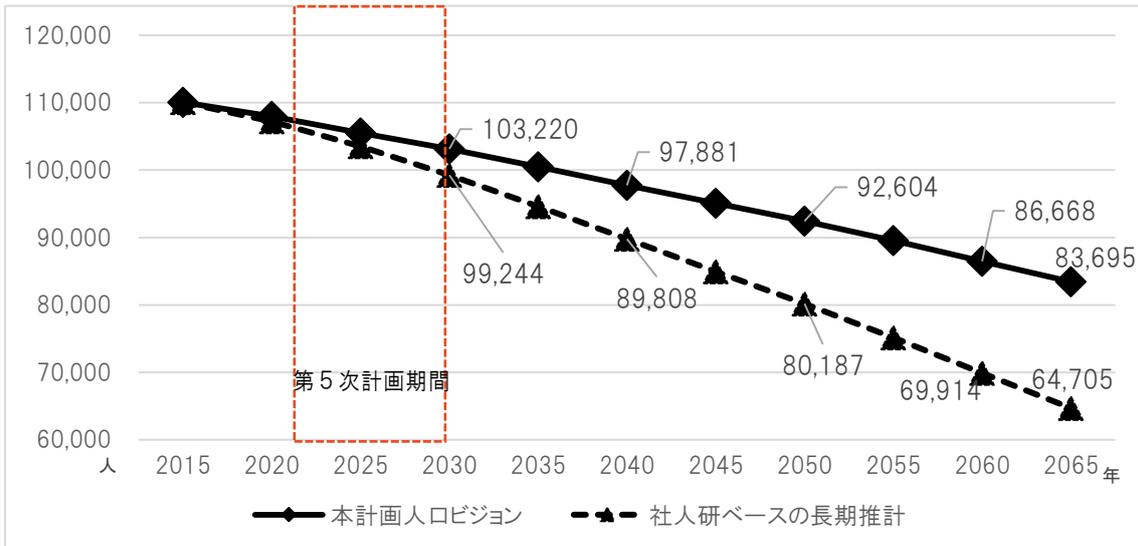
【計画推進のための視点】

- ・住むなら三島・総合戦略との連動
- ・市民などとの共創
- ・広域連携
- ・SDGsとの連動

第2節 人口ビジョン

人口減少、少子高齢化の進展は序論第3節まちづくりの主要課題でも記載したとおり、人手不足や地域経済の停滞、社会保障関係費用の増加など市民の暮らしや地域社会にさまざまな問題が生じると考えられます。そこで本計画では、生産年齢人口(15～64歳)の減少を緩やかにし、年少人口(0～14歳)割合の現状を維持することで、2030年に約10万3千人の人口を維持することを目標とします。この目標に向け重点プロジェクトをはじめとしたさまざまな取組を進めていきます。

◆将来人口（本計画人口ビジョンと社人研ベースの長期推計の比較）



将来人口	実績			推計		
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
本計画の人口ビジョン(人)	112,241	111,838	110,046	<u>107,986</u>	<u>105,598</u>	<u>103,220</u>
社人研ベースの長期推計(人)				107,195	103,503	99,244

※国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関です。

※社人研ベースの長期推計は2045年までは社人研の推計値、2050年から2065年までは社人研推計値をベースに市の独自推計を行っています。

最新の合計特殊出生率が発表されたため修正

「将来人口」の算定方法

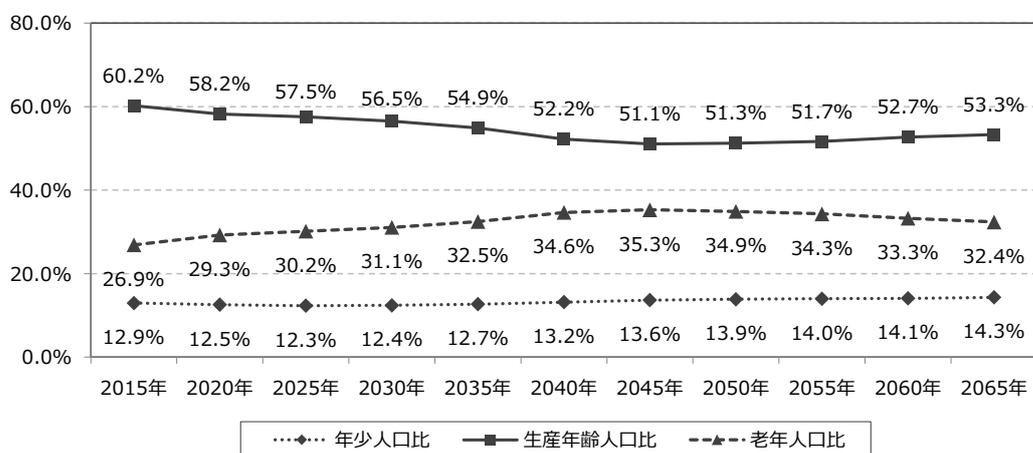
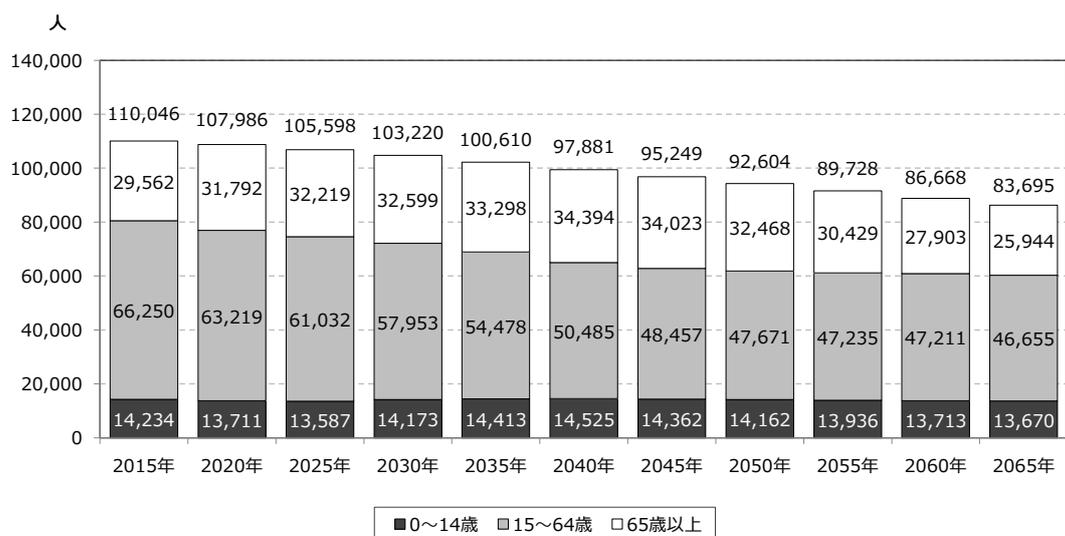
自然増減

合計特殊出生率について、平成27年(2015年)の現状値を令和2年発表の1.49とし、令和12年(2030年)に1.77、令和27年(2045年)に2.07、以降は横ばいに推移することとし、その間は直線的に増加するものと設定します。

社会増減

純移動率は、年少人口(0～14歳)、老年人口(65歳以上)は、社人研ベースとし、生産年齢人口(15～64歳)の社会移動率を生産年齢人口増加の転換点前の1995-2000年のものとし、2030年以降は横ばいに推移するものと設定します。

◆人口ビジョンにおける年齢3区分別人口と構成比の推計



「総合戦略」と「総合計画」の関係について

- ・「住むなら三島・総合戦略(総合戦略)」の期間を総合計画前期基本計画と合わせ一体的に取り組みます。
- ・人口ビジョンを総合計画・総合戦略と共通のものとし、総合計画では、その実現に向けた主なプロジェクトを重点プロジェクトとして位置づけます。

第2章 計画推進に向けた視点

基本構想に定めた将来都市像の実現に向け、次の4つの視点を持ちながら各施策を推進していきます。

1 住むなら三島・総合戦略との連動

国では、活力ある地域づくりのため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正する取組を進めておりますが、人口減少と高齢化が続くと見られる本市においても、「住むなら三島・総合戦略」を策定し、本市の強みや魅力を活かした地方創生に向けた取組を推進しています。

令和3年度から開始となる「第2期住むなら三島・総合戦略」では、本計画と計画期間を合わせるとともに、人口ビジョンを共通のものとしております。

各計画を効果的に連動させ、事業の着実な進捗を図ることで、本市の課題である人口減少、少子高齢化社会へ対応したまちづくりを進めていきます。

2 市民などとの共創

本市では市民との「協働」によるまちづくりを推進してきましたが、基本理念として定めた「つながりを力に変える」に基づき、これまでの協働の取組からさらに一歩進め、計画段階から市民、民間企業などと共に創る「共創」の視点を持った取組への進化を目指します。

本計画では施策の一つに「共創・コミュニティ」を位置づけ、共創の取組を推進していき、あらゆる施策において協働から共創へ変えていく視点を持ちながら取組を進めていきます。

3 広域連携

本市の周辺地域でも、本市同様に人口が減少し高齢化が進んでおります。自治体が単独で全てのサービスを提供することが難しくなってきており、これまで以上に広域連携という視点が重要になってきております。

本計画では消防をはじめ、災害対応、観光、公共交通など様々な分野で広域の視点を持ち取組を進めていきます。

4 持続可能な開発目標 (SDGs) との連動

平成 27 年 (2015 年) から令和 12 年 (2030 年) までの長期的な開発の指針として定められた「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画の各施策の連動により、「誰ひとり取り残さない」としている SDGs の各目標の達成に向けて、本市として寄与できることを明確化し、事業や取組にその要素を反映させることで持続可能な社会の実現に近づけていきます。

■ 持続可能な世界を実現するための 17 の目標とその内容

	<p>■ 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>■ 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>■ 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>■ 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>■ すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>■ つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
	<p>■ 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>■ 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>■ ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>		<p>■ 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>■ 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>		<p>■ 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
	<p>■ エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>		<p>■ 平和と公平をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
	<p>■ 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>		<p>■ パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
	<p>■ 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

第3章 重点プロジェクト

第5次三島市総合計画では、人口減少、少子高齢化の進展という課題を克服し持続的に発展できるまちを実現するため、重点プロジェクトを設定します。

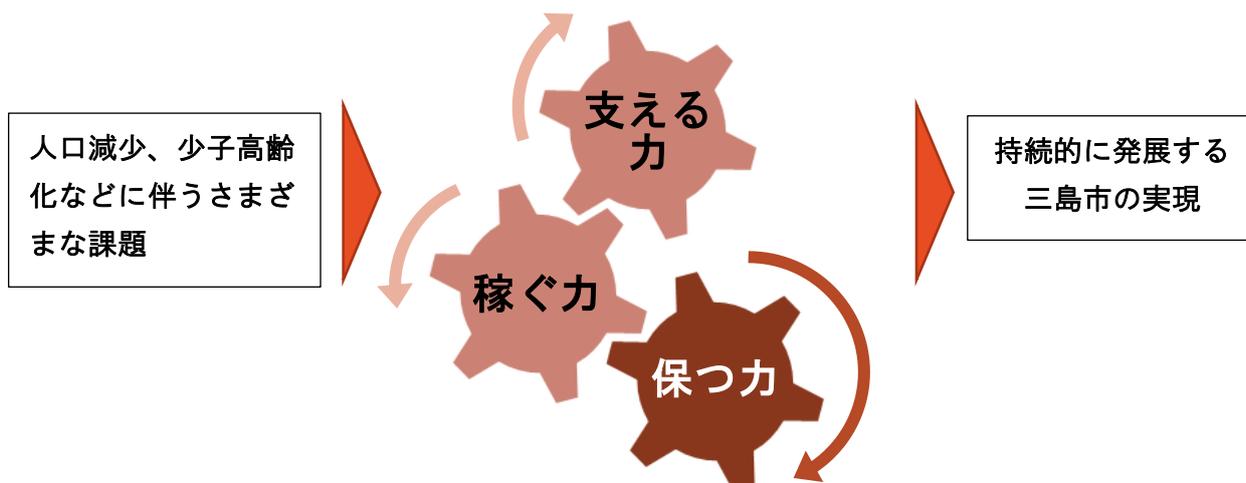
1 重点プロジェクトの役割

人口減少が本格化する時代のなか、その指針となる第5次三島市総合計画においては、財源や人を重点的に配分する事業を見極め、実施していくことが重要です。そこで、人口ビジョンで示した人口を実現するための事業やにぎわいを創出しまちの発展を促す事業、地域の活力を支える事業などを重点プロジェクトとして設定し、人口減少時代においても持続的に発展する三島市を実現していきます。

2 重点プロジェクトの3つの力

プロジェクトを「保つ力」、「稼ぐ力」、「支える力」の3つの力に区分し、それぞれの力を強化することで大きな力を生み出し、本市の持続的な発展を目指します。

保つ力	生産年齢人口の減少を緩やかに保つ取組を実施します。
稼ぐ力	にぎわいと交流の創出により地域経済の活性化を図る取組を実施します。
支える力	地域の活力を支える取組を実施します。



[保つ力 ～生産年齢人口の減少を緩やかに保つ～]

生産年齢人口の減少をできる限り緩やかに保ち、本市の活力と経済活動を維持・発展させるため、移住・定住の促進や若い世代から選ばれる子育て環境の充実、就労場所の確保などの取組を実施します。

プロジェクト① 移住・定住の促進

若い世代を中心とした移住者の増加を図るため、オンラインを活用した移住相談会や移住体験ツアーの開催、住居の取得に関する補助を行うとともに、テレワークなど、時代の変化に対応した移住・定住の取組を進めていきます。

また、若い世帯が住みたいと思えるような子育て環境の充実を図るとともに、奨学金の返還に対する補助などによるUターンの促進、人口減少に伴い増加が懸念される空き家の適正な管理と活用を促します。

プロジェクト② 企業誘致と就労促進

若い世代が働きたいと思える優良な就労場所を確保するため、市内企業の就労環境の改善に関する支援やハローワークと連携した就労支援を行うとともに、製造業や研究所、物流施設などの企業誘致のほか、ファルマバレープロジェクト関連企業やサテライトオフィスの誘致などを積極的に進めます。また、三ツ谷工業団地に続く新たな産業用地の創出を検討します。

プロジェクト③ 災害対策

安心して暮らせる災害に強いまちをつくるため、講座の開催や学校等と連携した防災教育、家庭への啓発などを積極的に行うことで、地域防災力の強化を図るとともに、防災資機材の充実、各種ハザードマップによる危険箇所の周知、SNSなどを活用した多様な手段による積極的な情報発信など、危機管理体制を強化していきます。

また、急傾斜地の崩壊防止対策や国・県と連携した河川整備、住宅の耐震化の促進などを行い、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちづくりを進めます。

写真・イラスト

写真・イラスト

[稼ぐ力 ～にぎわいと交流の創出による地域経済の活性化～]

にぎわいと交流の創出により、持続的に発展するまちをつくるため、観光振興や三島駅南口の再開発、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市機能の更新と集積を図るとともに、企業支援を行い活力にあふれる美しく品格のあるまちづくりを進めます。

また、市内企業の経営支援などを行うことで、地域経済の発展を促します。

プロジェクト① 三島駅南口周辺の整備

広域交通の結節点である三島駅周辺のにぎわいを創出するため、三島駅南口東街区再開発事業を進めるとともに、地域の価値を維持、向上させるエリアマネジメントを地域や関係団体と進めていきます。

また、都市景観の向上や都市防災機能の強化を図るため、無電柱化事業を実施します。

プロジェクト② 観光振興

美しい伊豆創造センターなどと連携し地の利を生かした観光振興を図るとともに、観光ニーズの多様化に対応するため、体験型コンテンツや自然、歴史を生かした観光ルートの開発と活用を進めていきます。

また、新型コロナウイルスの影響による社会変化に注視し、その時々状況に合わせた誘客を行うとともに、新たな生活様式に対応した観光施策を進めていきます。

プロジェクト③ ガーデンシティみしま

品格のある美しいまちをつくるため、市街地の花壇整備による美しい景観の形成や花のまちフェアの開催など、本市が有する水と緑や歴史、富士山の景観に花を加えることで、観光振興やにぎわいの創出を図ります。

また、花サポーターみしまをはじめとした市民との協働の取組みを進めることで、シビックプライドの醸成やきずなづくり、さらには高齢者の外出機会創出による健康づくりまで、花を起点に様々な効果を生み出していきます。

プロジェクト④ 企業支援

企業の経営力強化を図り地域経済を活性化するため、みしま経営支援ステーション(M-ステ)による経営相談やICTを活用した生産性向上の支援を行うとともに、変化の速い時代に安定した企業経営を行うため、事業の多角化の促進や創業支援を行います。

写真・イラスト

写真・イラスト

[支える力 ～地域の活力を支える～]

活力ある地域を創るためには、人と地域と行政が人口減少と少子高齢化に対応し、地域を支える力となることが必要です。

まず、市民の健康づくりを進め、地域を支える人を増やすとともに、未来を担う人材の育成、世代を超えて地域住民が共に支え合うことができずなを強め、地域の活力を支えます。

また、便利で質の高い市民サービスの提供と生産性の高い行政運営を行い、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりを進めるため、スマート市役所の取組を進めます。

プロジェクト① スマートウェルネスみしま

子どもから高齢者まで生涯を通じた食と運動による健康づくりや、健康活動の無関心層を減らす取り組みのほか、健康経営の支援などを推進することにより、あらゆる分野に健康の視点を取り入れた健幸都市づくりを進めていきます。

また、生きがいづくりや就労など、高齢者一人ひとりにあった、健康づくりや社会参加で介護予防を促進し、健康寿命の延伸を目指します。

プロジェクト② 未来を担う人材の育成

文部科学省が進める GIGA スクール構想に沿い、小中学校の ICT 教育の環境整備を推進するとともに、その効果的な活用により、Society5.0 による社会環境の変化への順応や国際社会の共通目標である SDGs に基づく社会の作り手となりうる資質・能力を備えた、グローバル人材の育成を目指します。

プロジェクト③ 地域のきずなづくり

地域のきずなを強め安全・安心で活力ある地域づくりを進めるため、各団体のリーダーが集まり地域について話し合う場を創出します。

また、地域での子ども・青少年の育成を推進するとともに、自治会や子ども会、老人クラブ、住民主体の通いの場などの地域活動を支援し地域のきずなづくりにつなげていきます。

プロジェクト④ スマート市役所

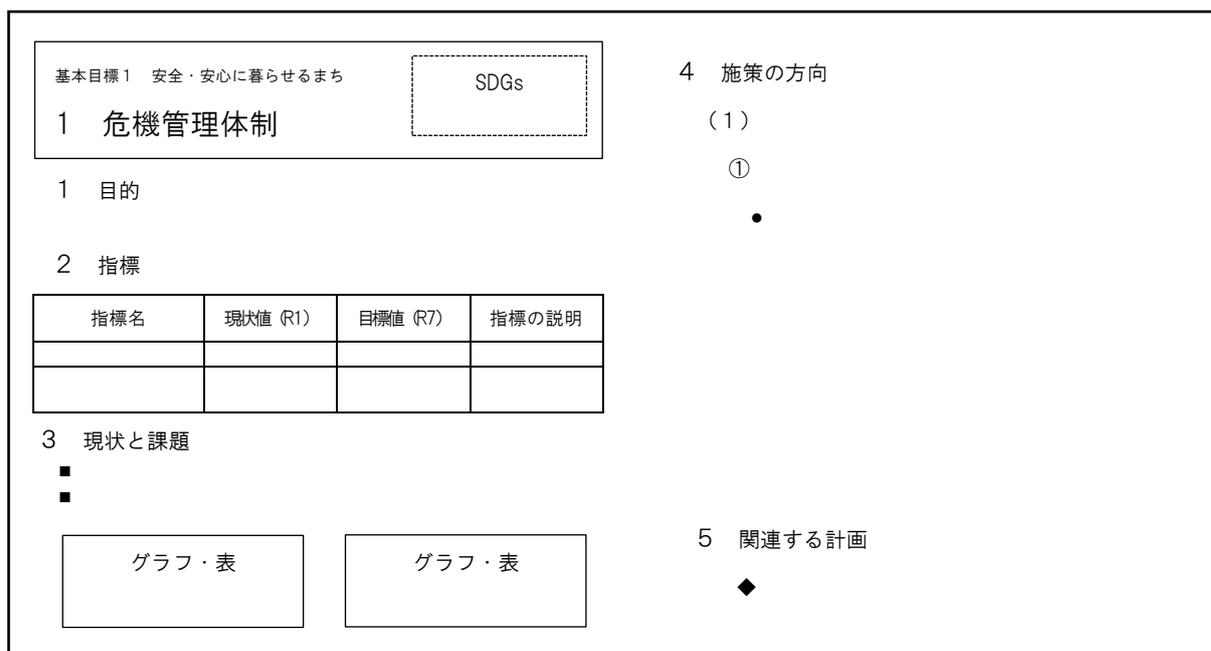
持続可能なまちづくりを進めるため、市民サービス・行政運営・まちづくりにおいて、AI や IoT などの先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用する「デジタルファースト」により、窓口業務のデジタル化・オンライン手続きの推進やマイナンバーカードの普及と利用の促進、ICT の活用による業務効率化などの取組を進めていきます。

また、企業や団体等と連携してデータ利活用を進め、地域課題の解決を図るスマートシティの構築に向けて取り組むとともに、近隣市町とも連携を図り、広域的な枠組みにより Society5.0 社会の時代にふさわしい世界に誇る未来都市づくりを進めていきます。

第4章 施策の展開

計画書の見方

基本計画は、基本構想で示した基本理念「つながりを力に変える」に基づき、将来都市像「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」を実現するために必要となる具体的な施策を 39 分野ごとに示したものです。「1目的」、「2指標」、「3現状と課題」、「4施策の方向」、「5関連する計画」の見方は次のとおりです。



見出し	説明
1 目的	施策の狙いが分かりやすく伝わるように目的を記載しました。
SDGs	SDGs の 17 のゴールのうち施策に関連するものについて記載しました。
2 指標	目的の達成度合いを図るため指標を記載しました。
3 現状と課題	「4 施策の方向」の背景となる国・県の動向や市民ニーズ、本市の現時点における現状と課題について記載しました。
グラフ・表	「3 現状と課題」を説明する代表的な表、グラフなどを掲載しました。
4 施策の方向	前期基本計画の計画期間に「1 目的」を達成するために必要となる施策の具体的な内容を記述しました。
5 関連する計画	施策に関連する本市の個別計画、アクションプランなどについて記載しました。

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまち

- 1 危機管理体制
- 2 防災・減災対策
- 3 生活安全・消費生活
- 4 環境
- 5 森林保全
- 6 廃棄物対策
- 7 生活排水

都市宣言

●交通安全都市宣言（昭和 37 年 3 月 12 日決議）

●地球温暖化防止都市宣言（平成 10 年 3 月 24 日決議）

●環境衛生都市宣言（昭和 37 年 3 月 12 日決議）

1 危機管理体制

1 目的

地震、風水害、火災などの災害や大規模感染症に迅速かつ的確に対応できる体制を整えるとともに市民の防災意識を高めることにより、地域防災力を強化すること。

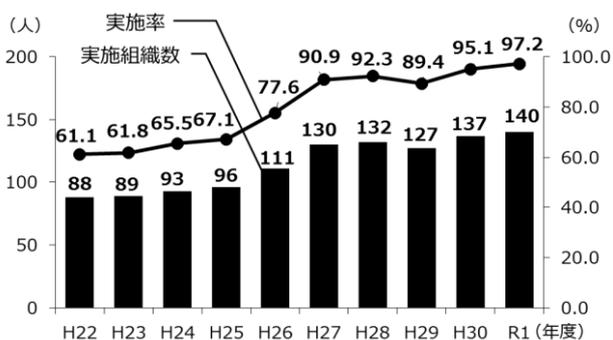
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
自主防災組織における防災訓練実施率	97.2%	100%	年1回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合
消防団員充足率	80.0%	85.0%	消防団員の定員に対する充足率

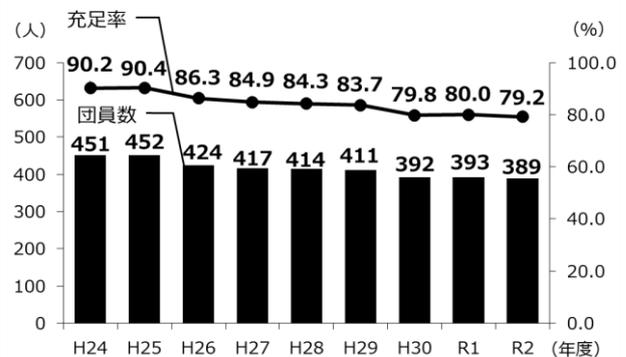
3 現状と課題

- 想定される南海トラフや相模トラフを震源とする地震、激甚化する風水害、新たな感染症やテロなど市民の生命、身体、財産を脅かす要因は多様化しています。
- さまざまな危機から市民を守るため、危機管理体制のさらなる強化が求められており、訓練と検証の繰り返しによる災害対応力の向上と、防災資機材や設備の計画的な整備・更新が必要となっています。
- 自らの命は自ら守るという市民一人ひとりの防災意識の向上と自主防災組織の活性化による地域防災力の強化が求められています。
- 自主防災組織は役員の高齢化が進んでおり、防災力を低下させない対策と、防災資機材のさらなる充実が必要になっています。
- 少子高齢化、就労構造の変化、地域のつながりの希薄化などに伴い、地域防災力の要となる消防団員の不足が深刻になっており、令和2年度（2020年度）は定員に対し102人不足しています。災害対応力向上のためには消防団員の確保が急務であり、消防団体制のあり方の見直しも求められています。

自主防災組織の防災訓練実施状況



消防団員数と充足率



4 施策の方向

(1) 危機管理体制の強化

①危機管理事象への対応力強化

- 地震や風水害、火山噴火などの大規模自然災害をはじめ、大規模感染症、武力攻撃事態などから市民の生命、身体、財産を守るため、各種訓練・研修により市の組織対応力を強化します。

②関係機関や事業者などとの連携

- 組織的な災害・緊急対策体制の構築に向けて、国、県、消防、災害協定締結自治体、自衛隊などの関係機関や地域の事業者、民間団体、ボランティア団体などとの連携や受援体制を強化します。

③防災拠点・資機材の整備・充実

- コミュニティ防災センターなどの防災施設や避難所運営に必要な防災資機材の整備と充実を図り、その適切な点検・管理に努めます。

④円滑な被災者支援施策の実施

- 被災者に対して各種被災者支援を円滑に実施するために、「被災者支援統合システム」の適切かつ効果的な運用を実施します。

⑤情報伝達体制の強化

- 的確な避難勧告などの実施のため、具体的な避難判断基準を示したマニュアルの適切な見直しと運用体制の整備に努めます。
- 災害・緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝えるために、防災行政無線のデジタル化をはじめ、市民メールやSNSなども活用した多様な情報伝達システムの構築に努めます。

⑥医療救護体制の充実

- 医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、関係機関との連携を強化し、救護所設置訓練の実施や資器材の整備を行い、災害時における医療救護体制の充実を図ります。

(2) 地域防災力の強化

①防災意識の高揚

- 市民の防災意識の高揚を目的とした、講座の開催や災害図上訓練の実施のほか、学校等と連携した防災教育の実施や効果的な啓発事業を推進します。

②自発的な防災活動への支援

- 風水害時におけるマイ・タイムラインの普及や地震時における感震ブレイカーの設置、家具の固定など、家庭や職場などの防災対策の支援を行い、自らの命は自ら守るという自助の意識の浸透を図ります。
- 自主防災組織において、自発的な防災活動に取り組みようリーダーを育成するとともに、実践的な防災訓練・避難訓練の実施や防災資機材などの整備を支援し、自らの地域は皆で守るという共助の意識を広めます。

(3) 消防団体制の強化

①消防団体制の強化

- 地域の消防団が持続的に機能できるよう、消防施設を計画的に整備・更新するとともに、自治会や地域の事業所、大学などと協力した団員の確保や処遇改善に努めることにより、現状に見合った体制づくりを推進します。

5 関連する計画

◆地域防災計画	◆水防計画	◆危機管理指針
◆業務継続計画（地震対策編）		◆災害時受援計画
◆地震対策アクションプログラム		◆医療救護計画
◆三島市新型インフルエンザ等対策行動計画		◆国民保護計画

2 防災・減災対策

【SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう

1 目的

地震・水害などの自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、被害を最小限に抑える対策を講じ、災害に強いまちをつくること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
木造住宅耐震補強助成事業の実施件数	642 件	894 件	耐震補強や除却の助成により、耐震性の劣る旧耐震基準の住宅が解消された件数（平成14年度からの実績の累計）
普通河川改良延長	32,026m	32,866m	改良した普通河川の延長（累計）

3 現状と課題

- 地震による建物の倒壊などの被害から生命、身体や財産を保護するため、市内に4,006戸（平成30年住宅・土地統計調査推計値）ある旧耐震基準の住宅について、耐震化の促進が求められています。
- 費用負担や建物を引き継ぐ者がいないことなどを理由に建物の耐震化を躊躇する人も多く、それが耐震化率の上昇を鈍化させています。
- 建物の耐震化の必要性について理解を深めるために、専門家による積極的な周知啓発が求められています。
- ブロック塀や建物倒壊による道路寸断などについて危機意識を共有し、地域ぐるみでまちの安全度を高める必要があります。
- 大雨による狩野川水系の浸水被害が予想されるなか、国・県と連携した計画的な河川整備と出水時の迅速かつ適切な浸水防除や安全確保対策の実施が求められています。
- 土砂災害による被害を防止するための急傾斜地崩壊危険区域などの対策工事は、多大な事業費がかかることに加え、所有者不明の土地が含まれるなどの課題が多いため、工事の執行に時間を要しています。
- 雨水貯留施設や調整池の維持管理を適切に行うことが求められています。また、民間事業者が設置した調整池などにおいても適正に維持管理をしてもらう必要があります。
- 雨水処理を適切に行うため、老朽化が進む都市下水路施設（雨水ポンプ施設含む）の計画的な保守が必要となっています。
- 災害時などにおける円滑な避難行動を促すため、日ごろから地域の地震、水害、土砂災害などの危険度や避難方法を周知しておく必要があります。

静岡県第4次地震被害想定における
本市の被害想定（相模トラフ）

推定震度	7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
面積(km ²)	0	42.6	13.8	5	0.1	0	61.4
割合(%)	0	69.4	22.5	8.1	0.2	0	100
建物被害	揺れ	液状化	人口造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失棟数(棟)	約1,400	約100	5未満	5未満	約10	約1,200	約2,700
半壊棟数(棟)	約4,700	約500	約10	5未満	約30	—	約5,200

河川別の流路延長と市内流路延長

令和2年3月31日現在

河川名	流路延長(m)		市内延長(m)
	国・県管理	市管理	
1級河川狩野川			
大場川	17,650	0	17,650
御殿川	4,000	1,210	5,210
三島山田川	2,300	2,300	4,600
沢地川	2,800	1,000	3,800
境川	6,100	2,620	8,720
夏梅木川	1,600	4,600	6,200
幽南観音川	1,080	1,100	2,180
徳倉宮川	900	1,100	2,000
松毛川	0	4,250	4,250
主な普通河川			
源兵衛川	0	1,500	1,500
桜川	0	4,150	4,150

(注意) 松毛川流路延長市管理4,250mには、準用河川部分1,350mを含む。

4 施策の方向

(1) 地震対策の推進

①住宅などの耐震化

- 大地震の発生による被害の軽減を図るため、地域や民間団体と連携した住宅などの耐震化の促進や危険ブロック塀の撤去などを行うほか、専門家を交えた建物所有者への適切な指導・誘導、情報発信に努めます。

②防災マップなどによる危険度の周知

- 地震対策に対する市民の防災意識の高揚を図るため、総合防災マップや各種ハザードマップの情報更新と配布に努めます。

(2) 急傾斜地などの危険対策の推進

①崩壊防止対策の推進

- 急傾斜地の崩壊防止対策を推進するため、国や県との連携による計画的な工事を実施するとともに適切な避難行動ができるよう、ハザードマップによる、土砂災害特別警戒区域などの周知に努めます。また、当警戒区域における危険住宅の撤去や安全な建物への建て替えなどを支援します。

(3) 水害対策の推進

①河川の改良・維持管理

- 浸水被害を防止するため、国や県と連携し、計画的に河川整備を実施します。
- 河川機能を保持するため、普通河川などの適切な維持管理と河川使用への適正な指導を行います。

②雨水対策の推進

- 河川への急激な雨水の流入を防ぐため、市内小中学校に設置している雨水貯留浸透施設や住宅団地に設置されている調整池の適切な維持管理を行います。
- 市街地の浸水を防除するため、都市下水路施設の適切な維持管理と計画的な修繕の実施に努めます。

③浸水・氾濫情報の周知

- 市民の安全を確保するため、ハザードマップにより浸水想定区域などを周知し、水位計や監視カメラによる浸水被害状況の把握に努めます。

5 関連する計画

◆地域防災計画	◆水防計画	◆耐震改修促進計画
◆都市下水路個別施設計画	◆地震対策アクションプログラム	

3 生活安全・消費生活

1 目的

交通事故や犯罪を減らし、自ら学び行動する消費者を育成することで、安全で安心して暮らせるまちをつくること。

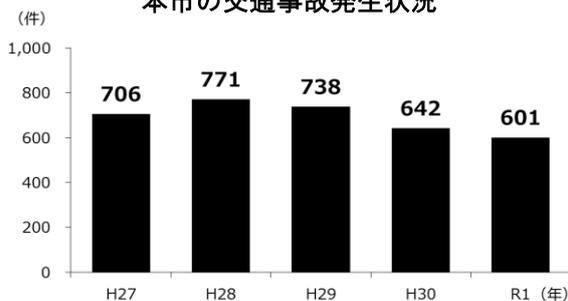
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
交通安全教室などの参加者数	17,273 人	18,500 人	交通安全教室などへの参加者数 (年間)
防犯教室など参加者数	5,781 人	6,000 人	小学校、幼稚園、保育園における不審者対応・侵入訓練や、地域のボランティアなどを対象とした防犯講座などの参加人数 (年間)
消費生活相談窓口の認知度	48.8%	60.0%	市民意識調査で「消費生活相談窓口を知っている」と答えた人の割合

3 現状と課題

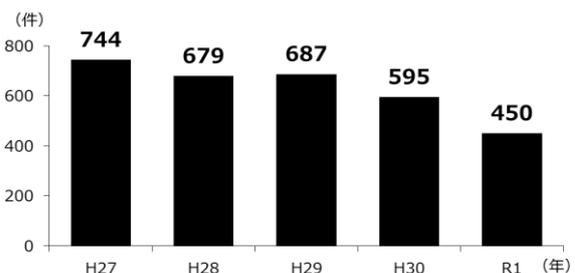
- 本市では、交通事故発生件数は減少しているものの、高齢者が関係する事故の割合は令和元年(2019年)に35%を占めるなど、増加傾向にあります。
- 運転中にスマートフォンを操作するなどのいわゆる「ながら運転」への罰則強化や、自転車保険の加入義務化など、交通法規の改正について正しい知識を普及する必要があります。
- 地域の交通安全を見守る交通指導員の高齢化や担い手不足が進んでおり、人材の育成と活動への継続的な支援が求められています。
- 本市では、刑法犯の認知件数は令和元年(2019年)には450件と減少傾向にあります。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺の増加やインターネットを利用した犯罪の発生など、時代の変化に応じた対策が求められています。
- 防犯に関するボランティアの高齢化や担い手不足が進み、防犯パトロール活動を担う人材育成が求められています。
- 令和元年度(2019年度)の消費生活相談件数は509件で、そのうち約半数を60歳以上の相談が占めています。また、民法改正により、令和4年度(2022年度)から成年年齢が引き下げられることに伴い若者に対する消費者トラブルの増加が危惧されています。
- インターネットの普及などによる新たな消費者トラブルをはじめ、複雑化する相談への適切な対応や、被害を未然に防ぐため消費生活センターの認知度の向上や機能強化が求められています。

本市の交通事故発生状況



資料：三島警察署

本市の刑法犯認知件数



資料：三島警察署

4 施策の方向

(1) 交通安全対策の推進

①交通安全意識の高揚

- 交通安全意識の高揚に向け、交通安全運動などの広報活動の実施や、各種交通安全団体と連携した啓発活動の推進、スクールガードを対象とした研修会などの充実を図ります。
- 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の運転免許返納支援を推進するとともに、警察と連携し、交通安全教育などを行います。
- 交通マナー向上による事故件数の減少を図るため、自転車利用者への交通ルールの順守など適切な指導・教育を推進します。
- 地域の交通安全を見守る交通指導員の活動を推進するため、継続的な支援に努めます。

②交通環境の整備・改善

- 関係機関と協力して、カーブミラーや区画線など交通安全施設の整備・維持管理に努めるとともに、道路の危険箇所の改良などを行います。
- 安全な歩行空間の確保を図るため、放置自転車禁止区域の駐輪指導や放置自転車の撤去を行うとともに、市営駐輪場の適正な維持管理に努めます。

(2) 防犯対策の推進

①防犯意識の啓発

- 市民の防犯意識の向上を目指し、警察署などの関係機関と連携した啓発活動や適切かつ迅速な情報発信体制の整備を推進するとともに、防犯教室や防犯講座などを開催します。

②地域ぐるみの防犯活動の推進

- 各小学校区地区安全会議や地域の防犯パトロール団体への活動支援、伊豆箱根鉄道沿線の市町や警察と協働して取り組む防犯活動、人材の育成、暴力団追放推進協議会との連携強化など、地域と連携した防犯活動を推進します。

③防犯設備の充実

- 犯罪や非行が起こりにくい環境づくりに向け、防犯灯の適正な設置・維持管理、自治会への防犯啓発看板の配付、学校などの公共施設への防犯カメラの設置などを推進します。

(3) 消費生活の支援

①消費者教育の推進

- 子どもから高齢者まで、すべての世代が消費者トラブルに巻き込まれないよう、学校と連携した子どもへの消費者教育、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、地域や福祉関係団体などと連携した高齢者の啓発と見守り体制の強化を推進します。

②消費生活センターの認知度向上と機能強化

- 多様化・複雑化する消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活センターの取組を周知し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、消費生活センターの機能強化を推進します。

5 関連する計画

◆交通安全計画

◆消費者教育推進計画

基本目標1 安全・安心に暮らせるまち

4 地球・自然・生活環境

【SDGs】 3 すべての人に健康と福祉を

- 4 質の高い教育をみんなに、6 安全な水とトイレを世界中に、
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくる
- 11 住み続けられるまちづくりを、12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を、14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう、17 パートナースHIPで目標を達成しよう

1 目的

かけがえのない地球環境を守り、豊かな自然環境、快適な生活環境を次世代に引き継ぐこと。

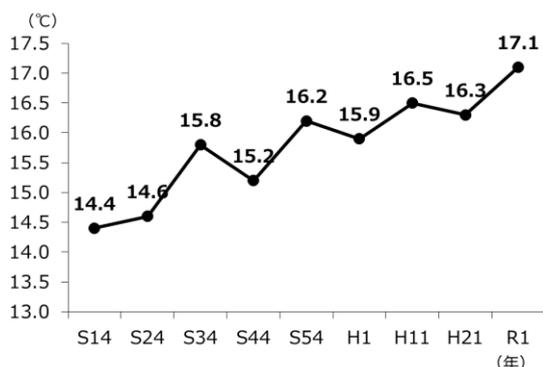
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
市域からの温室効果ガス排出量削減率	5.3% (H28分R1算定)	14%以上 (R4分R7算定)	本市から排出される温室効果ガスの削減率(2013基準年度比)
大気・水質などの環境基準の達成率	93.3%	100%	大気、水質、騒音など市や県が測定する箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合

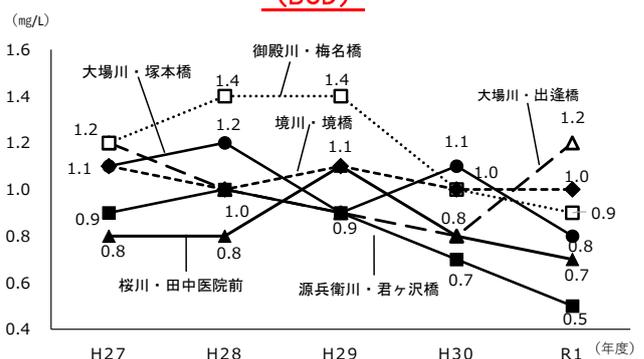
3 現状と課題

- 近年、温暖化などの気候変動の影響による異常気象の発生が、世界的な問題となっており、持続可能な社会の実現が求められているなか、政府は令和32年(2050年)までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。
- 国の第5次環境基本計画では、地域循環共生圏の考え方が提唱され、環境、経済、社会の横断的な取組を推進するSDGsの考え方の浸透が必要となっています。
- 外来生物による生態系への影響、過剰な採取、埋立てや開発など、人と自然にかかわる地域のさまざまな課題に対応するため、生物多様性地域戦略を策定し、自然環境を保全していくことが求められています。
- 市域の温室効果ガス排出量は、令和12年度(2030年度)に平成24年度(2012年度)比で26%削減する目標となっていますが、令和元年度(2019年度)に算定した平成28年度(2016年度)の数値は、基準年度となる平成24年度(2012年度)に対し4.9%の削減にとどまっています。(国と同様の基準年度比(2013年度比)では5.3%)
- 温室効果ガス排出削減のため継続的かつ効果的な取組が求められていますが、地産地消エネルギーなどの活用は難しいことから、市民一人ひとりに対し環境に配慮した行動やライフスタイルの変革を促す必要があります。
- 環境教育については若い世代の参加が少なく、環境ボランティア団体の高齢化や市民の環境意識の低下が進むなか、情報発信やイベントの内容に創意工夫が必要になっています。
- 排出ガス、排水、騒音などの環境基準の遵守、野焼き対策や畜産施設の悪臭対策、空き家などの適正な管理、公共施設における路上喫煙やポイ捨ての防止など、生活環境の保全のための適切な指導や啓発が求められています。
- 犬、猫の適正飼育を徹底し、無責任な餌やりと無秩序な繁殖を防ぐ必要があります。

本市の年間平均気温



大場川と市街地の河川の水質測定結果 (BOD)



(1) 総合的環境施策の推進

①環境基本計画の推進

- 「第2次三島市環境基本計画」を改定し、「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、環境の保全や創造に関する施策の推進を図ります。

(2) 地球環境対策

①地球温暖化緩和策（脱炭素社会に向けた対策）

- 創エネ、蓄エネ、省エネ設備などの導入推進、地域の資源ごみ回収活動の支援、プラスチックごみの削減、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の呼びかけなど、市民や事業者に対し脱炭素社会に向けた取組の普及・促進を図ります。
- 市民に広く周知するため、三島市ストップ温暖化推進員の活動を支援します。
- 市独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境への負担軽減を図るほか、市施設における省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用について推進します。

②気候変動適応策

- 気候変動の影響が市民生活や、各分野にもたらすさまざまな被害を軽減し、適応していくための対策を計画的に推進します。

(3) 環境教育

①環境教育・環境学習の推進

- 本市の豊かな自然環境を活用した環境教育により環境リーダーを育成するほか、SDGsを取り入れた啓発活動や、地域、学校、民間企業などと連携した環境学習、環境ボランティアの育成に努めます。

(4) 環境保全

①環境保全活動の支援と推進

- 地域に根付いた環境保全活動を推進するため、エコリーダーや各種環境団体などの活動を支援します。

②生物多様性の保全と持続可能な利用

- 生物多様性地域戦略を策定し、在来種・希少種の保護、外来生物の監視・駆除などにより生物多様性を保全するとともに、市民や事業者と連携し、自然資源の持続可能な利用を促進します。

(5) 快適な生活環境への推進

①生活環境の監視と指導

- 大気・水質・騒音などを定期的に測定・監視するとともに、事業所や工場からの騒音・振動・悪臭への指導や指示、生活環境に関する市民からの苦情・相談への適切な対応に努めます。
- 快適空間指定区域における路上喫煙・受動喫煙の防止や市域でのポイ捨て禁止の周知徹底を図るとともに、屋外公共施設における喫煙施設の整備に努めます。

②犬や猫の適正な飼養

- ペットの適正飼育の周知・啓発、犬・猫の里親探しを行うほか、飼い主のいない地域猫の避妊・去勢手術補助と適正飼養対策を行います。
- 災害時のペット対策について周知・啓発するとともに、避難所におけるペット受入体制の整備、動物飼育管理支援を担う災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成を進めます。

5 関連する計画

◆環境基本計画

◆地球温暖化対策地方公共団体実行計画

5 森林保全

【SDGs】

- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

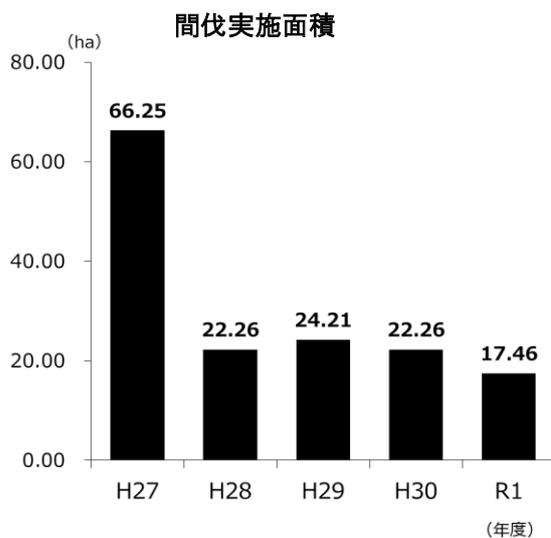
健全な森を育成し、土砂災害の防止をはじめとする森林のもつ公益的機能の増進を図るとともに、合理的な水利用の推進とかん養量の増加を図り、水資源を確保すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
市や事業者による間伐実施面積	17.46ha/年	150.0ha	市が実施する間伐のほか、事業者が行う間伐も含めた面積 (R3~7年度までの累計)

3 現状と課題

- 本市の約3分の~~2~~1を占める箱根西麓の森林では、整備や管理の行き届かない箇所が多く見受けられるほか、放置竹林が拡大し、治山、治水や水源かん養などの公益的機能の低下が危惧されています。
- 所有者不明や境界が不明確、国内林業の低迷などにより、森林所有者の保全と活用の意識が薄れており、各種制度の周知が必要になっています。
- 森林整備の意義やその必要性の理解を促進するため、わかりやすい説明や啓発が求められています。
- 事業者が参入しやすく、効率的な経営ができる経済林の実現と、水源かん養などの公益的機能を発揮するための環境林の適正管理が求められています。
- 地下水・水資源保全のためには、市民一人ひとりの節水意識の向上や井戸掘削時の指導のほか、黄瀬川上流域の市町との連携が必要となっています。



三島市の森林面積

令和2年4月1日時点

区分	面積(ha)	備考
森林面積	2,313	
天然林	600	
人工林	1,605	
私有林	1,403	
旧県有林	182	
県市有林	20	
竹林	74	
その他	34	未立木 更新困難地

4 施策の方向

(1) 森林の保全

①森林の育成・保全

- 森林経営計画の推進による森林の効率的な施業や適切な保護、森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大や環境林のモデル事業の実施などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。
- 「三島市森林整備計画」をわかりやすく周知し、森林のもつ公益的機能の普及に努めます。
- 針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹を植栽することで、災害に強い森林を目指すとともに、生物多様性の保全に取り組みます。
- 間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。

②放置竹林対策の推進

- 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐の推進と、竹破砕機の貸出しを実施するとともに、竹材やチップの活用を検討します。

③林道の整備

- 林道の維持管理や修繕を実施するとともに、路網計画の策定と林道台帳のデジタル化を図ります。また、経済林として活用できる事業スキームの構築に努めます。

④森林ボランティアの育成・支援

- 人と森林とのかかわりなどへの理解を深めるとともに、森林環境整備を推進するため、ボランティア団体などを育成・支援するほか、森林塾の開催などにより森林教育を推進します。

(2) 水資源の保全

①黄瀬川流域地域との連携による地下水の保全

- 地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取組を黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や沼津市、清水町との連携強化に努め、さらには上流域市町を含めた地下水の保全とかん養に取り組みます。

②地下水、湧水量の監視

- 黄瀬川地域地下水利用対策協議会（沼津市、三島市、清水町）による定期的な地下水位の観測とともに、井戸の掘削の届出指導を実施し地下水の保全を図ります。

③地下水かん養・節水活動の推進

- 箱根西麓での森の小さなダムづくりの実施や、雨水浸透マスなどの設置を支援し、地下水かん養を図るとともに、雨水貯留施設を普及し、家庭での節水を推進します。

5 関連する計画

◆森林整備計画

◆森林整備方針

◆森林経営管理制度

6 廃棄物対策

1 目的

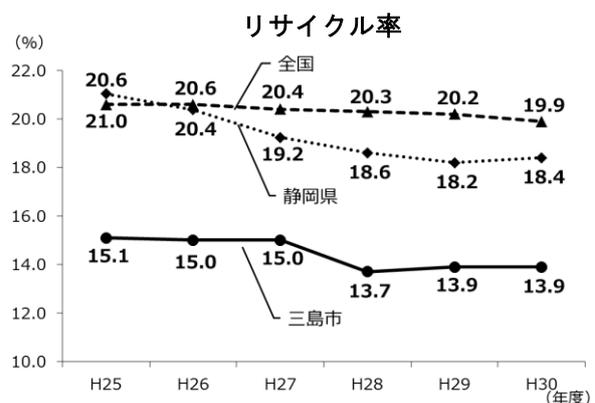
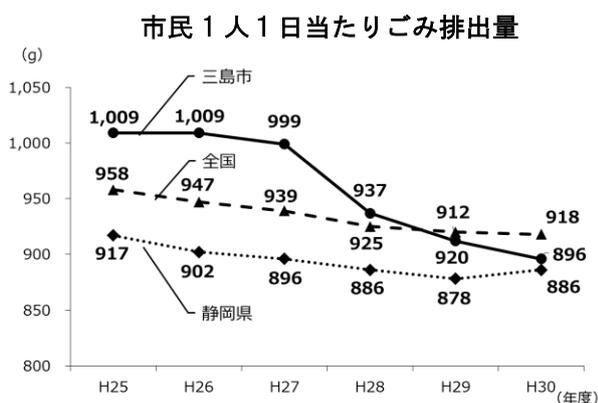
市民、事業者と行政が協働して、ごみの少ない清潔なまちづくりを進めながら、限りある資源を大切に、持続的に発展が可能な循環型社会を構築すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
市民1人1日当たりのごみ排出量	880 g	842 g	市民1人が1日に排出するごみの量
リサイクル率	14.1%	21.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

3 現状と課題

- 本市のごみ排出量は、平成18年度(2006年度)をピークとして年々減少傾向にありますが、平成30年度(2018年度)の市民1人1日当たりのごみ排出量は896gで、県平均の886gを上回っている状況です。また、リサイクル率も横ばいの状態となっています。
- 最終処分場の延命化や将来的な中間処理施設の建設コストを縮減するためにも、ごみ排出量のさらなる減量が必要となっています。
- ごみの減量やリサイクルの推進は、市民、事業者、行政が協働で取り組む必要があり、市民や事業者のごみに関する意識の向上が求められています。
- 社会環境の変化に対応し、効率的な家庭ごみの収集運搬体制の構築が求められており、また、高齢者や障がいのある人への適切な支援が必要となっています。
- 大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、集積所のルール違反ごみは増加傾向にあり、さらなる対応が必要となっています。
- ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などの中間処理施設は基幹的設備整備工事を実施し延命化を図りましたが、設備の消耗や老朽化が激しい施設であるため、現状の施設を適正に維持管理しながら、新たな中間処理施設の建設も検討が必要となっています。
- 最終処分場の残余容量が残り少ないため、焼却灰の外部搬出などによる延命化を図りながら、新たな最終処分場の整備を進めていく必要があります。
- 将来的な中間処理施設や最終処分場の建設に向け、経費の節減や効率的な発電などの効果が期待できる広域的なごみ処理の検討が必要となっています。
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理など、災害時における円滑なごみ処理体制の構築が必要となっています。



4 施策の方向

(1) ごみの減量と資源化の推進

①ごみの排出抑制

- 食品ロスの削減、生ごみのたい肥化、簡易包装や詰め替え商品の利用などについて啓発・促進するとともに、ごみ減量の進展状況に応じて、生活系収集ごみの有料化を検討します。

②ごみの資源化と分別の拡大

- 家庭から排出される資源物の分別区分やスーパーなどの店頭回収の周知徹底を図るとともに、廃プラスチック類の資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討します。

③広報啓発活動の推進

- 市民や事業者に対して広報みしまや講座開催などによる周知啓発を行うとともに、地域や学校と連携した環境教育を推進し、環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働して、ごみの減量や適正処理を市全体で取り組む意識の醸成を図ります。

(2) ごみの適正処理の推進

①ごみ処理の効率化

- 家庭から排出されるごみの安定かつ効率的な収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障がいのある人に配慮した収集運搬体制を検討します。

②事業系ごみの適正処理

- 定期的なごみ検査の実施や事業者に対する指導など、事業系ごみの適正区分・適正処理や減量に向けた取組を進めます。

③ごみ処理施設の維持管理と整備の推進

- 中間処理施設を定期的な点検や計画的な修繕により、適正に維持管理します。また、最終処分場は焼却灰等の外部搬出により延命化を図りながら、市民への情報提供と情報共有により市民の理解を得つつ、新たな最終処分場を令和10年の供用開始を目指して整備を進めます。

④災害時のごみ処理対策

- 災害時における円滑なごみ処理体制の構築に向け、災害廃棄物を取り巻く状況や社会環境の変化に対応した「三島市災害廃棄物処理計画」の見直し、想定訓練などの充実、相互援助協力体制の構築に努めます。

⑤広域的な取組の推進

- 現在稼働しているごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設といった中間処理施設の老朽化を考慮し、コスト面や効率面において期待される ごみ処理施設の広域化について、県を交える中で、ごみ処理広域化の可能性のある近隣市町との協議を進めます。

(3) 環境衛生の向上

①不法投棄の防止

- 不法投棄監視員、警察などとの連携による不法投棄防止に向けた取組を継続するとともに、地域や環境美化推進員と連携し、市民へのごみ出しルールの周知徹底を図ります。

②地域における美化活動の支援

- 清潔で快適な住みよい生活環境を確保するため、環境美化推進員の活動や自治会などが行う清掃活動、防疫活動などを支援するとともに、環境美化に関する各種イベントを開催します。

5 関連する計画

- | | | |
|----------------|--------------|------------|
| ◆環境基本計画 | ◆一般廃棄物処理基本計画 | ◆災害廃棄物処理計画 |
| ◆循環型社会形成推進地域計画 | | |

基本目標1 安全・安心に暮らせるまち

7 生活排水

【SDGs】

- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 14 海の豊かさを守ろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

生活排水処理による河川の水質保全を図り、安全で快適な生活環境を確保すること。

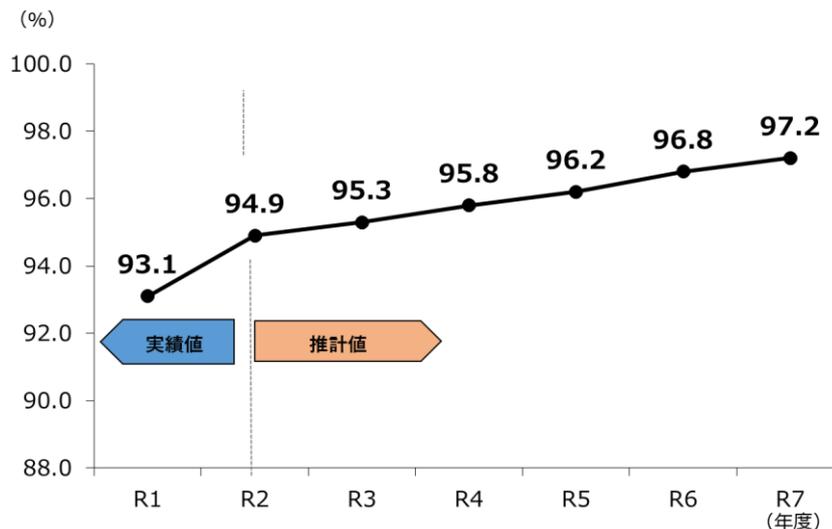
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
下水道普及率	84.0%	88.6%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
污水処理人口普及率	93.1%	97.2%	行政人口に対する公共下水道を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた人口の割合
水洗化率	92.3%	93.8%	公共下水道処理区域内の現住人口に対する実際に下水道を使用している人口（水洗化人口）の割合

3 現状と課題

- 下水道使用人口の減少や施設などの更新需要の増大に対応しつつ、公共下水道事業の健全な経営に基づく、安定・継続した下水道サービスの提供が求められています。
- 本市の污水処理人口普及率は、93%を超え、県内市町のなかでは極めて高い水準まで整備が進んでいます。
- 下水道整備の計画がない地域においては、費用負担などの理由で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まず、さらなる水質保全意識の向上が必要となっています。
- 大規模地震発生後も公共下水道施設が使用できるよう、計画的な耐震工事が必要となっています。
- 衛生プラントは、安定した機能維持のため、設備の長寿命化や効率的な運転を行うための改築工事が必要となっています。

污水処理人口普及率



4 施策の方向

(1) 公共下水道事業の経営

①健全な公共下水道事業の経営

- 適正な財源確保、投資の合理化や経営の効率化に努め、安定・継続的な下水道サービスを提供するとともに、経営状況により適切な時期に下水道使用料の改定について審議してまいります。

②公共下水道への切替え促進

- 文書や戸別訪問などによる水洗化の指導強化、ホームページや広報みしまなどによる啓発、併せて各種補助金の交付により、公共下水道への早期切替えを促進します。

(2) 公共下水道の整備

①公共下水道事業の推進

- 「三島市公共下水道事業計画」に基づき、各地区の公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、未整備地区は事業効果を考慮し計画を見直していきます。さらに、広域化・共同化に向けた可能性の検討を進め、方針を確定していきます。

②公共下水道施設の維持管理

- 管きよ、終末処理場、ポンプ場施設の計画的な点検、改築、修繕を行うとともに、点検結果に伴う必要な改築計画の再検討を行います。また、施設の長寿命化、耐震化を効果的かつ効率的に推進し、維持管理費の平準化に努めます。

③下水道汚泥の利活用

- 循環型社会の形成に向け、引き続き下水道汚泥を活用した新エネルギー事業の調査・研究に努めます。なお、事業計画期間内で事業収支が黒字となる技術が導入できる場合には、導入に向けた準備を進めます。

(3) 公共下水道未整備地区の生活排水処理

①公共下水道計画区域の見直し

- 公共下水道計画区域の見直しに向けて、将来人口の見直しなどに基づき、公共下水道整備区域を検討します。

②合併処理浄化槽設置の促進

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置などを支援するとともに、ホームページなどにより周知・啓発に努めます。

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理

①衛生プラントの維持管理

- 施設機器類の故障防止と長寿命化のため、点検や修繕を行うとともに、適正で効率的な維持管理に努めます。

②し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理

- 搬入量の的確な予測と処理量に対応した施設整備を行うとともに、し尿や浄化槽汚泥減少を見込んだ効率的な汚泥処理に努めます。

(5) 災害発生時の対応

①災害時の適切な生活排水の処理

- 大規模地震発生後に備え、避難所用トイレの整備のほか、被災時における公共下水道施設支障箇所の早期回復など、良好な生活環境の確保に努めます。

5 関連する計画

◆下水道事業経営戦略	◆ストックマネジメント計画	◆公共下水道事業計画
◆下水道総合地震対策計画	◆衛生プラント個別施設計画	

基本目標 2 健康で福祉が充実したまち

8 健康・医療

9 スポーツ

10 地域福祉

11 子育て

12 高齢者保健・福祉

13 障がい者福祉

14 保険年金・生活自立支援

都市宣言

● 健康都市宣言（平成元年9月19日決議）

● 食育推進都市宣言（平成21年3月17日決議）

8 健康・医療

1 目的

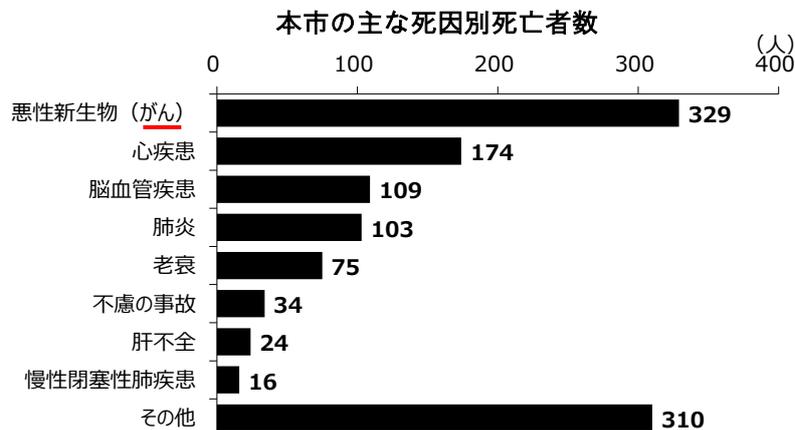
誰もが生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送り、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整えること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
肥満 (BMI 25 以上) の割合	男性 26.8% 女性 20.2%	23.4%以下 17.2%以下	特定健診と後期高齢者医療健康診査受診者の BMI 25 以上の割合
がん検診の精密検査を受けた人の割合	62.4%	80.0%	各種がん検診の精密検査対象者のうち精密検査を受けた人の割合
日常で医療サービスを受ける環境の満足率	44.9%	50.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合

3 現状と課題

- 平均寿命の延伸に伴い、生涯を通じて健康を保持し生き生きと暮らすため、日々の健康づくりや生きがい・きずなづくりの重要性が高まっています。
- 心疾患や脳血管疾患などにつながる生活習慣病を回避するため、特に健康に無関心な方の行動変容を促し、健康づくりを継続して実践できるような取組が求められています。
- 新たに発生する感染症などに対し、感染拡大の防止とともに、予防対策や発生状況などの情報を迅速かつ適切に提供することが求められています。
- 感染症の蔓延や重症化予防のため、予防接種への理解促進と、適切な接種が必要となっています。
- 食や歯科口腔、喫煙など健康に影響を与えるさまざまな要因について、市民の関心を高め、正しい知識の普及を図り、適切な生活習慣の実践を進めていくことが求められています。
- こころの健康に対する市民の関心や理解度を高め、気軽に相談できる窓口を周知し、円滑な社会復帰への支援や自殺の未然防止対策が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、在宅医療や病診連携体制のさらなる充実が求められており、誰もが安心して必要な保健医療サービスを受けることができる体制整備が望まれています。
- 救急医療体制は広域的に対応していますが、利用者が安易に受診するいわゆる“コンビニ受診”の横行や、慢性的な医師不足などにより、救急医療体制に支障が出ています。
- AED は 24 時間営業の店舗などに設置していますが、設置場所の減少が懸念されるとともに、使用方法や設置場所の認知度を高める対策が必要になっています。



資料：H30 年人口動態統計

4 施策の方向

(1) 総合的な健康施策の推進

①スマートウエルネスみしまの推進

- 市民が健康で、まちも産業も元気な“健幸”都市を目指し、健康づくりに無関心な方も含めすべての市民が健康づくりに取り組むことや、「いきがい・きずなづくり」「産業振興・地域活性化」につながるさまざまな施策を推進します。

(2) 健康づくりの推進

①生活習慣病予防の強化

- 疾病予防やがんの早期発見により健康寿命の延伸を図るため、市民のニーズを的確に把握し、教育・相談・訪問などにより生活習慣病の予防に努めるとともに、特定健診やがん検診の普及・啓発を強化し受診率の向上を図ります。

②食育の推進

- 食への関心を高め健康な体を保つため、栄養教育や食生活の改善指導、健康講座の充実を図るとともに、食を通じた豊かな心を育むための体験活動を推進します。
- 安全・安心な食への理解を広げるため、地産地消の推進に努めます。

③歯科口腔保健の推進

- 歯科検診や歯周病検診、歯の健康相談、健康教育、フッ化物利用事業などを進め、歯と口腔に関する意識の向上と口腔衛生習慣の確立を図ります。

④感染症の予防・拡大防止

- 定期予防接種の受診率向上を図ります。また、新たな感染症対策では、迅速かつ的確な情報提供や、国や県、関係機関との連携を強化し、検査や予防接種など適切な対応がとれる組織体制を構築するとともに、新しい生活様式の周知に努めます。

⑤精神保健・こころの健康づくりの推進

- 精神障がいやこころの健康、病気、悩みなどへの理解の促進と自殺予防を進めるため、関係機関との連携による精神保健の知識の普及や、相談体制の充実、各種講座を開催します。

⑥喫煙・受動喫煙防止対策の実施

- たばこの害についての知識の普及・啓発を図るほか、禁煙相談や教育を通じた受動喫煙防止対策を推進します。

⑦地域における健康づくり活動の実施・支援

- 地域の健康課題解決のため、保健委員の活動を支援し市民の健康づくりを進めます。また、市民や事業所、NPO、大学などとの協働の取組により健康を核としたまちづくりを進めます。

(3) 医療体制の充実

①医療体制の整備・充実

- 医療体制の充実を目指し、病診連携システムの整備、さらには近隣市町や関係機関と連携し医療人材の確保に向けた要望を行うとともに、市民に対してかかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことを周知し、在宅医療の普及・啓発を図ります。
- 市民が身近な医療機関で健診や診療を受けやすくするために、医師会をはじめとする医療関係機関と連携し、良質な医療サービスの提供を図ります。

②在宅医療体制の整備・充実

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた保健医療が提供されるよう、訪問診療や訪問歯科診療、訪問看護、在宅訪問薬剤管理指導などの在宅医療体制の充実を図ります。

(4) 安心できる救急医療体制の構築

①救急医療体制の充実

- 救急医療を担う機関の高度な専門医療機器の充実への支援など、1次救急や2次救急の充実を図ることに加え、症状に応じた適切な受診行動の周知・啓発、24時間営業の店舗と協力したAEDの設置などを行い、救急医療の円滑な運営に努めます。

5 関連する計画

- | | | | |
|------------------|-----------------------|---------|-----------|
| ◆地域福祉計画 | ◆健康づくり計画 | ◆食育基本計画 | ◆歯科口腔保健計画 |
| ◆いのち支える三島市自殺対策計画 | ◆スマートウエルネスみしまアクションプラン | | |

9 スポーツ

【SDGs】

3 すべての人に健康と福祉を
17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

運動・スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、すべての市民が、心身共に健康な生活を営むことができる社会を創出すること。

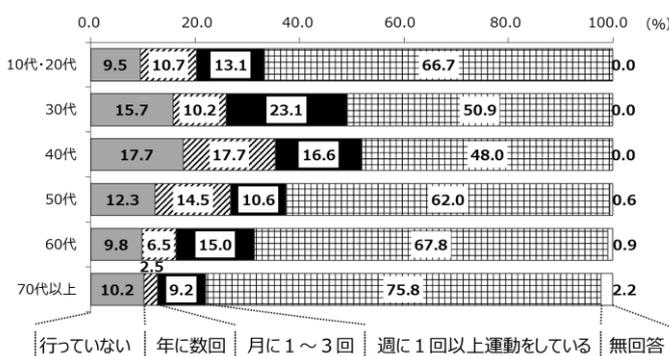
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
週1回以上のスポーツ実施率	63.9%	65.0%	市民意識調査で「1週間に1回以上運動をしている」と答えた人の割合
体育施設の利用者数	597,093人	630,000人	市立の体育施設(社会体育施設)の利用者数(年間)

3 現状と課題

- 平成29年(2017年)に策定された国の第2期「スポーツ基本計画」では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、“スポーツで、「人生」が変わる、「社会」を変える、「世界」とつながる、「未来」を創る”を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。
- 国が示す「スポーツ実施率向上のための行動計画」では、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活のなかに自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life」を目指しています。
- 市民意識調査によると、1週間のうちに1回以上のスポーツ・運動を行っている市民の割合は、全体的には増加傾向にあるものの、40代が48%(令和元年度(2019年度))と最も低く、働き盛り世代の運動不足が懸念されています。
- スポーツが健康に良いことは理解しているものの、家事や仕事などで時間が取れない人の割合が43.9%(令和元年度(2019年度))と高く、“行うのが面倒”や“運動が苦手”といった無関心な人も多くいます。
- 地域スポーツの母体となる体育振興会の活動に温度差が生じており、地域によっては気軽にスポーツを通じた健康づくりの機会が減ってきています。
- 生徒数の減少や共働き世帯の増加などにより、子どもが自ら希望するスポーツに親しむことができないケースがみられ、よりスポーツに気楽に参加できる環境整備が望まれています。
- スポーツ施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が必要となっています。

週1回以上のスポーツ実施率



社会体育施設の利用者数



資料：R1年度市民意識調査

4 施策の方向

(1) スポーツによる健幸都市づくり

①誰もが楽しめるスポーツの推進

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、すべての人々がスポーツの力で輝き、活力のある社会ときずなの強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」がレガシーとして実現するよう、世代や性別、障がいを超えて誰もが楽しくスポーツができる環境づくり に向けて、施設の整備や指導者の育成に努めます。

②各個人に適したスポーツ・運動の実施

- 個人の生活習慣や身体能力に応じた運動機会を増やしていくために、さまざまなイベントに合わせて体力測定会や運動指導を実施します。

③スポーツ施設の整備促進

- 施設の計画的な修繕や適正な維持管理に努めるとともに、総合運動公園など市民のニーズに適した新たなスポーツ環境の充実を図ります。

(2) 暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進

①地域におけるスポーツ団体の編成

- 地域で気軽にスポーツができる環境を整えるため、体育振興会などの活動を支援するとともに、さらなるスポーツ活動の活性化に向け、地域で活動する新たな団体の発足を検討します。

②学校体育施設開放の有効活用の仕組みづくり

- スポーツ環境のさらなる拡充を図るため、学校などと連携し、より使いやすい学校体育施設開放の仕組みを構築します。

(3) 次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備

①児童のスポーツ環境の整備

- 子どもたちが地域でのびのびとスポーツができるよう、スポーツ少年団の活動内容が充実したものになるよう、指導者の育成に努めるとともに、小学校の放課後を利用し、スポーツ指導や運動遊び教室などの開催を推進します。

②地域における学校部活動の補完機能の整備

- 中学生を対象としたスポーツ活動の充実を図るため、各団体のスポーツ教室などの支援を行うとともに、休日の部活動を地域の活動として実施できる環境の整備を目指します。

③トップアスリートの発掘・育成

- 将来、全国や世界で活躍できる選手の育成を目的に「みしまジュニアスポーツアカデミー」のさらなる充実を図るとともに、県東部地域の市町やスポーツクラブと連携し、広域の取組となるよう、発展を目指します。

5 関連する計画

◆スポーツ推進計画

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

10 地域福祉

1 目的

人がつながり、地域のネットワークが構築され、地域で福祉が推進されるまちづくりを進めること。

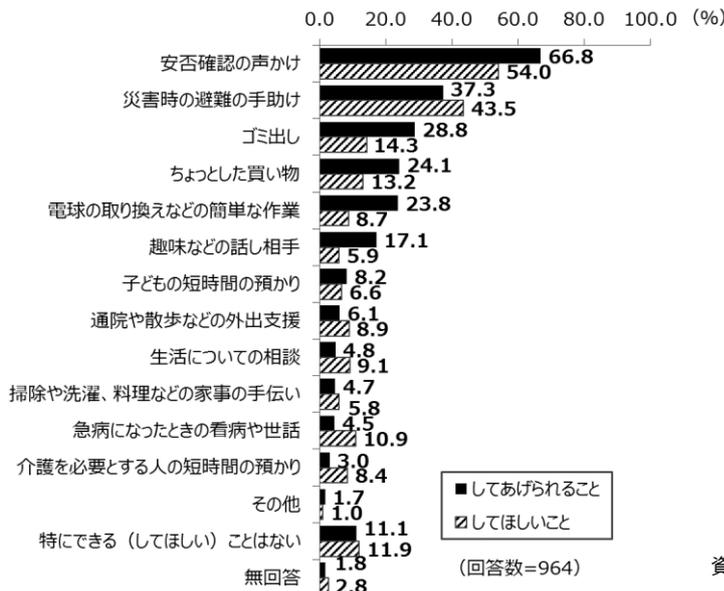
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
近所に助け合うことができる人がいる市民の割合	79.2%	90.0%	市民意識調査で「近所に助け合うことができる人がいる」と答えた人の割合
避難行動要支援者のうち情報提供調査に未回答の人の割合	18.7%	10.0%以下	避難行動要支援者のうち地域への個人情報提供に関する調査で未回答の人の割合

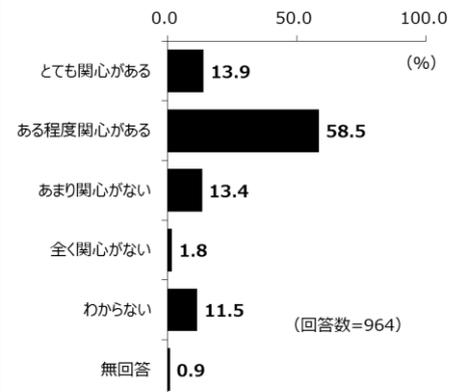
3 現状と課題

- 近年、急速に進む少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化するなか、家族や地域の支え合う力が弱くなっておりま。
- 活発な地域福祉活動のための情報交換や活動の場の提供、その運営や活動に対する支援、活動を始めるきっかけづくりにより、地域の支え合う力を強化していくことが求められています。
- 地域福祉の中心となる三島市社会福祉協議会が、引き続き拠点的作用を果たしていくことができるよう、福祉サービス機能の充実や老朽化している社会福祉会館の適正な維持管理が求められています。
- 高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加などにより、多様化する福祉ニーズに的確に対応した福祉サービスを提供できるよう、情報発信やサポートの充実が必要となっています。
- 災害時の避難に支援が必要な人（避難行動要支援者）の把握とともに、自主防災会や民生委員・児童委員をはじめとした地域の方々が協力し、適切に避難ができる体制の構築が必要となっています。
- 成年後見制度の意義や仕組みが知られておらず、制度の周知や安心して活用できる体制の確立が求められています。

困っている人にしてあげられる、してほしいこと



福祉に対する市民の関心度



資料：R1年度地域福祉計画策定のためのアンケート

4 施策の方向

(1) 地域福祉を担う人づくりの推進

①地域福祉の意識啓発

- 地域における福祉意識の醸成を図るため、各種イベントの開催や広報などによる周知・啓発を行うほか、福祉人材の育成やボランティア団体への支援、福祉活動団体への情報提供、交流機会や情報交換の場づくりに努めます。

②福祉拠点の整備・充実

- 福祉活動が地域で活発に取り組まれるための福祉拠点の充実に向けて、三島市社会福祉会館を計画的に整備するとともに、地域福祉拠点の整備を進めます。

(2) 地域福祉力を高める地域づくりの推進

①市民の福祉活動への支援

- 民生委員・児童委員や地域活動団体などの活動への支援に努めることで、市民が互いに支え合う主体的な福祉活動を促進します。

②地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 地域における助け合い支え合いの仕組みが整った地域共生社会の実現に向けて、日ごろから地域で交流できる機会や場づくりをはじめ、隣近所同士の気づかいや思いやりに基づく防災・防犯活動などが促進されるよう地域のネットワークづくりを推進します。

③災害に備えた地域体制づくりの推進

- 災害時や緊急時において誰もが安全かつ円滑な避難行動ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の名簿の有効活用と迅速な救助ができる体制づくりを整備するとともに、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域連携の強化を図ります。

(3) 地域福祉を支えるまちづくりの推進

①相談・支援体制の充実

- 福祉を必要とするさまざまな市民に適切なサービスを提供できるよう、福祉の総合相談窓口を強化します。また、成年後見制度の利用促進のため、相談・支援体制を強化します。

②社会福祉協議会との連携

- 三島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業などの周知を図るとともに、福祉の総合的な相談や権利擁護など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。

③ユニバーサルデザイン

- 誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを目指して、道路や公園、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を推進します。

5 関連する計画

- | | | |
|---------|-----------------|---------|
| ◆地域福祉計画 | ◆成年後見制度利用促進基本計画 | ◆地域防災計画 |
| ◆水防計画 | | |

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

11 子育て

1 目的

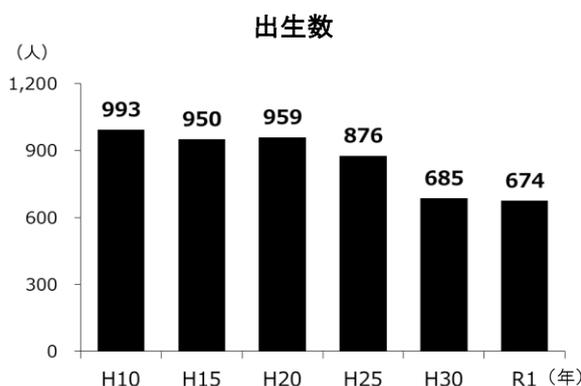
安心して出産や育児ができる環境と、子ども親も地域でともに育つ環境をつくること。

2 指標

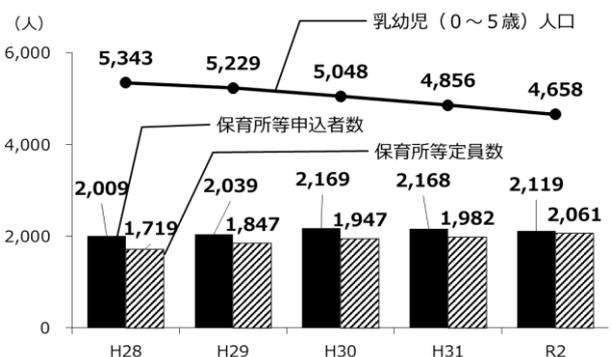
指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
保育所等への入所率	92.9%	100%	保育所等への入所申請をしたすべての子どものうち、入所できた子どもの割合
ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」の登録者数	208人	230人	ファミリー・サポート・センターの提供会員である「まかせて会員」の登録者数(累計)
児童発達支援事業所の保護者の満足率	80.0%	85.0%	児童発達支援事業所「にこパル」を利用する保護者の事業所評価のうち、支援に満足している人の割合

3 現状と課題

- 平成21年(2009年)は922人だった本市の出生数は令和元年(2019年)には674人となり、10年間で大きく減少しています。
- 少子化、未婚化、晩婚化が進むなか、個々のニーズに対応した行政機関などによるサポートの提供や安心して出産子育てができる医療体制が必要になっています。
- 共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりによって、本市では保育定員を上回る申込みがありますが、施設や保育士などが不足しており保育環境の整備が必要になっています。
- 保育所等に係る手続のオンライン化を進めるなど、働く保護者の目線に立った対応が求められています。
- 放課後児童クラブのニーズに対応できるよう、国の面積基準に沿った施設の整備や、児童が安全に過ごすための支援員の確保が必要になっています。
- 不妊・不育症の治療を受ける夫婦の負担軽減や妊娠期から子育て期まで気軽に相談できる体制など切れ目ない支援が求められています。
- 子どもの特性に適した支援や保護者のサポートのため、関係機関や専門職が効果的に連携した相談対応が求められています。
- 貧困の状態にある子どもや家庭もあることから、経済状態にかかわらずすべての家庭の子どもを適切に支援する体制づくりが求められています。
- 虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化による個別ケースの情報共有や、啓発活動、連携体制の強化が求められています。
- 地域による子育て家庭の見守りなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが求められています。



市内の乳幼児人口(0~5歳)と保育所等申込者数
各年4月1日時点



4 施策の方向

(1) 子どもの健やかな育ちへの支援

①母子保健と医療体制の充実

- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援体制の充実を図り、母子の健康を確保するため、疾病予防や健康増進、食育を推進するとともに、増加する子育てに関する悩みや不安への相談対応を強化し、保護者の心のケアに取り組みます。また、近隣市町や関係機関と連携し、産科・小児救急や休日などの医療提供体制の確保に努めます。

②保育サービスの充実

- 保育ニーズに対応し、将来を見据えた保育施設や保育士の適切な確保を行うとともに、ICTなどの活用による業務の効率化など、保育士の労働環境の改善と保育環境の充実を図ります。

③放課後児童クラブの充実

- 共働き世帯などが安心して働くことができる環境を実現するため、公設放課後児童クラブの環境整備とともに、民間事業者の参入による受入環境の拡大を検討します。

(2) 子育て環境の整備

①子ども医療費などの助成

- 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの通院・入院医療費を高校生相当年齢まで無料を継続するとともに、未熟児の治療に必要な医療費の一部を助成します。

②各種手当の支給

- 子育て家庭における生活の安定や子どもの健やかな成長のために、児童手当や児童扶養手当など各種手当の適正な支給を行います。

③ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の健康保持と福祉の向上のため、母子世帯等医療費の助成や母子世帯等祝金などの各種手当を支給するほか、母子父子自立支援員による支援を行います。

(3) 発達や生活などに困りごとのある子どもや家庭への支援

①発達支援体制の充実

- 発達に不安のある子どもとその保護者を支援するため、親子教室の実施や相談支援体制の強化、三島市児童発達支援事業所の運営を行い、発達支援体制のさらなる充実を図ります。

②生活に困難を抱える子どもとその家庭への支援

- 経済的に困難を抱えている家庭などの子どもが健やかに育つため、「三島市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、学校や地域、関係機関との連携による子どもとその家庭への支援体制の充実を図ります。

(4) 地域社会での子育て支援

①虐待防止対策・子育て相談体制の強化

- 子どもの権利を擁護し児童虐待の発生を予防するため、子ども家庭総合支援拠点の適切な運営による相談支援体制の充実、関係機関との連携によるネットワークの強化、体罰によらない子育てに関する情報の周知・啓発に努めます。

②子育て支援の推進

- 地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、安心して子育てができる地域社会構築のため、地域子育て支援センターの充実や子どもは地域の宝事業などを実施します。
- さまざまな悩みを抱える保護者に対し、保育サービスの活用方法の案内などの支援を行う子育てコンシェルジュを配置するとともに広くその周知を行います。あわせて、子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携を強化していきます。

5 関連する計画

◆地域福祉計画	◆子ども・子育て支援事業計画	◆子どもの貧困対策推進計画
---------	----------------	---------------

12 高齢者保健・福祉

【SDGs】

3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

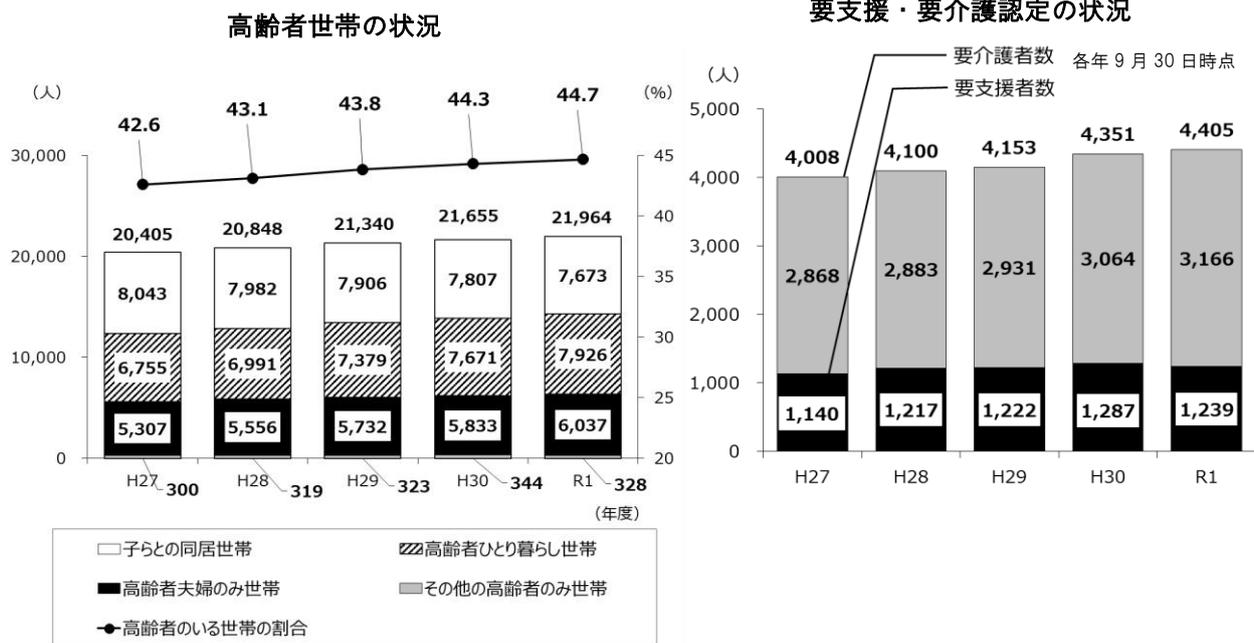
高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活を送ることができる社会を実現すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
住民主体の通いの場への高齢者の参加率	13.3%	14.3%	高齢者のうち市が把握する公民館などでの住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合
認知症サポーター養成者数	8,794 人	12,000 人	認知症サポーター養成講座を受講した人数 (H18 年度からの累計)
介護サービス利用者における在宅比率	82.6%	84.0%	介護サービス利用者のうち、施設サービス以外のサービスを利用した人の割合

3 現状と課題

- 本市の高齢化率は令和2年(2020年)3月末で現在29.3%と、全国平均よりも高い状況となっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向かって高齢化はさらに進行し、介護需要などが増加、多様化していくことが見込まれます。
- 生きがいや介護予防につながるよう、高齢者一人ひとりに合った社会参加を促進していく必要があります。また、元気な高齢者は地域の支え手となることも期待されています。
- 高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、自発的に健康づくりや介護予防の活動に取り組めるよう支援することで、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 複合化・複雑化する高齢者の相談に的確に対応できる体制を強化し、地域で支え合うネットワークを構築することが求められています。また、在宅で医療と介護の両方を必要とする人が増加するなかで、両分野が連携し、一体的に提供される体制づくりも求められています。
- 今後、認知症の人の増加が見込まれます。認知症への理解や認知症の人の社会参加活動を促進するとともに、本人や家族のニーズに合わせた支援・施策を推進していくことが重要になります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を多面的に支える体制の整備が求められています。
- 高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用希望者や介護保険施設への入所希望者の増加が見込まれるなか、必要なサービス量を確保し、質の高い状態で提供するとともに、適正かつ迅速な認定を行う体制の整備をすることが必要です。
- 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害時に自力での避難が困難な高齢者や感染症により重症化しやすい高齢者などへの対策を進めることが必要になっています。



4 施策の方向

(1) 高齢者保健・福祉施策の推進

①地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた体制づくり

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れ目なく提供される体制づくりを推進します。

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

①地域におけるさまざまな生きがいづくり活動の促進

- 高齢者の社会参加を促進し、生きがいの創出につなげていくために、老人クラブやサロンなど地域での活動を推進し、時代に合った教室や交流の充実を図ります。
- 心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、生涯学習やスポーツ活動への参加を促進します。

②高齢者の就労促進に向けた支援

- 高齢者の就労を促進するため、シルバー人材センターなどの関係機関との連携による就業機会の確保に向けた取組を行います。

(3) 健康づくりの推進と介護予防の充実

①健康づくりの推進

- 関係各課が連携して高齢者の健康づくりを推進し、保健事業と介護予防の一体的な取組を進め、健康寿命の延伸を図ります。

②介護予防の充実

- 高齢者が自立し、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、社会参加を促進し、介護予防活動の普及・啓発を行うとともに、介護予防教室の開催やリハビリテーション専門職が関与する支援の充実を図ります。

(4) 包括的支援の推進

①相談・支援体制の強化

- 地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、医療介護連携センターなどが連携しながら、高齢者の地域での生活を総合的に支援する体制の強化に努めます。

②在宅医療・介護の連携推進

- 地域の医療と介護の多職種・多機関とともに連携上の課題と対応策を検討します。また、

在宅医療・介護に対する市民の理解を促進し、ACP（人生会議）の推進に努めます。

（５）認知症施策の総合的な推進

①認知症の人を支える体制づくり

- 認知症の人やその家族の視点を重視しながら、市民の認知症への理解を促進するとともに、多様な人がかかわりながら相談対応・支援活動の充実を図り、共生と予防の取組を推進します。

②認知症の人とその家庭への支援

- 認知症の人やその家族、地域住民、ボランティアなどが集い、交流しながら相談や情報交換ができる場を設けるとともに、本人や家族の声を聞き、ニーズに合った支援を行います。

（６）地域生活を支える体制の整備

①支え合う地域づくりの推進

- 地域ケア会議や地域支え合い会議などで抽出された地域課題を踏まえ、ボランティアやNPOなどの多様な主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

②地域での生活の継続に向けた支援

- 高齢者の安心な暮らしを支えるために必要な福祉サービスの提供、安全・安心な住まいの整備、交通安全対策、防犯対策などの実施に努め、災害・感染症対策にも取り組みます。

（７）暮らしを支える介護サービスの充実

①介護予防・介護サービスの充実

- 要支援・要介護状態の改善や悪化を予防し、安心して生活を送れるようにするため、自分自身に適したサービスを自ら選択して受けられるよう必要なサービス量の確保と質の向上に努めます。

②介護給付適正化の推進

- 介護を必要とする人を適切に認定し、事業者が必要なサービスを適切に提供できるように促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化に努めます。

③介護人材の確保

- 増加が見込まれる要支援・要介護認定者に対して、適切なサービスを提供するため、介護人材を確保し、資質の向上に取り組むとともに、業務の効率化を図ります。

5 関連する計画

◆地域福祉計画	◆高齢者保健福祉計画	◆介護保険事業計画
◆健康づくり計画		

13 障がい者福祉

【SDGs】

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

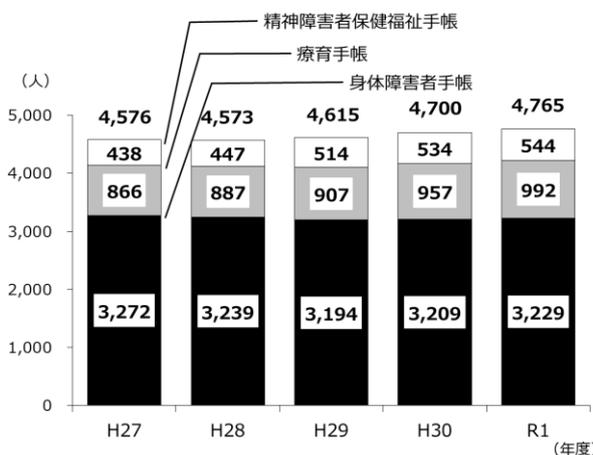
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
障がいのある人への理解度	34.8%	40.0%	市民意識調査で「市民の間に障がいのある人に対する理解が進んでいると感じますか。」について「非常に理解が進んでいる」「ある程度理解が進んでいる」と回答した人の割合
入所施設から地域生活への移行者数	16人	31人	入所施設などから、グループホームや単身生活などの自立した生活へ移行した人数（H24年度からの累計）

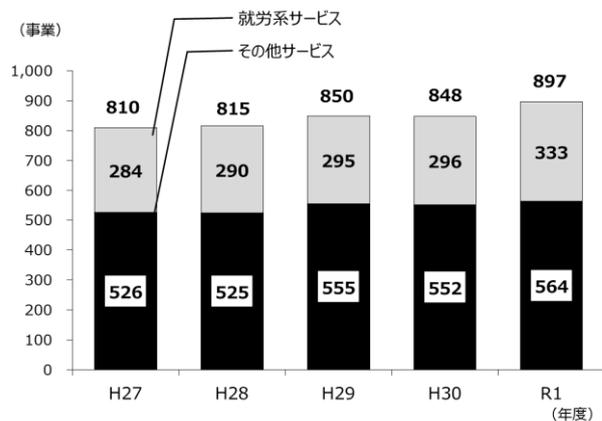
3 現状と課題

- 障がいのある人の定義が拡大され、発達障害や高次脳機能障害、難病も障害福祉サービスの対象になっています。近年の手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神・知的障がいのある人が増えています。
- 障がいのある人に対する理解・知識不足、無関心などによる虐待や差別は、依然として発生しており、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、理解の促進と各種サービスの提供体制の充実が求められています。
- 障がいのある人の就労ニーズが高まり、新たな職場開拓や職場定着のための障がい者雇用相談員の企業訪問などが増えており、企業側の理解促進が求められています。
- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センターのさらなる充実が求められています。
- 災害時の避難生活において障がいのある人に対する理解の促進と避難所などでの具体的な対策が求められています。

障害者手帳所持者数



障害福祉サービスの利用者数



4 施策の方向

(1) 地域共生社会の実現

①障がいのある人への理解促進と暮らしやすい環境づくりの推進

- 地域共生社会の実現に向け、各種啓発イベントなどを通じて障がいのある人への正しい知識や理解の促進を目指します。また、手話通訳者や要約筆記者の設置、障がい者施策推進アドバイザーの活動支援のほか、外出しやすくするための支援などを推進します。

②地域の支援事業所・施設の機能強化

- 地域の事業所の機能強化に向けて、情報発信や研修会を開催します。また、市内施設建設時における相談支援のほか、地域生活支援拠点の早期整備に努めます。

(2) 自立生活の支援

①各種障がい者手当・サービスの充実

- 各種障がい者手当を適正に支給するとともに、生活介護事業所やグループホームなど民間事業所の新規設立などを推進します。

②雇用につなげる支援の推進

- 障がいのある人の自立に向けて、障害者就労支援施設などからの物品調達の促進や障がい者雇用相談員による就労の促進など、障がいのある人の雇用に関する理解の浸透と就労の促進に努めます。

(3) 相談・支援の充実

①相談・支援体制の強化

- 市内の相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの体制を強化するとともに、情報共有のため民間事業所との連携会議を開催します。

②地域自立支援協議会の充実

- 障がいのある人が安心して地域生活が営めるよう、「三島市障がいとくらしを支える協議会」の活動を通じた、事業所との相互連携による情報共有や地域の課題解決を推進します。

③障がいのある人の権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知と活用の促進や障害者差別解消法、障害者虐待防止法への理解を広げ、合理的配慮や対応指針に沿った取組を推進します。

(4) 災害時支援体制の構築

①安全・安心な避難所環境の整備

- 災害時において、障がいのある人やその家族が安全・安心な避難生活を送るために、市の要配慮者班勉強会の定期開催や、福祉避難所施設の運営マニュアルの改正、福祉避難所 設営訓練などを行います。

②災害・防災情報の発信手段の整備

- 三島市災害ネットワーク委員会による検討を進めるとともに、災害時安否確認システムへの登録事業所の拡大に努めます。

5 関連する計画

- | | | | |
|---------|--------|---------|----------|
| ◆地域福祉計画 | ◆障害者計画 | ◆障害福祉計画 | ◆障害児福祉計画 |
| ◆地域防災計画 | ◆水防計画 | | |

【SDGs】

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

14 保険年金・生活自立支援

1 目的

社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。

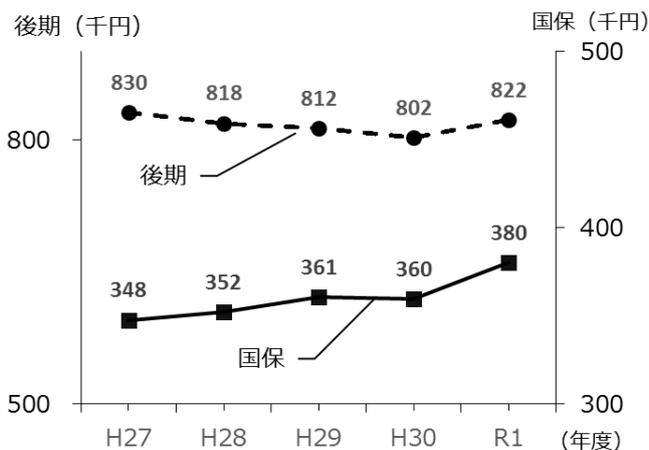
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
特定健診受診率	40.8%	45.8%	国民健康保険における特定健康診査受診率。(対象者のうち年度末時点の受診実人数の割合)
自立支援プラン策定件数	81件	156件	自立相談支援機関において、相談者の支援プランを策定した件数(年間)

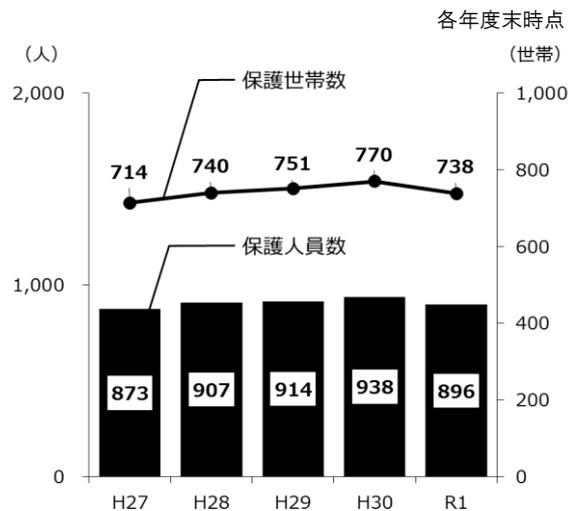
3 現状と課題

- 市民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金、生活保護制度の適正で持続可能な運用が求められています。
- 国民健康保険では、1人当たりの医療費が10年前に比べて1.38倍に増大し、保険税負担が上昇する傾向にあり、被保険者の健康維持増進に向けた取組や適正な保険制度の利用が求められています。
- 特定健診の受診率向上や健診を受けやすい環境整備、重症化を防ぐための保健指導の強化などによる生活習慣病予防が重要になっています。
- 高齢者人口が増加するなか、後期高齢者医療制度全体の医療費の増加や負担率の変更、被保険者1人当たりの負担の上昇などが想定され、個々の健康課題に対応したフレイル予防や重症化予防などの保健事業の取組が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する人の増加が見込まれることから、生活保護制度の適切な運用と自立支援、また生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援が求められています。

国民健康保険と後期高齢者医療の医療費
(1人当たり)



生活保護の被保護者世帯数と人員



4 施策の方向

(1) 国民健康保険の健全な運用

①医療費の適正な給付

- 医療費の適正な給付に向けて、被保険者資格の適正化や重複・頻回受診者、治療中断者、重複服薬者への受診指導・服薬指導に努めるとともに、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を促進します。

②被保険者に対する保健事業の推進

- 受診勧奨や受診機会の充実に努め、特定健診や人間ドックなどの受診率の向上を図り、生活習慣病の予防を促進するとともに、特定保健指導や訪問指導などにより生活習慣病の重症化を防ぐことで、医療費の抑制に努めます。

③国民健康保険の健全な財政運営

- 国民健康保険税の収納率の向上や、納税意識の醸成に向けた啓発とICTを活用した納付方法の拡充を進め、保険者努力支援制度の活用などにより財源の確保に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用

①制度の適正な運用

- 静岡県後期高齢者医療広域連合との連携を強化し、被保険者資格などの適用の適正化や保険料収納率の向上を図ります。

②被保険者に対する保健事業の推進

- 健康診査、人間ドックなどの受診率向上に努めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組による健康教育・相談、フレイル対策をはじめとした生活習慣病の予防、重症化予防のための個別指導の充実に努めます。

(3) 国民年金制度の周知

①加入啓発の促進、追納制度の周知

- 日本年金機構と協力・連携し、厚生年金離脱による国民年金への移行の確実な適用を推進するとともに、広報などによる制度情報の周知・啓発に努めます。

(4) 生活困窮者自立支援制度の適正な運用

①制度の適正な運用

- 生活保護受給者になる前段階にある生活困窮者への支援を行い、自立の促進を図ります。

②相談体制の充実

- 生活困窮者の多様な相談に迅速かつ適切に対応するため、三島市生活支援センターにおいてハローワークや社会福祉協議会などと連携した自立支援を行います。

(5) 生活保護制度の適正な運用

①制度の適正な運用

- 生活に困窮する市民が健康で文化的な生活を送れるよう、その困窮度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、生活や就労に関する助言・指導により自立を支援します。

5 関連する計画

◆地域福祉計画

◆国民健康保険保健事業実施計画

◆健康づくり計画

基本目標 3 未来につなぐ人材を育むまち

15 幼児教育・小中学校教育

16 生涯学習

17 図書館

18 文化財

19 文化芸術

20 多文化共生・平和

21 男女共同参画

都市宣言

●青少年健全育成都市宣言（昭和 57 年 9 月 24 日決議）

●三島市平和都市（核非武装）宣言（昭和 34 年 12 月 21 日決議）

15 幼児教育・小中学校教育

1 目的

豊かな感性と確かな学力をもつ、心身ともに健康な子どもを育成すること。

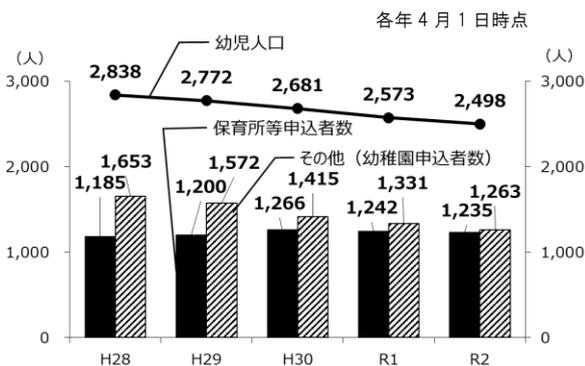
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
幼稚園教育への保護者の満足度	98%	<u>98%以上</u> (毎年度)	幼稚園アンケート調査で「先生たちは子ども一人ひとりにきめ細やかな指導をしている」と答えた市立幼稚園保護者の割合
「学校が楽しい」と答えた小・中学生の割合	小学校:87% 中学校:88%	小学校:93% 中学校:90%	学校アンケート調査で「学校が楽しい」と答えた児童・生徒数の割合
「授業の内容がよくわかる」と答えた小・中学生の割合	—	小学校:85% 中学校:80%	学校アンケート調査で「授業の内容がよくわかる」と答えた児童・生徒数の割合
小中学校施設の長寿命化改修の着手校数	0校	18校	「学校施設長寿命化計画」に沿い、改修を行う小中学校数

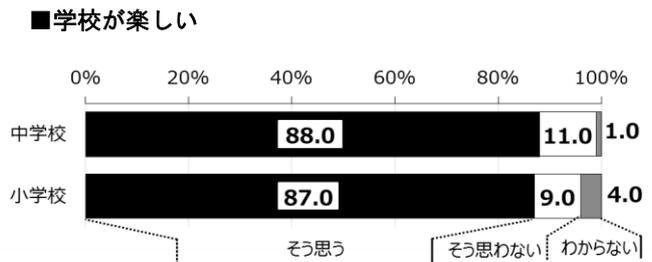
3 現状と課題

- 核家族化などの影響により、子どもの成長に対し不安を感じている保護者が増えていることから、幼稚園と保護者の関係性を深めることなどにより、育児不安の解消に取り組む必要があります。
- 共働き世帯の増加などにより保育需要が高まるにつれ、幼稚園申込者は減少しているものの、預かり保育などの体制整備の充実が求められています。
- 特別な支援を必要とする園児が年々増えており、一人ひとりの発達に合った幼児教育の提供が必要とされています。
- 新学習指導要領に対応した英語科や道徳科、プログラミング教育の導入、「主体的・対話的で深い学び」を通して、次代を担う子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことができるよう、教育内容の質的充実に取り組む必要があります。
- GIGA スクール構想による、一人一台端末導入後は、授業での効果的な活用や、自宅学習・オンライン学習を実現するための体制や運用の確立が求められます。
- 特別支援学級の対象児童・生徒が増加しており、個々のニーズに対応するための体制整備が求められています。
- 老朽化が進む施設・設備の更新・修繕には多額の費用がかかるため、学習環境に与える影響に応じた優先順位づけと計画的な改修・改築によるコストの低減、長寿命化や予算の平準化が必要となっています。
- 平成30年度(2018年度)より教職員の働き方改革を進めていますが、引き続き、三島市立学校働き方改革プランを推進する中で、プランの継続的な改善や教職員一人ひとりのさらなる意識改革が必要となっています。
- 子どもたちを取り巻く環境が複雑化、多様化するなか、学校や家庭だけでは解決することの難しいさまざまな課題が生まれており、学校・家庭・地域の一層の連携が求められています。

市内の幼児人口 (0~3歳)



学校評価 (R1) の結果



4 施策の方向

(1) 幼児教育の向上

① 幼児教育環境の充実

- 幼児教育において育みたい資質・能力や「幼少期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて幼児教育を充実させ、また、小学校との連携強化により小学校教育への円滑な接続を図るとともに、需要などに基づいた適正な施設配置と事業実施の検討を進めます。

② 家庭・地域との連携強化

- ICTを活用した連絡手段の拡大、地域の人々など幅広い年齢層との多様な交流の推進、保護者への相談支援の充実など、幼稚園と家庭、地域社会との連携を強化し、一体となって幼児教育に取り組みます。

③ 特別支援教育の充実

- 幼児の障がいなどの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫について、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭、地域、医療や福祉、保健などの業務を行う関係機関との連携を図ることで、長期的な視点による教育的支援を図ります。

(2) 小中学校における教育力の向上

① 心の教育の推進

- 小学校と中学校が連携を図り、子どもの豊かな感性の育成や地域愛の醸成を目指し、道徳教育やキャリア教育などのほか、体験学習などの地域の文化や自然にふれて学ぶ機会などの充実を図ります。

② 新学習指導要領に沿った確かな学力の育成とGIGAスクール構想への対応

- 一人一台端末を活用した情報活用能力やプログラミング的思考、外国語教育の充実により、グローバルなコミュニケーション能力を効果的に育むなど、新学習指導要領に沿った児童・生徒の確かな学力の育成を図ります。

③ 児童・生徒への指導、支援の充実

- 不登校や非行、いじめなどの支援が必要な子どもたちへの個別最適化された支援体制を整備するために、ICT機器を活用し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の整備

- 特別な支援が必要な児童・生徒の教育環境の充実を図るため、職員の専門的知識の習得や学校支援員の適正な配置に努め、落ち着いた学校生活の定着に努めます。

⑤ 信頼される学校づくり

- 保護者や児童生徒からの学校評価のアンケート結果を鑑み、学校運営の改善に積極的に取り組むとともに、コミュニティ・スクールの効果的な運営により、地域とのさらなる連携を図ることで、社会に開かれた教育課程を推進し、信頼される学校づくりに努めていきます。

⑥ 安全・安心な学校給食の推進

- 日本型食生活に即した地産地消の学校給食を提供し、子どもの健康づくりに努めます。

(3) 教育環境の整備

① 教育施設・設備の整備

- 学校施設長寿命化計画に沿って施設・設備の修繕・改修を実施し、安全・安心で充実した学校環境の整備を図ります。
- GIGAスクール構想に基づく、ICT環境の整備を図ります。

② 安全・安心な環境整備

- 通学時の安全確保のため、各学校での定期的な通学路の点検や関係機関と連携した危険箇所の解消に努め、学校と地域が一体となった防犯活動体制を支援します。

5 関連する計画

- | | | |
|-----------------|------------------|--------------|
| ◆ 学校教育振興基本計画 | ◆ 三島市立学校働き方改革プラン | ◆ 学校施設長寿命化計画 |
| ◆ 子ども・子育て支援事業計画 | | |

16 生涯学習

【SDGs】
4 質の高い教育をみんなに
17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学び、その成果を生かすことができる環境と、青少年が健やかに育つ環境を整えること。

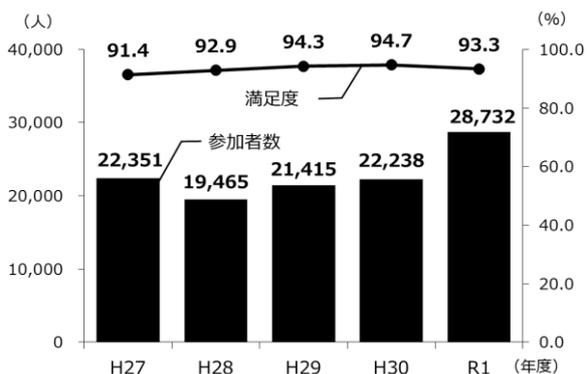
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
生涯学習講座・公民館で開催される自主講座参加者の満足度	93.3%	94.0%以上 (毎年度)	生涯学習センターと各公民館で開催される自主事業による講座の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合
青少年を対象とした学習・体験活動参加者の満足度	74.0%	80.0%	青少年の育成を目的とした小学生・中学生・高校生対象事業の参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合

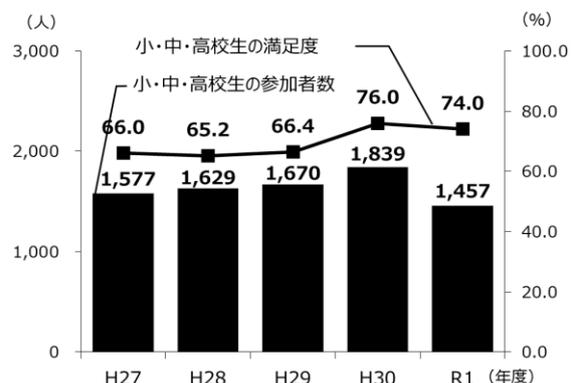
3 現状と課題

- 社会環境の変化や価値観の多様化などにより変化している市民の学習ニーズを的確に捉え、これに対応する学習環境の整備が求められています。
- 心豊かな人生を送るため、生涯学習の推進や、学びを通じた仲間づくり、さらには学習成果の地域社会への還元などが求められています。
- 職業人としての知識や教養を高めるためのリカレント教育の推進について、人生100年時代を見据え、ますますそのニーズが高まっています。
- 社会教育関係団体の減少や構成員の高齢化が進んでおり、地域の学びと活動を活性化する人材の育成と支援が必要となっています。
- 老朽化が進む社会教育施設の計画的な修繕や、時代の変化に応じた適切な管理が求められています。
- 体験活動や異年齢・異世代交流の場など、学校ではできない学びの場を地域で提供し、青少年の成長を促すことが求められています。
- スマートフォンの利用拡大など、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応し、青少年を有害情報や犯罪から守るとともに、悩みや問題を抱える青少年への迅速な支援が求められています。
- 社会構造の変化に伴い、学校が抱える問題が多様化・複雑化しているため、学校・家庭・地域の連携強化など青少年の健全育成を推進する体制の充実が求められています。

講座等の参加者数と満足度
(生涯学習センター、各公民館自主事業)



青少年育成事業の参加者数と満足度
(小・中学生、高校生対象事業)



4 施策の方向

(1) 多様な学習機会の提供

①各種講座・イベントの充実

- 生涯学習各講座や公民館地域活動などのイベントの開催をはじめ、大学や地元企業などの関係機関と連携した学習機会の提供などにより、生涯学習とリカレント教育の充実を図ります。

②地域人材の活用

- 地域に潜在する人材を見いだし育成・支援することで、市民に自身の学習成果やキャリアを活用する機会などを提供し、高齢者をはじめとした地域住民の協働・連携による学習環境の広がりを推進します。

(2) 学習環境の整備・充実

①生涯学習センターの整備・充実

- 個の主体的な学びを支援するため、生涯学習センターの計画的な施設改修・修繕に努めます。

②公民館の整備・充実

- 地域の学習拠点である公民館の機能の充実を図るため、計画的な施設改修・修繕に努めます。

③箱根の里の有効活用

- 自然体験と集団生活の場として主催事業の充実や、計画的な修繕に努めるとともに、施設を有効活用していくため、民間活力による整備・管理の手法を検討します。

(3) 社会教育活動の活性化

①団体の育成・支援

- 公民館活用団体や社会教育関係団体などの地域住民による地域活動や、地域学習を支援するとともに、相互のつながりを深める交流事業の活性化を図ります。

(4) 青少年の健全育成

①青少年活動への支援と育成

- 子ども会連合会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体の活動支援、青少年活動のリーダーとなる人材を育成する各種研修など、青少年の健やかな成長と豊かな学びを支える取組を進めます。

②青少年を育む地域づくり

- 学校、家庭、地域で青少年の健全な育成を推進するために、連携・協働体制を整備するとともに、青少年相談室による相談体制の充実、ICTの活用など、時代に対応した青少年の育成環境の整備に努めます。

5 関連する計画

◆生涯学習推進プラン

17 図書館

【SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

市民の教養を高めるため読書の普及とともに、知識と情報の拠点として、多様な資料・情報を収集・保存・提供を行うこと。

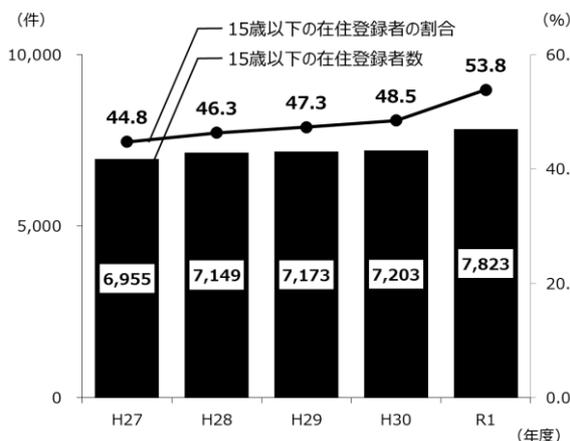
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
15歳以下の図書館貸出カード登録率	53.8%	60.0%	15歳以下の市民のうち、図書館貸出カードを持っている人の割合
16歳以上図書館貸出カード登録者の図書館利用率	15.1%	15.6%	16歳以上の市民のうち、図書館貸出カードを持っていて、1年間の間に図書館を利用した人の割合
レファレンスサービス件数	72,473件	111,800件	レファレンス回答数と当館インターネット上のレファレンス関連ページのアクセス数

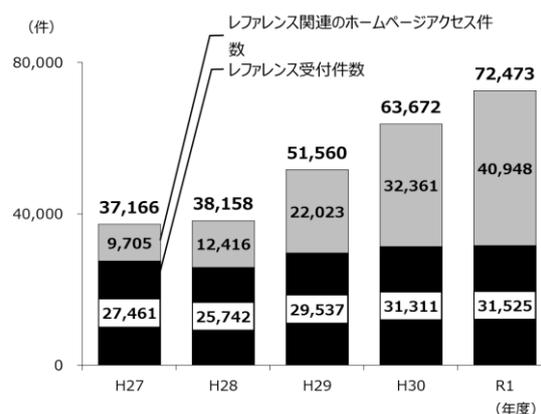
3 現状と課題

- 人口減少や近隣の図書館の建設などにより、図書館利用者は減少しています。
- 活字離れが進むなか、子どもが本に親しみ、読む力や情報リテラシーを身につける取組が求められています。
- 市民が自立し適正な判断により地域課題などを解決していく上で、図書館が地域社会の現状や課題に関する資料、書籍などを収集・保存し、市民に提供していくことが求められています。
- 社会環境により変化する多様な市民のニーズを的確に捉え対応する、情報収集、各種企画、レファレンスサービスの充実が必要となっており、また、居場所としての図書館の活用が求められています。
- 高齢化が進むなか、自宅が図書館から遠いなど、図書館を利用しにくい市民でも本に親しめるような取組が求められています。
- 資料の収容能力が限界に近づいており、スペースの確保が必要となっています。
- 電子資料の導入が望まれています。現状では電子化されている書籍の種類が少なく、状況を見ながら導入の検討を進める必要があります。
- 時代の変化とともに、視聴覚コーナー利用者が減少しているなど、ニーズにあった施設のあり方の検討が必要になっています。
- 地域の魅力を伝え、「みしま」の価値を高めるために、地域資料の収集・保存やデジタル化とその活用が求められています。

15歳以下の図書館貸出カード登録率



レファレンスサービス件数



4 施策の方向

(1) 図書館機能の充実と利便性の向上

① 図書館資料収集・提供の推進

- 保存資料のさらなる充実を目指し、本市の文化や歴史、行政に関する地域資料を重点として、市民の多様なニーズに応える資料の収集・保存・提供に努めます。

② レファレンスサービスの充実

- 多様化・高度化する市民の学習ニーズや地域課題に対応するため、資料の紹介・調査方法などの相談に応じるレファレンスサービスの充実を図ります。

③ 他施設などと連携した活動の推進

- 資料の有効利用と利用者サービスの向上に向けて、県立図書館や他の市町の図書館などとの相互利用・分担収集の推進、郷土資料館など関係各機関との連携を強化します。

④ 誰もが利用しやすい図書館の推進

- 移動図書館活動の拡充による図書館機能のさらなる拡大や、点訳音訳資料の作成提供などの障がい者サービス、多言語資料の収集提供などの多文化サービスなどを推進します。
- 各種機器の更新やIC技術を利用した資料管理により、利用者の利便性の向上を図ります。

⑤ デジタルファーストによる電子資料の拡充

- 従来の図書資料と電子資料を併せたサービスを行うハイブリッド図書館を推進し、地域の歴史・文化資料のデジタル化や、ICT技術を活用し情報ナビゲーションの工夫に努めます。

(2) 読書普及・図書館活用の促進

① ライフステージに合った情報提供

- 地域・行政の課題や暮らしに役立つ情報の提供、YAサービスの拡充などにより、生涯にわたる学びの機会の提供を図るとともに、利用者講座をはじめとするリテラシー教育の推進などにより、市民の情報活用能力の向上を支援します。

② 子どもの読書機会の充実

- 本に親しみ、読む力・情報リテラシーの習得を推進するため、学校など各種教育機関や子育て関連施設と連携した取組を推進するとともに、家庭や地域文庫など、子どもと直接関係をもつ大人への啓蒙に努めます。

③ 図書館ボランティアの養成

- 図書館についての理解を深め、図書館活動を支援してもらうボランティアを養成します。

④ 時代にあった図書館の活用の推進

- 資料の保存や情報提供にとどまらず、時代にあった図書館のあり方を検討し、個人が社会とつながり、安心できるサードプレイスとしての居場所となるような図書館機能の充実などに努めます。

5 関連する計画

◆子ども読書活動推進計画	◆生涯学習推進プラン
--------------	------------

18 文化財

【SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、無形民俗文化財や文化財を後世に継承すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
指定文化財の件数	85 件	87 件	国・県・市指定文化財の件数（累計）
未指定を含む文化財（資料群）の所在調査実施件数	0 件	10 件	個人や団体所有の古文書などの資料群のうち、資料概要と保存状況を確認した件数（累計）
郷土資料館所蔵資料データの公開件数	28 件	5,000 件	郷土資料館の所蔵資料データのインターネット上での公開件数（累計）

3 現状と課題

- 市民の郷土への愛着を高め地域文化への誇りを醸成するために、文化財や無形民俗文化財などの郷土資源を次の世代に継承するとともに、その保護・保存・活用が必要になっています。
- 文化財の調査や開発に伴う埋蔵文化財の試掘確認調査を適切に進めていますが、開発の決定により遺すことのできない文化財については記録して保存することが求められています。
- 自然災害などによって、指定文化財、登録文化財、史跡公園などの破損が発生しており、迅速な復旧を進めています。
- 少子高齢化による担い手の減少と継承者の不足により、地域の伝統行事などは伝承することが困難になってきており、対策が求められています。
- 市内での文化財の散逸が起きており、所在の把握と適切な保存が必要になっています。
- 郷土資料館の展示や各種講座、ホームページなどで郷土に関する学習や文化財の情報にふれる機会をつくっていますが、さらなる充実が求められています。

市内の指定文化財（指定別）

令和2年3月現在
件

国指定	25
県指定	12
市指定	48
合計	85

郷土資料館所蔵資料

令和2年3月現在
件

民俗（民具等）	6,882
歴史（古文書・古書等）	36,945
美術（絵画・人形等）	857
自然（標本類等）	37
合計	44,721

4 施策の方向

(1) 郷土資源の保護・継承

①郷土資源の保護・保存の推進

- 郷土に伝わる無形民俗文化財の保護・保存に向け、地域の祭りなどの担い手との連携を強化し、伝統行事の取材・記録を行うほか、市民による保存活動を支援します。

②郷土資源の継承支援

- 三島囃子や農兵節・伝統行事などの無形民俗文化財を次の世代に引き継ぐため、後継者の育成を支援するとともに、文化財の調査や保護、情報発信を行う団体を支援します。

(2) 文化財の保護・保存

①調査・発掘の推進

- 未指定の文化財の調査や市内遺跡発掘調査などを進め、土木工事などを周知の埋蔵文化財包蔵地内で行う場合、確実に届出がなされるように指導します。

②文化財の保存の推進

- 所有者との連携を深め、優れた建造物や美術品、芸能などを文化財に指定し耐震補強や修復作業を支援します。
- 試掘確認調査の結果を報告書などで公開するとともに、遺跡の適切な保護処置を講じます。

③幅広い文化財の把握・調査

- 未指定を含む文化財、特に市内に潜在するものの所在情報を広範に収集し、調査を実施した上でその保存に努めます。

(3) 文化財の環境整備と活用

①文化財の環境整備

- 国の史跡指定を目指して向山古墳群の発掘調査を推進するほか、史跡山中城跡の保存活用計画を策定し、計画を推進するなど、文化財の計画的な保存活用に努めます。

②文化財を活用した教育普及・地域活性の推進

- 他機関、団体、ボランティアなどとの連携による、文化財を活用した各種講座や団体見学などの教育普及に努めるとともに、日本遺産「箱根八里」の活用による誘客など、文化財を活用した地域活性化を図ります。

③郷土資料館の整備・充実

- 郷土資料館の適切な維持管理に努めるとともに、収集、調査、保存する地域の文化財の展示、図録や史料集などの刊行、所蔵資料データベースの整備による情報発信など機能の充実を図ります。

5 関連する計画

◆文化振興基本計画

◆歴史的風致維持向上計画

◆生涯学習推進プラン

19 文化芸術

【SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

文化芸術を通じて、市民が将来にわたり郷土に誇りと愛着をもち、豊かな市民生活と活力に満ちた地域社会を実現すること。

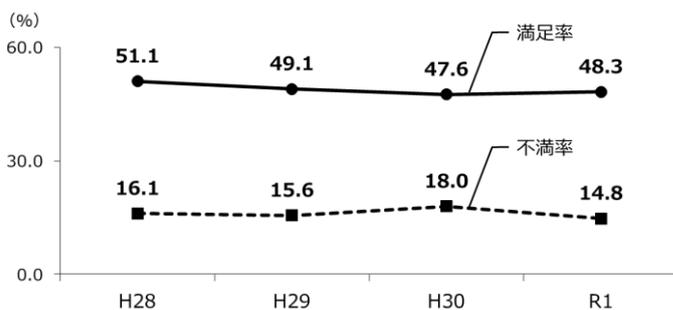
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
文化的環境の満足率	48.3%	53.0%	市民意識調査で「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合
クリエイティブワークショップの中学生以下の参加者数	3,437 人/年	17,500 人	市が主催、共催するクリエイティブワークショップに参加した中学生以下の人数 (R3～7年度までの累計)

3 現状と課題

- 「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂などの活性化に関する法律」に対応した文化施策の推進が求められています。
- 文化振興基本計画に基づき、文化振興施策を総合的に推進するため、さまざまな文化の担い手や観光、産業振興、福祉などの関連分野と連携・協働することが求められています。
- グローバル化や価値観の変化などで、文化芸術のニーズが多様化しています。
- 既存の文化団体の高齢化が進み活動の休止や担い手不足が発生しています。
- 令和2年度（2020年度）の文化芸術に関する市民意識調査結果では、文化芸術が「子どもの発達、成長に必要なもの」と考えている人の割合が49%であることから、次代の担い手となる子どもたちへの文化芸術体験の充実が求められています。
- 障がいのある人、高齢者、子どもなど、自分でホール、美術館などに行くことが困難で、文化芸術にふれる機会が少ない方々に対し、学校・施設などでの鑑賞機会の提供や気軽に行ける公演などの情報提供が求められています。
- 大規模改修工事を行った市民文化会館ですが、今後も老朽化は進むことから、計画的な改修が必要になっています。
- 本市にある文化的資源について、多くの市民が知り、本市に誇りと愛着をもつことができるようにすることが必要です。
- 地域行事(地域の祭りなどを含む)の参画やデザイン思考の活用など、地域の課題を解決するきっかけとなる文化の価値(文化のもつ力)を生かす取組が求められています。

文化的環境の満足率



※満足率：「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の和
 ※不満率：「どちらかといえば満足していない」「満足していない」と回答した人の和

資料：市民意識調査

4 施策の方向

(1) 市民が文化芸術にふれる、参画する機会の拡充

①文化芸術活動の振興

- 市民の文化への関心を高めるため、民間の文化施設への支援を行うとともに、市民団体などとの事業の共催を通じて文化・芸術活動を推進するほか、本市にゆかりのある文学者などを顕彰し、市民の文筆活動を支援します。

②文化芸術を活用した次代を担う子どもの育成

- 次代を拓く創造性豊かな人材を育成し、多様な文化が息づく品格あるまちを実現するため、子どもが文化芸術に親しむきっかけをつくる「デビュープログラム」や、子どもを対象とした鑑賞・創作・体験活動の充実に努めます。

③文化芸術活動が身近に感じられる機会の充実

- 市民が日ごろから文化に親しみ活動できる機会を増やすために、文化情報の提供を推進するとともに、民間や他分野との連携などにより、誰でも気軽に文化にふれ、楽しむ機会の提供に努めます。

(2) 文化芸術を創造・発信する活動への支援

①文化芸術団体への支援

- 文化芸術分野で活動する団体が主体的に活発な活動を展開できるよう、文化団体との事業共催や後援をはじめ、県や民間団体などの助成情報の提供などの各種支援を推進します。

②発表の機会と活動の場の充実

- 文化・芸術団体などとの協働により、団体の活性化や新たな団体の加入を促し、市民や団体などの活動の場や発表の機会を充実します。

③地域の魅力・活力向上へ寄与する文化の活用

- 文化が新たな価値を生み出すことを狙いとした文化資源の発掘と、文化活動による地域の魅力の向上を図るとともに、文化振興と観光、福祉などさまざまな課題に対応する他分野との協働の取組を支援します。

(3) 文化芸術活動の環境整備

①文化活動の創造・交流拠点としての市民文化会館の活用

- 文化活動の拠点となる市民文化会館について、国内外の優れた文化・芸術活動を鑑賞できる機会を提供するとともに、屋外広場や市民ロビーの活用など、市民が気軽に利用できる仕組みづくりを進めます。

②市民文化会館の維持管理

- 安全で快適な施設利用ができるよう、引き続き老朽化した施設・設備の計画的な改修に努めます。

5 関連する計画

◆文化振興基本計画

◆生涯学習推進プラン

◆歴史的風致維持向上計画

20 多文化共生・平和

【SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

国籍にかかわらず、誰もが認め合い安心して快適に暮らし、共生・活躍できる地域社会を実現するとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解と、平和意識を醸成すること。

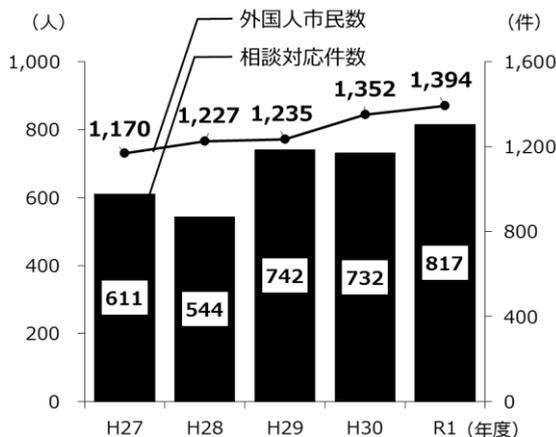
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
外国人市民延べ相談対応件数	817 件	900 件	外国人市民より窓口や電話などで受けた相談の件数（年間）
国際交流事業への参加者数	2,280 人	2,400 人	各種国際交流事業に参加した人数（年間）

3 現状と課題

- グローバル化の進展や「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、留学生などの在留外国人や技能実習生といった外国人労働者の増加が見込まれています。
- 外国人市民が本市の人口に占める割合は、令和元年度（2019年度）末現在 1.28%で5年前と比較し 0.28%増加しており、外国人市民との共生のため、理解をより深めることが重要です。
- 外国人市民の生活支援のため、4か国語の通訳を設置していますが、支援や発信している情報を外国人市民に確実に届ける手段の再考が必要となっています。
- 市役所の手続は行政用語などわかりにくい言葉も多く、各手続では、やさしい日本語や多言語への対応が求められています。
- パサディナ市をはじめとする3つの都市と姉妹（友好）都市提携を行い、相互に青少年などの受入派遣を実施しています。令和元年度（2019年度）には中国麗水市と観光交流提携に関する覚書を締結しましたが、今後は人材交流からさらに発展した取組を進めていくことが望まれています。
- 外国人市民と日本人市民との交流による多文化の理解促進のため、市内の大学や団体との連携を強化し、国際交流事業のさらなる充実が求められています。
- 昭和34年（1959年）に「三島市平和都市（核非武装）宣言」を行いました。
- 終戦から75年が経過するなか、戦争の記憶を風化させることなく平和の尊さを後世へ伝える取組を続けていくことが求められています。

外国人市民数・相談対応件数



姉妹（友好）都市提携

都市名	連携年月日	概要
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 パサディナ市	姉妹都市 昭和32(1957)年 7月24日	人口約14万人 (2020年) 面積60k㎡
ニュージーランド タラナキ州 ニュープリマス市	姉妹都市 平成3(1991)年 4月29日	人口約8万人 (2020年) 面積2,205k㎡
中華人民共和国 浙江省 麗水市	友好都市 平成9(1997)年 5月12日	人口約268万人 (2020年) 面積17,300k㎡

4 施策の方向

(1) 多文化共生社会の推進

①生活相談と情報提供の充実

- 安心して生活できる環境づくりに向けて、外国人市民の日常生活における相談窓口を充実するとともに、やさしい日本語の活用促進や多言語表記の行政資料、生活情報の多様な手段での発信に努めます。

②多文化共生意識の醸成

- 外国人市民と地域住民との交流が推進されるよう、外国人市民に対する日本語学習支援や地域内交流事業を実施し、地域コミュニティへの参加支援を行うとともに、日本人市民へ異文化理解を深める機会を提供して、地域コミュニティの受入体制づくりを進めます。

(2) 国際理解の推進

①姉妹・友好都市交流の推進

- 姉妹・友好都市との公式訪問や市民レベルでの相互派遣や交流を進めるとともに、観光交流やスポーツ、文化などの分野における交流機会の提供に努めます。

②多文化共生社会を担う人材の育成

- 多文化共生社会で活躍できる人材を育成するために、小中学校での国際理解教育に係る講師派遣や語学講座の開催、日本語学習支援者を育成するとともに、外国語や日本語学習の成果を発表する場の提供に努めます。

(3) 市民団体・関係機関との協働・連携

①国際交流協会との連携

- 市民レベルでの国際交流事業を担う国際交流協会を支援するとともに、国際交流フェアなどのイベントを協働で実施します。

②市民団体や大学などとの連携体制の強化

- 市民団体や大学、企業との連携を強化し、日本人市民と外国人市民との交流機会の創出やネットワークの構築、情報共有を図り、協働で事業を実施します。

(4) 平和都市活動の推進

①平和都市活動の推進

- 平和の尊さや戦争の悲惨さを未来へ伝えていくため、毎年8月を平和都市推進月間と位置づけ、街頭啓発活動、パネル展の開催、広島市平和祈念式への中学生の派遣などを実施し、平和意識の普及・啓発を図ります。

②平和活動団体への協力

- 平和活動を推進している団体への協力を通して、恒久的な平和への意識の普及を促進します。

5 関連する計画

該当なし

21 男女共同参画

【SDGs】

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

誰もが自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現すること。

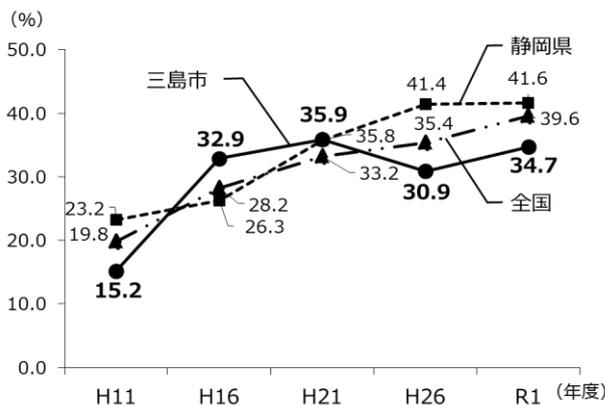
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
市の審議会などの女性委員の割合	34.7%	40.0%	市が設置する審議会、委員会などの委員のうち、女性を登用した人数割合
性別役割分担意識にとらわれない人の割合	71.5% (H30)	80.0%	市民意識調査で「男性は仕事、女性は家庭」という性別に固定した考え方に反対する人の割合

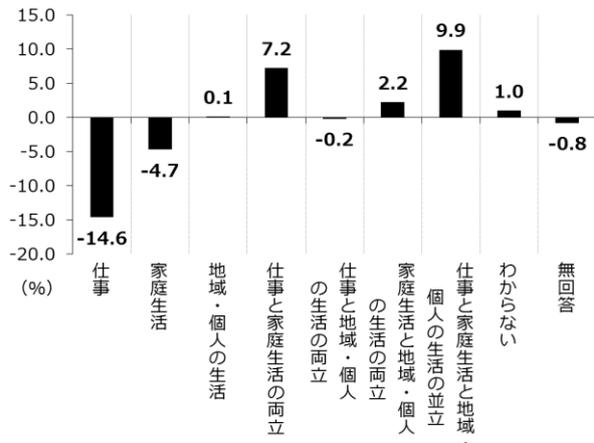
3 現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、男女共同参画の考え方の浸透が必要です。
- 市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担にとらわれない人の割合は71.5%（平成30年度（2018年度））でした。
- 審議会など女性委員の割合は全体的に上昇傾向にあり、令和元年（2019年）4月1日時点で34.7%ですが、さらなる登用率の向上が必要です。
- 家事育児の分担は男女間で大きな格差があり、女性が結婚、出産を機に離職したり、正社員で働く機会を阻害したりする要因となっており、男性の育児休業取得や長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進により家事・育児への参画が求められています。
- 性的マイノリティに対する偏見をなくすため、多様な性のあり方や生き方、考え方を認め、受け入れる環境や意識の醸成が求められています。
- 本市では令和元年度（2019年度）に794件の女性相談があり、基本的人権の尊重や男女平等の意識を啓発し、DV根絶に向けた取組が求められています。

審議会などの女性委員の割合



ワーク・ライフ・バランスの実現状況



※仕事や家庭生活等において、優先したい（希望）に対して、優先できている（現状）の差を表したもの。プラスは優先したいができていない、マイナスは優先したくないが、してしまっている状況を示す。

資料：R2年度市民意識調査

4 施策の方向

(1) あらゆる分野で誰もが活躍できるまちづくり

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 女性の視点を生かした市の運営を目指して、審議会や市政の方針決定の場における女性の参画を促進するとともに、市幹部職員の女性登用率の向上を徹底します。

②地域社会における男女共同参画の推進

- 自治会や子ども会などの地域活動や防災活動などにおいて、男女が共に参画し、対等な立場で活動できるよう地域の取組を支援します。

③職業生活における女性活躍の推進

- 企業の理解と協力を得ながら、男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍を推進し、男女が共に働きやすい職場環境の改善と市民のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

(2) 多様性を尊重し自分らしく生きられるまちづくり

①多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり

- 教育・保育の場をはじめ、さまざまな機会を通じて人権と性の尊重に関する意識改革に取り組むほか、性的マイノリティに対する理解を促進し、偏見や差別の根絶に努めます。

②女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性や子どもへの暴力をはじめ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発などの取組を推進するとともに、関係機関との連携による被害者への相談支援や自立支援体制の充実を図ります。

③国際的協調に基づく男女共同参画の推進

- 男女共同参画に関する国際社会の動向を把握し、外国人市民をはじめとした市民への情報提供と国際交流事業を支援します。

(3) とともに支え合い安心して暮らせるまちづくり

①家庭における男女共同参画の推進

- 男性の家事・育児・介護への参画を促し、男女が共に仕事と家庭を両立できる社会づくりに向けた意識改革や福祉サービスの充実に努めます。

②生涯を通じた健康で安定した生活の実現

- 妊娠や出産に加え、乳がんや子宮がんなど女性特有の健康上の問題に対して、ライフステージに応じた心身の健康づくりに向けた情報発信や相談支援の充実を図ります。

③さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人などのさまざまな困難を抱える人の自立や社会参加に向けた支援の充実に努めます。

5 関連する計画

◆男女共同参画プラン

◆DV防止基本計画

◆子ども・子育て支援事業計画

基本目標 4 交流とにぎわいのあるまち

22 商工業・新産業

23 観光

24 農業

25 企業誘致

26 就労・勤労者支援

22 商工業・新産業

【SDGs】

- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

企業の経営力の強化と魅力ある商店街づくりを進め、新たな産業や特産品の創出を図り、産業を活性化させること。

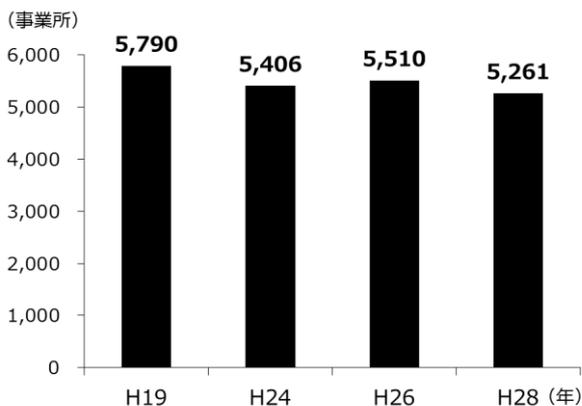
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
みしま経営支援ステーション相談件数	3,054 件	3,100 件	みしま経営支援ステーション (M-ステ) における市内事業者からの相談件数 (年間)
経営革新計画承認件数	198 件	270 件	県の経営革新計画の承認を受けた事業所数 (H11 年度からの累計)

3 現状と課題

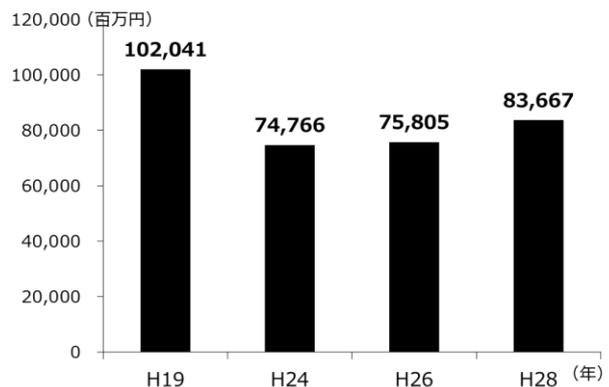
- ネット通販利用の増加など消費構造が変化し、新型コロナウイルス感染症の影響などにより景気が後退するなか、時代に対応した個店の魅力向上、新たな製品の開発、事業形態の変更や多角化、販売方法の見直しなど、経営力のさらなる強化が求められています。
- みしま経営支援ステーション (M-ステ) を平成 25 年度 (2013 年度) に設立し、支援活動を展開していますが、さらなる周知と活用が求められています。
- 事業者の高齢化が進み、事業承継の進め方などに不安を抱える事業者も多く、その対応が求められています。
- 地域資源を生かした特産品の PR と販路拡大が必要ですが、全国でさまざまな取組が行われており、農商工連携を進めるための事業者間で情報共有する仕組みの構築など、新商品の創出や販路拡大につながる工夫が求められています。
- イベントの実施など、中心市街地の回遊を進める取組を実施していますが、商店への来店に必ずしもつながっているとは言えず、にぎわいの創出から地域経済の循環を生み出す仕組みの構築が求められています。

市内の事業所数



資料：経済センサス活動調査

小売・卸売業年間商品販売額



資料：経済センサス活動調査

4 施策の方向

(1) 良好な経営基盤の確保

①経営力強化の支援

- 中小企業や組合の経営力強化に向けて、みしま経営支援ステーション（M-ステ）におけるワンストップ支援機能を充実させ、経営に関する相談支援を強化するとともに、企業の事業継続力向上のためのBCP策定を支援します。

②情報技術などを用いた生産性の向上

- 企業の生産性向上を支援するために、ICTやAIなどの情報技術や先端設備の導入を促進し、生産基盤の強化を図ります。

③事業承継の推進

- 事業を担う人材の確保を進めるため、関係機関との連携による事業の承継から創業までの一体的な支援を実施するとともに、経営者と後継者とのマッチング機会の創出に努めます。

(2) 商業・商店街のにぎわい創出

①商店街のにぎわい支援

- 商店街での消費につながる効果的なイベントの仕組みづくりを検討するとともに、まちなみ景観の創出や商店街の買物環境の整備、空き店舗対策の推進などにより、来訪者の回遊性の向上に努めます。

②個店の魅力づくり

- 個店の魅力向上を図るために、みしま経営支援ステーション（M-ステ）による伴走支援や専門家を活用した特色ある個店づくりを推進し、インターネットやICTを活用した販路開拓を支援します。

(3) 工業の振興と新産業の創出・育成

①工業の振興と新産業・新サービスの創出

- みしま経営支援ステーション（M-ステ）を中心に、新産業に取り組む企業の掘り起こしやビジネスマッチングなどによる新産業の創出を図るとともに、経営革新による新製品・新サービスの創出を支援します。

②ファルマバレープロジェクトの推進

- 県や県東部地域の市町、関係機関などと連携し、ファルマバレープロジェクトを推進するとともに、ビジネスマッチングの機会創出を図ります。

(4) 創業支援

①創業者の育成と支援

- みしま経営支援ステーション（M-ステ）を活用したワンストップ相談支援や、経営者へのセミナー開催などの各種事業展開により、新規創業や企業内第二創業を支援します。

(5) 特産品のPR・ブランド化

①特産品のPR・ブランド化

- 箱根西麓三島野菜をはじめ、市内の農畜産物などを活用したPRイベントを開催するなど、特産品のブランディング化を推進するとともに、新商品開発を促進し農商工連携や6次産業化を支援します。

5 関連する計画

◆商工業戦略アクションプラン

23 観光

【SDGs】

- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

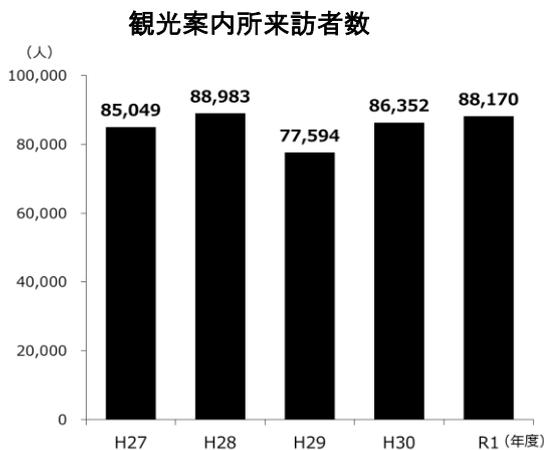
本市ならではの強みを磨き上げ、国内外から観光客の誘客を図り、消費行動を誘発し、まちを活性化させること。

2 指標

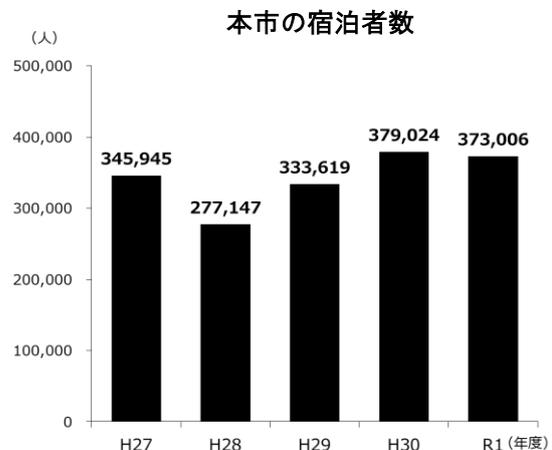
指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
三島観光案内所来訪者数	88,170 人	90,000 人	三島観光案内所への来訪者数 (年間)
三島市の宿泊者数	373,006 人	400,000 人	市内宿泊施設の宿泊客数 (年間)

3 現状と課題

- 東京～大阪のゴールデンルート上に位置し、富士・箱根・伊豆のハブとしての地の利を生かし、観光誘客、市内外の各種団体と連携した取組を進めていく必要があります。
- 国内の人口が減少するなか、訪日外国人旅行者の誘客と受入環境の整備が必要となっています。
- 旅行が多様化し情報収集の方法も変化しており、的確な情報発信とニーズに対応した商品開発が求められています。
- 市内での滞在時間が短く市外での消費額の方が多いため、市内での滞在時間を延ばし、消費を拡大させる仕組みづくりが必要です。
- 年間 100 万人以上の来場者がある三島スカイウォークや日本遺産に登録された箱根八里など観光客が多く訪れる箱根西麓エリアから市街地へ、観光客を誘導する取組が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により大きなダメージを受けた観光業は、予防と両立した、地元、県内、国内、海外の4段階の戦略の再構築が求められています。
- 三島駅前に位置する楽寿園は、中心市街地にも隣接するため、入園者数の増加を図ることで、市内回遊を促進し、街中の活性化やにぎわいの創出に寄与することが求められています。



資料：三島市観光協会



資料：静岡県の観光の動向

4 施策の方向

(1) 観光資源づくり

①回遊性向上

- 多くの観光客が訪れる三島スカイウォークや伊豆フルーツパーク、山中城跡などがある箱根西麓エリアと、三嶋大社や楽寿園、源兵衛川などがある市街地エリアを結び、市内での滞在時間を延ばすとともに、回遊性向上に向けた取組を進め、市内での消費を促進します。

②観光資源の充実と活用

- 官民連携による地域資源の発掘や既存の観光資源の魅力向上と活用により、新たな観光ポイントやルートの開発を進めます。
- スポーツ資源を活用した観光推進、交流促進、地域活性化を促進します。

③着地型旅行の推進

- 関係機関との協働により、歴史文化や自然環境などの地域資源を生かした体験型、滞在型の旅行商品の開発と販売を促進します。

④社会情勢に対応した観光推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響による、新しい生活様式などに対応した新たな観光振興を図るため、地元、県内、国内、海外の4段階の戦略の再構築を行い、持続可能な観光を目指します。

(2) 観光ネットワークづくり

①広域観光交流拠点の活用

- 三島駅南口広域観光交流拠点を活用し、周辺エリアを含む地域の魅力の発信などにより、さらなる観光振興を図ります。

②市内各種団体との連携強化

- より魅力的な観光事業を推進するために、旅行業者や一般社団法人三島市観光協会、三島市ふるさとガイドの会などの関係団体などとの連携を強化します。

③広域連携の強化

- 富士・箱根・伊豆の玄関口として滞在型の観光を推進するために、美しい伊豆創造センターなどの広域団体とともに、世界遺産「富士山」、「韮山反射炉」や日本遺産「箱根八里」、世界認定の伊豆半島ジオパークをはじめ、交通結節点、近隣市町との広域連携を強化します。
- 自転車を活用した周遊・滞在型観光（サイクルツーリズム）を推進するため、県東部地域スポーツ産業振興協議会（E-spo）などと連携し、自転車の走行環境整備の検討や、サイクリストの受入環境の充実、情報発信などの取組を推進します。

(3) 訪日外国人旅行者の楽しめる観光地づくり

①訪日外国人旅行者向けコンテンツの充実

- 外国人観光客がより楽しめる観光コンテンツの充実に向けて、体験・交流型のアクティビティ・イベントメニューの拡充や、ハブ機能を活用したコンテンツの造成に努めます。

②受入体制の強化

- 外国人観光客がより利用しやすい環境づくりを目指して、道路標識や案内サイン、観光サイト、SNSなどの多言語化やWi-Fi整備、キャッシュレス決済の整備を推進します。

(4) 効果的なプロモーションの実施

①効果的なプロモーションの実施

- デジタルマーケティングを進め、ターゲットに即したメディアによる効果的な情報発信や広域連携、官民協働による観光プロモーションを積極的に展開します。

5 関連する計画

◆観光戦略アクションプラン

◆インバウンド誘客戦略

24 農業

【SDGs】

- 2 飢餓をゼロに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

地域の特性を生かした農業による農業者の経営の安定と所得向上、生産力の強化により、地域農業を活性化させること。

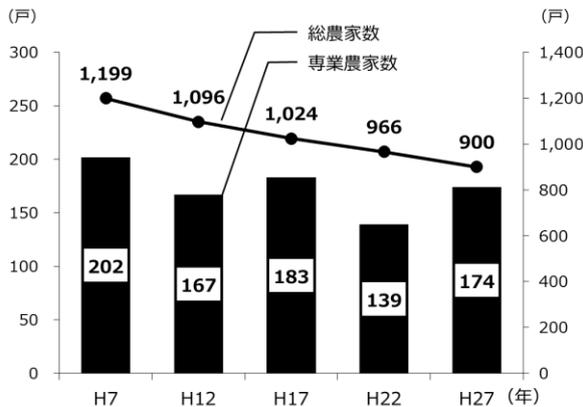
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
青年等就農計画認定数	8人	14人	新たに農業を営む意欲のある青年農業者等の経営計画の認定数（累計）
担い手への農地集積	298.24ha	328.24ha	認定農業者等の農地利用面積

3 現状と課題

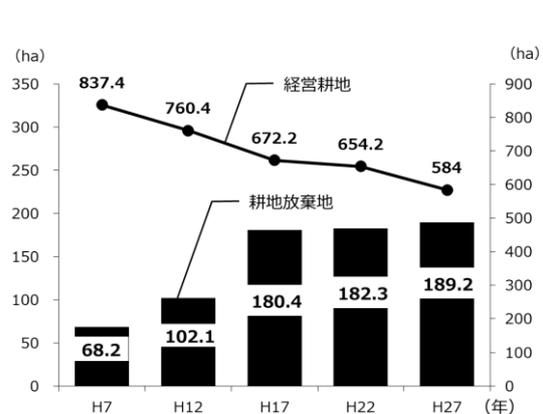
- 全国的に農家数の減少と農業者の高齢化が進んでいます。
- 平成27年（2015年）の農林業センサスによると本市の総農家数は平成22年（2010年）から27年（2015年）までの5年間で6.8%減少するとともに、農業就業人口の平均年齢は65.0歳と高齢化が進み、後継者のいない農家が多くなっているという現状があります。
- 生産量を維持するための労働力の確保と地域農業を支える担い手の確保のため、農家の経営規模の拡大が必要になっています。
- 箱根西麓三島野菜などの農畜産物のブランド化を進めていますが、さらなるブランド化による高付加価値化を進め、地域農業を活性化していくことが求められています。
- 農作業の効率化や省力化、生産性の向上を図るため、ICTなどを活用したスマート農業の推進が求められています。
- 箱根西麓の丘陵地にある農地は作土が深く野菜の生産に適していますが、機械化が進まず作業の効率化が難しい現状があります。
- 有害鳥獣の生息数が年々増加しており、農作物被害への対応が求められます。
- 農業者の高齢化により、将来的な農地の利用が不明確であり、荒廃する農地の増加が懸念されるため、将来的な利用の把握と担い手への農地の集積が求められています。

総農家数と専業農家数



資料：農林業センサス

経営耕地と耕作放棄地の面積



資料：経済センサス活動調査

4 施策の方向

(1) 地域農業の活性化

①担い手の育成・確保

- 認定農業者の育成・確保を行うとともに、異業種などからの新規就農者の受入体制を強化し、新たな担い手の確保に努めます。

②地場農畜産物のブランド化の推進

- 箱根西麓三島野菜やそのほかの地場農畜産物のブランド化を推進し、農商工連携や6次産業化の促進により、新商品開発や高付加価値化を図ります。また、地場農畜産物を地元で消費する地産地消を推進します。

③安全・安心な農業の推進

- 安全・安心な農産物の供給のため、環境にやさしい農業を推進し、有機農業やGAPなどの取組を推進します。

④畜産の振興

- 食肉の安定的な供給の確保と畜産の振興を支えるため、静岡県食肉センターの再編を支援します。

⑤地域資源を生かした交流の推進

- 自然にふれる機会や農業に親しむ食農体験を実施するとともに、里山景観などを保全し活用するボランティア団体などの育成・支援を推進します。

(2) 労働力の確保・省力化の推進

①ICTの導入支援

- 産地に適した機械の検証や省力化の検討、さらには農業機械の共同利用化などを検討するとともに、最先端の植物工場や最新のICTを導入したスマート農業などの導入支援に努めます。

②農福連携の推進

- 障がいのある人の就労の場を生み出すとともに、農業での新たな労働力の確保のため、農福連携に取り組みます。

(3) 農業基盤整備の推進

①農業生産基盤の整備

- 県営事業などの農地・農道整備の推進による生産基盤と営農環境の整備や老朽化した農業用施設の更新、維持管理に努めます。

②農地の適正な管理

- 担い手への農地の集積・集約を進め、荒廃農地の発生防止に努めるとともに、有害鳥獣被害対策に地域ぐるみで取り組み、農地の適正な管理に努めます。

5 関連する計画

◆農業振興地域整備計画書

◆人・農地プラン

25 企業誘致

【SDGs】

- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

企業誘致や市内企業の定着により、税金と多様な働く場を確保し、地域産業を高度化・活性化させること。

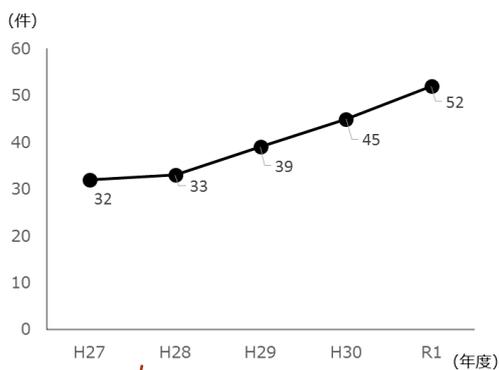
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
企業誘致数	52 社	71 社	企業を誘致した件数 (H18年度からの累計)

3 現状と課題

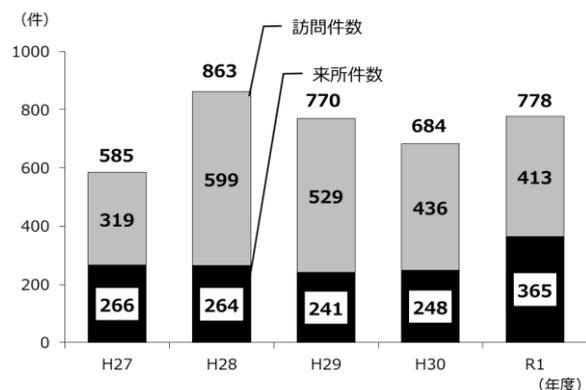
- 企業の立地は、新たな税金の確保、地域の雇用創出など、市政運営や地域経済にさまざまな波及効果が期待できるため、関係機関と連携した積極的な誘致活動を進めていく必要があります。
- 若年層の人口流出の原因の一つに、市外への就労に伴う転居があり、市内に若い世代が働きたいと思える魅力ある企業を増やしていくことが必要になっています。
- ICTの進展や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、テレワークをはじめとした働き方に変化が生じていることから、その変化に柔軟に対応した企業誘致が必要になっています。
- 本市への進出を希望する企業や市内移転、拡張を検討する企業が求める面積や単価など条件に見合う用地が不足しており、新たな産業用地の創出などの対策が必要になっています。

企業誘致の実績
(H18年度からの累計)



グラフ追加

企業誘致の活動実績



4 施策の方向

(1) 企業立地の推進

①誘致活動の推進

- 企業や金融機関などへの訪問と定期的な情報交換を行い、企業情報の収集とネットワークを強化し、製造業や研究所、物流施設などの企業の誘致を積極的に推進します。
- “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組や国土利用計画、都市計画マスタープランなどの主要計画に基づき事業実現に向けた誘致活動を推進します。

②企業の進出・移転などへの支援

- 地域産業の高度化や活性化を図るため、企業の進出・移転などへの補助金などによる支援や、ワンストップサービスによる企業サポートを行うほか、生産性向上を実現させる人材育成研修に関する情報提供に努めます。
- 企業の本社機能の移転・拡充を促進するため、税制面の支援を行います。

③ファルマバレープロジェクト関連企業の誘致

- ファルマバレープロジェクトを推進し医療健康産業を集積するため、関連企業の誘致を推進します。

④サテライトオフィスの誘致

- サテライトオフィスやテレワークの導入など多様な働き方や働く場を確保するため、IT関連企業などのサテライトオフィスの誘致を推進します。

(2) 企業立地用地などの確保

①立地に適した用地や事業所用物件の確保

- 企業の進出用地や拠点を確保するため、企業や関係機関などとのネットワークを強化し、用地や空き物件情報の収集に努めます。

②新たな産業用地の創出

- 企業誘致をさらに促進するため、新たな工業団地の建設などの検討を進めます。

5 関連する計画

該当なし

26 就労・勤労者支援

【SDGs】

- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

労働力を確保し、働きやすい環境の整備と勤労者の生活の安定を図ること。

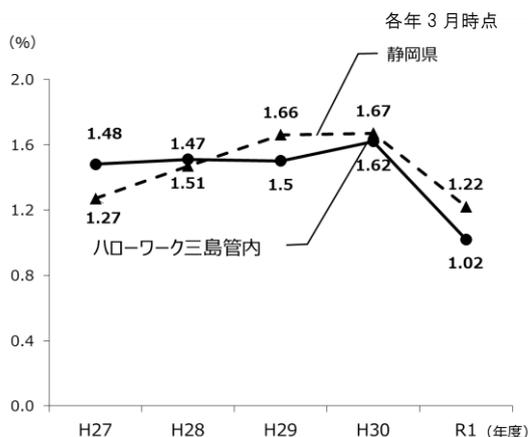
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
ハローワーク三島管内における就職率	31.9%	34.0%	ハローワーク三島管内における新規求職者のうち就職した人の割合
勤労者の住宅取得と教育資金の支援件数	756 件	1,356 件	住宅建設資金利子補給 (H22 からの累計) と教育資金利子補給 (H25 からの累計) の合計支援件数

3 現状と課題

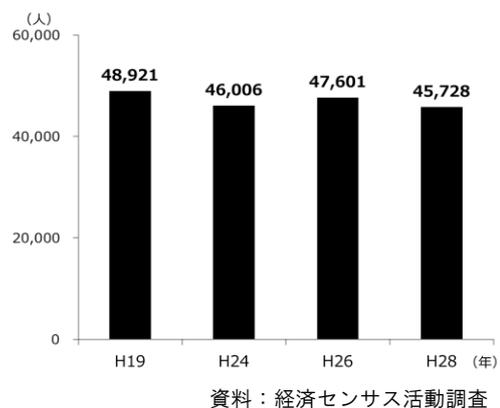
- 本市では出生数の減少や若年層の人口流出などにより、令和 12 年 (2030 年) までに生産年齢人口が約 12%減少すると見込まれており、女性や高齢者、外国人などの積極的な活用が求められています。
- 若年層の人口流出の原因の一つに首都圏などへの進学があり、地元企業の情報にふれる機会が少なく、新卒者の確保が難しい状況にあります。
- ハローワーク三島における有効求人倍率は 0.88 (令和 2 年 (2020 年) 4 月現在) ですが、多くは非正規雇用の求人で、正規雇用を求める求職者とのミスマッチが生じており、関係機関と連携した雇用対策が求められています。
- 雇用者の希望にあった柔軟な就労環境の整備や求職者とのマッチングが求められています。
- 勤労を支援する三島田方勤労者福祉サービスセンターの加入者数は 1,223 人 (令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日時点) で、減少傾向にあります。
- 勤労者向けの融資制度の利用が進んでおらず、さらなる周知などの対応が必要となっています。

有効求人倍率



資料：ハローワーク三島

市内事業所の従業員数



資料：経済センサス活動調査

4 施策の方向

(1) 雇用対策の推進

①若年層の就労支援

- 奨学金返還に対する支援を行うほか、若年者を対象としたUIJターン就職への支援、高校生の地元企業見学会の開催、若者サポートステーションと連携し職業的自立を支援します。

②女性や高齢者、外国人などの就労支援

- 人材不足解消のため、ハローワーク三島などの関係機関と連携し、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる働きやすい環境づくりを推進するとともに、就労相談の支援を促進します。
- 増加することが予想される外国人労働者について、関係機関と連携した積極的な受入れや支援の体制づくりを進めます。

③人材マッチング支援

- 県やハローワーク三島と協力し高校生の地元企業見学会の開催など、就職希望者と雇用する企業との適正なマッチングを支援します。

(2) 良好な就労環境の確保

①勤労者融資制度の充実・支援

- 市内の勤労者に対して、制度の周知を図るとともに、住宅取得や教育資金に対する利子補給を実施します。

②福利厚生事業の充実

- 労働者福祉の向上と雇用の安定や促進を図るため、中小企業特定退職金共済事業補助金を実施するほか、三島田方勤労者福祉サービスセンターへの支援を推進します。

③働きやすい職場環境の充実

- 国や県、静岡労働局の実施する事業の周知など、関係情報の収集と発信に努めるとともに、テレワークをはじめとした多様な働き方への理解促進と働きやすい環境づくりへの支援に努めます。

5 関連する計画

◆雇用対策協定に基づく事業計画

基本目標 5 快適で暮らしやすいまち

27 土地利用

28 市街地整備

29 道路

30 公共交通

31 住環境・移住定住

32 上水道

33 景観

34 水辺空間・公園

27 土地利用

【SDGs】

- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

自然環境と都市的環境との調和を図り、秩序ある計画的な土地利用によるまちづくりを推進すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
第3次三島市都市計画マスタープランにおける整備施策の着手率	—	50%	第3次三島市都市計画マスタープラン（計画期間：R3～12年度）に位置づけされた整備誘導プログラムの着手率

3 現状と課題

- 市街化調整区域におけるスプロール化（虫食い開発）など無秩序な市街化の進行や都市環境の悪化を防止し、良好な市街地や生活環境の形成を計画的に推進する必要があります。
- 人口減少や高齢化が進むなか、子育て世代や高齢者が安心して暮らせる、健康で快適な生活環境を実現するとともに、持続的かつ効率的に都市経営が行える都市構造への誘導が必要になっています。
- 既成市街地においては、災害時の避難路や避難地となる道路や公園などの都市基盤が未整備のまま住宅地が形成されていることから、防災機能を強化するとともに居住環境を改善する必要があります。
- 近年、頻発・激甚化する地震や水害などの自然災害に対応していくため、災害リスクを考慮した安全・安心な土地利用を促進する必要があります。
- 震災後の復興まちづくりを迅速かつ円滑に推進するため、復興の手順や進め方について事前に準備をする必要があります。
- 地域の特性を生かした良好な街区の形成と、地域住民の意向が反映されたきめ細かなまちづくりを推進する必要があります。
- 中高層建築物の建築において、日照の阻害や圧迫感による周辺の居住環境の悪化が懸念されるため、その対策が必要になっています。
- 地籍調査が未実施の地区では、土地の実態が正確に把握できず、災害復旧時や土地にかかわるトラブルの際に、境界確認の時間を要するなどの課題があります。

土地利用別面積

単位：ha

区分	自然的土地利用の合計	都市的土地利用の合計	合計	
市街化区域	131.4	1,235.4	1,366.8	22.0%
市街化調整区域	3,603.6	1,231.6	4,835.2	78.0%
合計	3,735	2,467	6,202	100%

資料：平成28年度東駿河湾広域都市計画基礎調査

表の一部削除

4 施策の方向

(1) 計画的な土地利用の推進

①国土利用計画の推進

- 「第4次国土利用計画（三島市計画）」に沿い、市域の特性と実情を踏まえ中長期的な観点で秩序ある土地の有効利用を図ります。

②都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進

- 自然環境と都市機能が調和した都市づくりを推進するため、「第3次三島市都市計画マスタープラン」に沿った都市政策を計画的に推進します。
- 「第3次三島市都市計画マスタープラン」、「三島市立地適正化計画」などにに基づき、歴史的な成り立ちによる既存集落地や、高度成長期以降に形成された郊外の良好な住宅地を維持・保全していきます。

③安全なまちづくりの推進

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、都市計画法に基づく災害ハザードエリアにおける開発の抑制や、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全・安心なまちづくりのための対策を講じます。

(2) 良好な市街地の形成

①市街化区域と市街化調整区域（区域区分）の見直し

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、良好な市街地の形成を図るため、都市計画区域マスタープランなど上位計画との整合を図り、計画的に市街化区域と市街化調整区域の見直しを行います。

②用途地域などの見直し

- 「第3次三島市都市計画マスタープラン」の将来都市像に基づき、それぞれの地域にふさわしい土地利用を進めていくため、土地利用動向の変化や市街地の整備状況に応じて用途地域などの見直しを行います。

③地区計画の導入

- 良好な街区の形成や防災機能の強化、地区住民の意向が反映されたきめ細かなまちづくりを進めるため、都市計画提案制度の活用などによる地区計画の導入を推進します。

④震災後の復興まちづくりに向けた取組の推進

- 震災後の復興まちづくりを迅速かつ円滑に推進するため、国のガイドラインに基づく復興事前準備の取組を推進します。

⑤中高層建築物の紛争予防と調整

- 中高層建築物の建築によるトラブルを予防・調整し、良好な居住環境を形成するため、中高層建築物紛争予防調整条例の周知に努めるとともに、建築物の高さ制限の手法や必要性について検討します。

(3) 適正な土地利用への誘導

①法令などに基づく適切な指導

- 開発許可基準の適正な運用や土地利用事業などにおける適切な指導により、良質な開発行為などへの誘導に努めます。
- 市街化調整区域における無秩序な開発を防止し、土地利用の整序を図るため、同区域における地区計画の適用を検討します。

②計画的な地籍調査の実施

- 箱根山地区、大場地区、川原ヶ谷地区の地籍調査を計画的に実施します。

5 関連する計画

- | | |
|---------------------------|----------|
| ◆都市計画マスタープラン | ◆立地適正化計画 |
| ◆市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針 | |

28 市街地整備

【SDGs】

- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

都市機能の更新・集積を進め、美しく快適で、にぎわいのある中心市街地を形成すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
三島駅周辺の整備（北口・南口）の満足率	25.8%	41.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
無電柱化整備延長	5,600m	6,820m	市内道路における無電柱化の累計整備延長（工事着手の延長を含む）

3 現状と課題

- 平成24年（2012年）3月に策定した三島駅周辺グランドデザインに基づき、三島駅南口西街区では、令和2年（2020年）6月に富士山三島東急ホテルが開業し、東街区では市街地再開発事業が推進されています。
- コンパクト・プラス・ネットワークの考え方のもと、都市機能の集積を進めるとともに、広域交通の結節点である三島駅のポテンシャルを生かした、にぎわいと交流の創出がより一層求められています。
- 老朽化した建築物やアーケードが存置されるなど、都市機能の更新が進まず防災上の不安を抱えているほか、歩道が狭いなど、三島駅周辺における歩行者の移動環境の改善が求められています。
- 三島駅北口周辺では、教育、宿泊施設などの立地が進み、新幹線を利用する通勤客や外国人観光客も増加傾向にあることから利用者が拡大しており、三島駅北口広場の交通混雑解消やアクセス道路の整備など、機能強化と利便性の向上が課題となっています。
- 安全で快適な歩行区間の確保と都市防災の強化を図るとともに、ガーデンシティにふさわしい美しい都市景観を形成するため、今後も計画的に道路の無電柱化を進めていく必要があります。

三島市無電柱化路線図



4 施策の方向

(1) 三島駅南口などの都市機能の更新・集積

①三島駅南口東街区再開発などの推進

- 三島駅南口東街区において、市民や観光客、駅利用者などのニーズを踏まえた都市機能が集積し、にぎわいと交流を創出する広域健康医療拠点の整備を推進します。
- 地域の価値を維持・向上させるため、地域住民や関係団体などとの協働によるエリアマネジメントを推進するとともに、中心市街地における都市機能の更新・集積の促進を図ります。

(2) 三島駅南北交通結節機能の充実

①三島駅北口の利便性の向上

- 教育、宿泊施設など周辺整備が進む三島駅北口において、三島駅北口広場や、駅に通じる都市計画道路下土狩文教線、三島駅北口線の整備を進め、新幹線駅にふさわしい交通結節機能の強化と広場利用者の利便性の向上、交通環境の改善を図ります。

②三島駅の南北移動環境の改善

- 鉄道事業者との情報交換を実施し、三島駅南北自由通路整備の可能性の検討を進めるとともに、駅南北のアクセス向上に向けて、移動状況に応じた改善策などの研究を進めます。

(3) 無電柱化の推進

①無電柱化の実施

- 安全で快適な歩行者空間の確保、都市景観の向上と都市防災の強化を図るため、地元住民、県（道路管理者）、電線事業者などの関係者と協議を進め、文化会館前から三島駅前交差点の区間や三島駅南口東街区再開発事業区域の沿線道路など、三島駅周辺の無電柱化事業を**推進します**。
- 道路法に基づく道路占用制度の運用により、「三島市地域防災計画」における緊急輸送路の一部において新設電柱の設置を制限します。

5 関連する計画

- | | | |
|---------------|--------------|----------|
| ◆国土利用計画 | ◆都市計画マスタープラン | ◆立地適正化計画 |
| ◆三島駅周辺ランドデザイン | ◆無電柱化推進計画 | |

29 道路

【SDGs】

- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

安全で快適な道路を整備することにより、交通ネットワークを構築し、交通混雑の緩和や産業の活性化につなげること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
都市計画道路の整備率	86.1%	88.4%	計画総延長 42,740mのうち、整備済みの割合
一般市道改良延長	137,230m	148,030m	改良した一般市道の延長 (昭和 51 年からの累計)
橋梁補修工事施工数	22 橋	51 橋	橋梁の補修工事施工数 (累計)

3 現状と課題

- 本市では、都市内主要幹線道路網の整備に時間を要しており、市外や他市町からの通過・流入車両が国道 1 号、県道三島裾野線などの幹線道路に集中し、交通混雑が頻繁に発生しています。このため、国、県、近隣市町と連携し、都市計画道路網の整備を引き続き進めていく必要があります。
- 東駿河湾環状道路の沼津岡宮 IC～函南塚本 IC 間の供用により、東名や新東名高速道路、伊豆を結ぶ観光などの広域交通と市民の生活交通が分散され、市街地や国道 136 号の交通混雑の緩和に効果がみられますが、東駿河湾環状道路の暫定 2 車線区間の 4 車線化や沼津岡宮 IC 以西の整備による、さらなる事業効果が求められます。
- 市民意識調査では、歩道や生活道路の整備に関する不満率が毎年上位となっています。
- 市内には狭い道路が残されており、災害時の避難や消火活動などに支障をきたす恐れがあるため、道路の拡幅が求められています。
- 渋滞が頻繁に発生する箇所や交通事故が発生する恐れのある潜在的な危険箇所への対応が求められています。
- 橋梁や舗装は劣化状況の把握と長寿命化修繕計画を策定し、計画的な補修工事や耐震を実施していますが、補修するべき橋梁などの数が多いことから予算を平準化しており、年間で修繕できる工事件数を限っているため、整備に時間を要しています。

三島市の都市計画道路ネットワーク



橋梁長寿命化修繕計画に基づく事業費削減状況



4 施策の方向

(1) 幹線道路網の整備

①都市計画道路網の整備

- 谷田幸原線、三島駅北口線、下土狩文教線、西間門新谷線など、都市計画道路の未整備区間のうち、事業効果の高い箇所において計画的な整備を進め、広域交通の円滑化と交通混雑の緩和を図ります。

②国道・県道の整備促進

- 東駿河湾環状道路の暫定2線区間における全線4車線化と沼津岡宮IC以西の整備促進について、国への働きかけを行います。また、県と連携し波打ち歩道の改修などを働きかけます。

③県道沿線の美化活動の促進

- 「しずおかアダプトロード・プログラム」を活用し、地域住民などによる道や公共空間の美化活動を支援・促進します。

(2) 生活道路の整備

①市道の整備

- 安全で安心な道路環境整備のため、地域からの要望を反映し、道路、側溝、舗装などの改良を行います。
- 学校や地域住民、関係機関との協働によるゾーン30の導入により、生活道路における車両の通過交通を抑制するとともに、地域住民の暮らしの安全性に十分配慮した歩車共存道の整備を行います。

②橋梁の整備

- 「三島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市内の全橋梁336橋（令和2年（2020年）現在）の修繕や耐震化、架け替えを計画的に進め、橋梁の安全性の確保を図ります。

③狭あい道路の解消

- 緊急車両の通行が困難な箇所を優先し計画的に生活道路の整備を進めるとともに、建築基準法に基づく道路後退部分などを取得し整備することで、幅員4m未満の狭あい道路の解消に努めます。

(3) 安全な道路の維持管理

①道路の適切な管理

- 安全で円滑な交通を確保するため、道路構造物の定期点検と道路パトロールの強化に努めるとともに、予防保全の考え方による適切な管理と「三島市舗装長寿命化修繕計画」などに基づいた計画的な修繕に努めます。

②歩道の整備・改善

- 安全性・利便性に配慮し、高齢者、車いすの利用者、ベビーカーの利用者も安心して通行できるように、波打ち歩道の改善や歩道のバリアフリー化を進めます。

5 関連する計画

- | | |
|----------------|--------------------|
| ◆都市計画道路整備プログラム | ◆橋梁長寿命化修繕計画 |
| ◆舗装長寿命化修繕計画 | ◆自転車通行空間ネットワーク整備計画 |

30 公共交通

【SDGs】

- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

誰もが不自由なく、快適に移動できるよう、公共交通が利用しやすい環境を整えること。

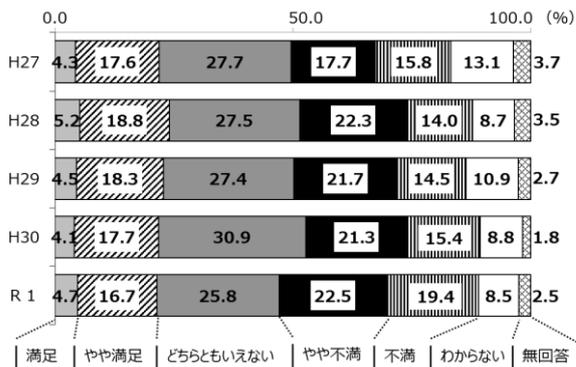
2 指標

指標名		現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
バスなどの公共交通の充実に関する市民満足率		21.4%	30.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
本市の公共交通利用者数		8,938,029 人	8,938,029 人以上	
内 訳	鉄道	5,752,411 人	5,752,411 人以上	伊豆箱根鉄道駿豆線（市内5駅）の乗車人員（年間）
	路線バス	3,028,919 人	3,028,919 人以上	路線バス、自主運行バス（玉沢線・きたうえ号・ふれあい号）、市内循環バス（せせらぎ号・なかざと号）の利用者数（年間）
	市自主運行バス	80,503 人	80,503 人以上	
	市内循環バス	76,196 人	76,196 人以上	

3 現状と課題

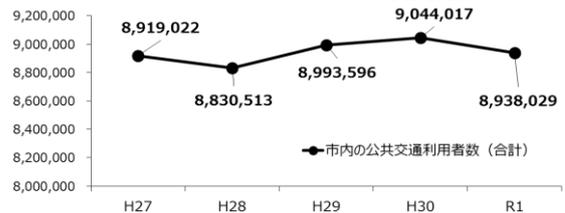
- 人口減少や高齢化に対応し、市民生活の質の向上や地域活性化を図っていくため、集約型都市構造（コンパクトシティ）と連動した公共交通ネットワークの整備や利便性の向上が不可欠となっています。
- 公共交通の一層の利用促進や利便性の向上を図るため、市、公共交通事業者、関係機関などの連携を強化する必要があります。
- 交通案内や情報発信、キャッシュレス決済の導入などによる利便性の向上や、快適なバス乗り場などの環境整備が求められています。
- 高齢者などの日常生活に支障をきたさないよう、生活サービスを受けるために必要な移動手段の確保が急務となっています。
- 収支率が低いバス路線や自主運行バス、市内循環バスの改善のため、利用者ニーズに応じた路線再編を含め、利便性の向上や利用者の増加に向けた取組が必要とされています。
- 運転手の高齢化と人員不足のなか、自動運転技術の進展など最新の動向を把握しながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組が必要となっています。
- 市外との交流促進のため、首都圏へのアクセス向上や、交通系 IC カードの利用環境の整備促進などが必要となっています。

公共交通の充実に関する市民満足率



資料：市民意識調査

本市の公共交通利用者数



(単位：人)	H27	H28	H29	H30	R1
伊豆箱根鉄道	5,835,582	5,777,970	5,799,974	5,826,480	5,752,411
路線バス	2,920,676	2,897,976	3,039,479	3,056,050	3,028,919
自主運行バス	86,876	80,781	80,722	84,043	80,503
市内循環バス	75,888	73,786	73,421	77,444	76,196
合計	8,919,022	8,830,513	8,993,596	9,044,017	8,938,029

4 施策の方向

(1) 公共交通ネットワークの形成

①持続可能な公共交通ネットワークの構築

- 集約型都市構造（コンパクトシティ）と連動し、交通軸の維持・確保と、地域の状況に対応した路線設定を検討するなど、「三島市地域公共交通網形成計画」に基づく取組を推進します。
- 三島市地域公共交通網形成協議会など、市、公共交通事業者、関係機関、地域住民などの連携・協働により、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

(2) 公共交通の維持向上と利用促進

①公共交通ネットワークの維持向上

- 公共交通ネットワークの維持・向上のため、路線バスを運行する事業者などを支援するとともに、地域住民、関係する事業者などとの合意のもとで、既存路線・運行ダイヤの見直しや、必要に応じて道路運送法に基づく福祉有償運送などの新たな移動サービスの導入を検討します。
- 自動運転技術の導入など、交通事業者の運転手不足の解消に向けた検討を進めます。

②公共交通の利用促進

- 公共交通マップの作成、バス・鉄道の乗り方教室、交通結節点における接続案内、観光客に向けた案内など、公共交通の利用促進につながる情報発信と案内の強化に努めます。
- 交通結節点やバス停の利用環境、案内サインの充実にも努め、バスロケーションシステムとキャッシュレス決済の導入を支援します。
- 公共交通の利用促進を図るため、鉄道、バス、タクシーやカーシェアなどさまざまな交通手段を組み合わせ、経路の探索や予約、決済を可能とするシステム「MaaS」の導入について、調査・研究を進めます。

③交通需要管理施策（TDM）の推進

- 公共交通の利用促進と市街地の交通混雑の緩和による円滑な運行に向けて、交通需要管理施策のさらなる普及・拡充を図ります。

④交通事業者への要請

- 公共交通利用者の利便性向上による移住促進や地域活性化を図るため、近隣市町や関係団体、事業所と連携し、鉄道やバスなどの公共交通事業者への要請を行います。

(3) 移動制約者対策の強化

①コミュニティバスの運行確保と利便性向上

- 利用者の増加によるコミュニティバスの運行確保を図るとともに、情報発信や案内強化による利便性の向上に努めます。

②移動円滑化の推進

- 公共交通機関や待合環境などのバリアフリー化と案内看板などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、超低床ノンステップバスなどの導入を支援します。

5 関連する計画

◆地域公共交通網形成計画

31 住環境・移住定住

【SDGs】

- 1 貧困をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

ライフステージによって変化する多様な居住ニーズに応じて、住宅の選択肢を提供するとともに、移住・定住の取組を進め、良質な住環境を形成すること。

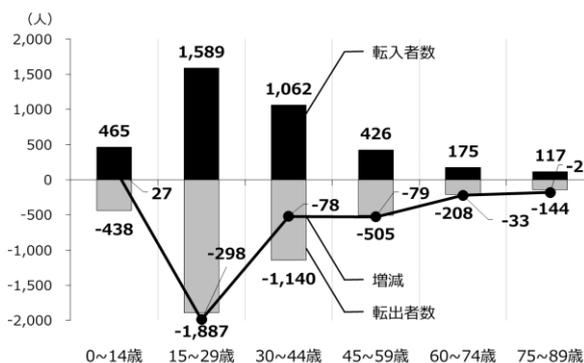
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
移住関連事業を通じた県外からの移住者数	85 人／年	375 人	移住関連事業を通じて県外から移住した人数 (R3～7 年度までの累計)
不動産など各専門家団体との連携による空き家所有者への支援実施件数	7 件	54 件	問題解決に向けて専門家団体の支援を受けた件数の累計

3 現状と課題

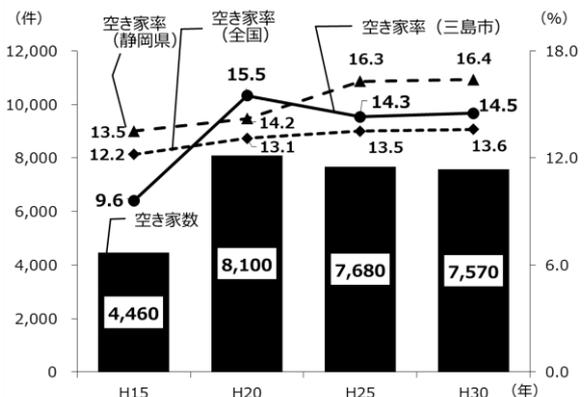
- 令和 12 年（2030 年）には本市でも人口が約 1 割減少する見込みとなっており、移住定住の促進が求められています。
- 主に生産年齢人口の移住を促進するため、新幹線三島駅を生かした PR や移住相談、住宅に関する支援などの取組を実施していますが、物件や生活環境など、移住者の希望に沿えないケースも多くあり、対策が必要になっています。
- 人口減少や核家族化、世帯の単身化などが進むなかで、活用されない住宅が増えていくことが予想されるため、既存の住宅ストックの活用を促進する取組が必要になっています。
- 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が令和 2 年（2020 年）6 月 24 日に公布され、分譲マンションの適正な管理に向けて適切な対応が求められています。
- 建物にかかわる問題解決を先送りしたために、適正な管理が行われず、老朽化が進行し、周辺環境に影響を及ぼしている空き家もあり、事前の対応を促す取組が求められています。
- 平成 31 年（2019 年）3 月 26 日に締結した「三島市における空家等対策の推進に関する協定」を基に、各種専門家団体と連携して取り組んでいます。決定的な対策が見いだせていない建物もあり、さらなる体制強化と取組の充実が求められています。
- 市営住宅はひとり暮らしの高齢者の需要が多く、間取りの改修やバリアフリー化を進めるなど、待機者を減らす取組が必要になっています。また、民間のセーフティネット住宅が市内に不足しており、今後のニーズに応じた施設の充実が求められています。

人口転出入の状況（15 歳階級別）



資料：住民基本台帳人口移動報告 2029 年

空き家件数・空き家率



資料：住宅・土地統計調査

4 施策の方向

(1) 移住・定住促進

①本市の強みを生かした移住・定住の促進

- 首都圏への交通アクセスの良さや自然、歴史、文化などの強みを生かし移住者の増加を図るため、相談会や移住体験ツアーを開催するとともに、奨学金返還支援による若者のUターンの促進や、国の補助制度と連動した移住支援を実施します。

②子育て世帯などへの住宅支援

- 子育て世代など若い世帯の移住定住を促進するため、住宅取得やリフォームに対する補助を実施します。

(2) 住宅の質の向上と市場の活性化

①既存住宅の流通促進

- 既存住宅の流通を促進するため、住宅の劣化度合いを診断するインスペクションや長期優良住宅制度の周知、リフォームに対する補助を進め、住宅ストックの有効活用を図ります。

②マンションの適正な管理の推進

- マンション管理に関する法改正に伴い、「管理適正化推進計画」を策定するとともに、管理計画認定制度の適切な運用と情報提供体制の確立を図り、マンションの適正な管理を促します。

(3) 空き家等の適正管理や利活用の促進

①空き家等の適正な管理

- 多岐にわたる空き家に関する問題を解決し、所有者などに適正な管理を促すため、関係機関などとの連携をさらに強化し、空き家相談会を開催するなどの支援を行うとともに、所有者などへの指導や啓発に努めます。

②空き家等の利活用の促進

- 利活用可能性調査、登記手続や建物除去に対する支援などを行い、空き家等の利活用を促進します。また、希望者と空き家をつなぐマッチング事業、金融機関との連携、リノベーションによる付加価値創出の促進など、総合的な空き家対策について検討を進めます。

(4) セーフティネット住宅などの安定供給

①市営住宅の維持・管理

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修を行い、適切な維持管理と居住者のニーズ変化に合わせた居住環境の改善に努めます。

②住宅セーフティネット制度の周知と住宅確保要配慮者への情報提供

- 民間住宅を活用したセーフティネット住宅の拡充を図るため、住宅セーフティネット制度について周知するとともに、静岡県居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。

5 関連する計画

- | | | |
|--------------|------------|----------|
| ◆住むなら三島・総合戦略 | ◆住宅マスタープラン | ◆空家等対策計画 |
| ◆公営住宅等長寿命化計画 | | |

32 上水道

【SDGs】

- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給すること。

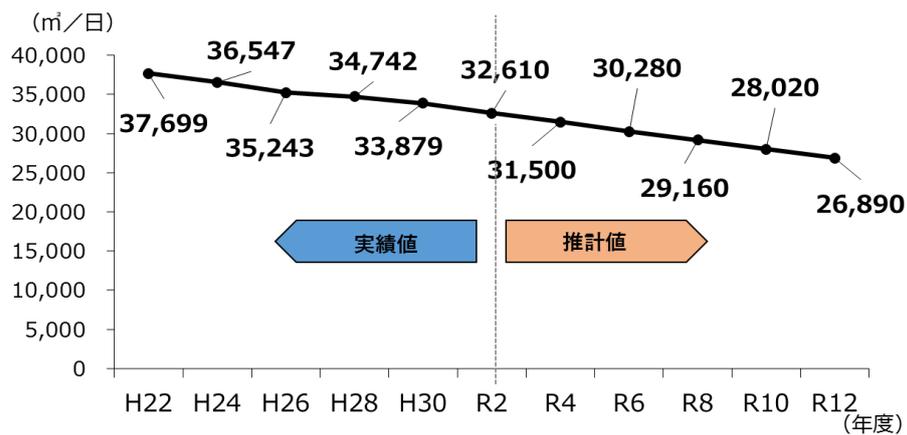
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
配水池の耐震化率	55%	95%	配水池の全容量に対する、耐震性のある配水池の割合を示す (配水池の全容量：28,900 m ³)
総収支比率	121%	100%以上 (毎年度)	給水収益などの総収入と維持管理費や支払利息などの総費用を比較したもので、100%未満の場合、単年度収支が赤字であることを示す (計算式 (%): 総収益 ÷ 総費用 × 100)

3 現状と課題

- 将来にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給するためには、老朽化が進む水道施設を適正に維持管理し、水質の万全な管理を継続していく必要があります。
- 南海トラフ地震などに備え、災害時の対応マニュアルの見直しや応急給水体制の強化を図るとともに、耐震整備が未完了の配水池の整備や、老朽水道管路の耐震管への更新が必要となっています。
- 人口減少や節水などによる水道料金収入の減少、水道施設の耐震化や更新コストの増加など、水道事業を取り巻く経営状況が年々厳しくなるなか、水道施設の最適な状態を維持しながら健全な事業運営を行うことが求められています。

有収水量の推計



4 施策の方向

(1) 安全な水道水の供給（安全）

①安全な水質の管理

- 安全な水道水を安定的に供給するため、「三島市水安全計画」の継続的な見直しなどにより、万全な水質管理体制の構築を図ります。

②安定した水道水の供給を行うための施設維持管理

- 水道施設台帳の作成、使用実績に基づく更新サイクルの設定、長寿命化対策、点検結果を踏まえた修繕などにより、施設や設備の経年劣化による事故を未然に防ぎ、安定的に水道水を供給します。

(2) 災害に強い水道の構築（強靱）

①大規模地震に備えた施設整備

- 南海トラフ地震などの大地震に備え、耐震整備が未完了の配水池などの整備や、老朽化した水道管の耐震管への更新を順次進めていきます。

②災害に備えた体制整備

- 災害発生時における水道施設の被害箇所について、早期復旧と応急給水体制の一層の確立を図るため、各種マニュアルの見直し、応急給水体制の強化、訓練などを行います。

(3) 水道事業運営の持続（持続）

①水需要減少に対応した水道事業運営

- 水道料金収入の確保や施設整備の必要性の観点から、水道事業の収益性の検証を行い、料金水準の検討を進めます。
- 水需要減少を見据えながら適切な更新と長寿命化を図り、施設・設備などの良好な状態を保ちながら健全な経営を維持し、持続可能な水道事業運営に努めます。
- 将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、近隣市町との連携のあり方や民間活用を含め事業手法の検討を進めます。

5 関連する計画

◆水道ビジョン（改訂版）	◆水道事業経営戦略	◆アセットマネジメント （水道施設整備計画）
--------------	-----------	---------------------------

33 景観

【SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

本市特有の自然的、歴史的、文化的に優れた景観資源を維持・保全・活用し、良好な景観を創出すること。

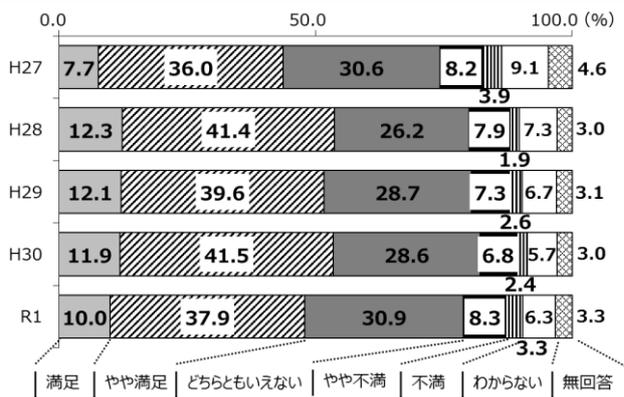
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
美しい景観（都市・自然・歴史）の保全・形成に対する市民満足率	47.9%	50.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合

3 現状と課題

- 楽寿園、源兵衛川、白滝公園、三嶋大社など市街地に残る豊かな自然や、歴史的・文化的に価値の高い建造物など、本市の優れた景観資源を適切に維持・保全し、活用していくことが求められています。
- 本市の優れた景観資源の活用により、魅力あふれるまちなみの創出を図り、観光振興や産業振興、交流人口・定住人口の増加につなげていくことが必要です。
- 市街地の緑やせせらぎと調和した、良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上を推進するため、建築物の形態・意匠や屋外広告物などの規制・誘導が必要となっています。
- 人口減少や高齢化社会の進展により、歴史的価値の高い建築物などの維持保全活動や、地域の祭礼など伝統を反映した活動の担い手不足などが課題であり、その対策が必要になっています。
- 良好な景観の保全・創出や、歴史まちづくりの推進に対する市民の関心を高めるため、景観計画や歴史的風致維持向上計画に基づく施策の一層の周知が必要です。

美しい景観（都市・自然・歴史）の保全・形成に対する市民満足率



資料：市民意識調査

景観条例に基づく指定

景観重点整備地区 (6地区)	源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区、白滝公園・桜川地区、大通り地区、芝町通り地区、蓮沼川（宮さんの川）地区、赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区
屋外広告物誘導整備地区 (2地区)	東駿河湾環状道路沿道地区 三嶋大社周辺地区
眺望地点 (13地点)	末広山、施行平、山中城跡、中郷温水池、向山古墳群、新城橋、新町橋、坂公民館、初音ヶ原（錦田一里塚下）、東壱町田みどり野公園付近、茶臼山、佐野見晴台片平山公園、三島青果市場

4 施策の方向

(1) 景観計画の推進

①景観形成の推進

- 「三島市景観計画」に基づき、市域を6つのゾーンに区分し、ゾーンごとの景観形成方針に沿った建築物の建築などの促進により、良好な景観形成を誘導します。

②景観重点整備地区の指定

- 優れた景観形成を図る必要があると認められる地区は、地域住民と十分な協議を行いながら“景観重点整備地区”に指定するとともに、景観形成基準に適合した修繕などに対する支援を行います。

③眺望地点の指定

- 富士山をはじめとする本市特有の景観を眺望できる地点を“眺望地点”として指定し、整備・保全に努めます。

④景観重要建築物などの指定

- 地域の景観や自然、歴史、文化、生活から見て価値のある樹木や建造物を“景観重要樹木・景観重要建造物”に指定し、管理・保全を行います。

⑤景観に対する意識の醸成

- 市内の良好な景観形成に寄与している建築物などを“三島市景観賞”に選定するとともに、良好な景観の保全・活用に向けた啓発活動を行います。

(2) 歴史的風致維持向上計画の推進

①歴史まちづくりの推進

- 「三島市歴史的風致維持向上計画」に基づき、本市の祭り、地域信仰、せせらぎ、集落の営みなど本市が維持向上すべき歴史的風致の保全に努めるとともに、計画の継続性を見据えた重点区域の見直しを行います。
- 本市の歴史的風致の維持・向上に寄与する文化財の保存・活用、施設の整備・管理に努めます。
- 歴史的風致形成建造物を指定し、適切な保存のための修繕を支援するとともに、歴史的なまちなみを周遊するコースの設定などを行い、観光振興に生かしていきます。

(3) 良好な景観形成のための規制・誘導

①建築物などの景観形成の規制・誘導

- 届出が必要となる建築物などの新築や増築、改築、移転、外観の変更や公共事業について、本市の景観形成基準による規制・誘導を行います。

②屋外広告物の規制・誘導

- 屋外広告物の掲出などに対し、屋外広告物条例に基づく規制・誘導を行うとともに、特に規制が必要な地区については、屋外広告物誘導整備地区に指定します。

5 関連する計画

◆景観計画

◆歴史的風致維持向上計画

34 水辺空間・公園

【SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

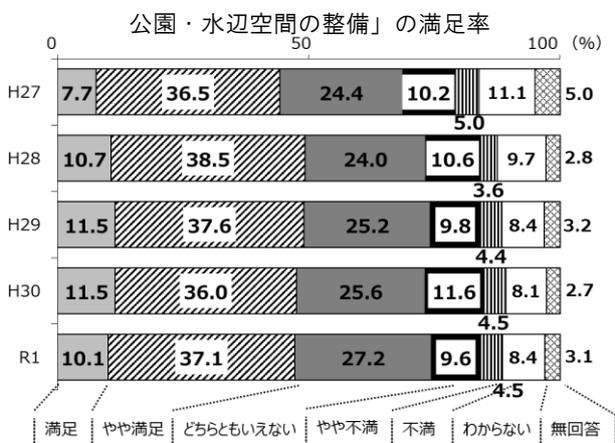
市民、事業者と行政が協働で、花や緑豊かな空間と水辺環境を保全し、潤いと安らぎのある生活空間を創出すること。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
「公園・水辺空間の整備」の満足率	47.2%	65.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合
楽寿園入園者数	272,339 人	300,000 人	楽寿園入園者数 (年間)

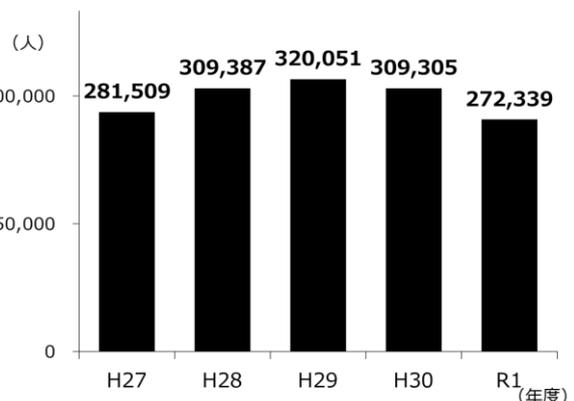
3 現状と課題

- 潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるには、市街地の緑や湧水を生かした水辺空間の保全・創出・活用を図る必要があります。
- 定期的な維持管理など人員不足により対応しきれない状況もあり、今後は市民ボランティアの育成を図り維持管理を進めていく必要があります。
- 観光客などの利用者が多い源兵衛川のトイレ、橋梁などは老朽化が進んでおり、計画的な修繕が求められています。
- 花飾りなどのボランティア活動が今後も活発に行われるよう、自立した活動体制に移行していくことが必要となっています。
- 地域花壇の登録数は年々増加していますが、担い手の不足や団体間の情報共有などの場も不足しており、対応が必要になっています。
- 市民の貴重な財産である楽寿園を後世に引き継いでいく必要があります。
- 天然記念物と名勝に指定されている小浜池周辺の庭園や文化財に指定されている楽寿館・梅御殿などの適正な管理や保全が求められています。
- 楽寿園では「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム協議会の発足や、伊豆半島ジオパーク構成資産であることなど、利用客のさらなる増加と市街地などへの回遊促進の役割が求められています。



資料：市民意識調査

楽寿園入園者数



4 施策の方向

(1) 緑化の推進と活用

① ガーデンシティみしまの推進

- 市民、地域活動団体、事業者などと協働で、自然や歴史など本市の魅力を生かしながら花のまちづくりを推進し、美しく活気あるまちを目指します。

② 緑化の推進

- 情報発信の強化や各種講習会の開催などを通じて市民意識の醸成を図るとともに、公共の花壇の維持管理、市民との協働による地域花壇や企業花壇、またオープンガーデンを作る個人花壇の取組を進めます。

(2) 緑の保全・育成

① 緑の保全・育成

- 市民や事業所からの募金による「ふるさとの緑保全基金」を活用し、市内に残された貴重な樹林地や巨樹などを保全するとともに、街路樹の適切な維持管理を行います。

(3) 公園・緑地・墓園の整備・管理

① 公園・緑地の整備・管理

- 公園・緑地の適切な配置と整備を推進するとともに、遊具など施設の安全点検や定期的な除草や樹木の剪定、園内の清掃などを実施し、市民の安全な憩いの場づくりに努めます。また、地域住民と連携した維持管理や活用方法について検討を進めていきます。

② 墓園の整備・管理

- 清潔で快適な墓地を提供するため、定期的な除草や樹木の剪定、園内の清掃を行うなど、維持管理に努めるほか、市民のニーズに合わせた納骨堂の建設を検討します。

(4) 水辺環境の保全

① 水辺環境の適正管理と広域連携

- 水辺環境の再生と保全を図るため、市民などとの協働により市内の河川や緑地の適正管理を行います。また、「“水の郷”構想整備計画」に基づき整備を行った境川・清住緑地は、三島市の「せせらぎルート」、清水町「柿田川公園」までの中継拠点と位置づけることで、点在する湧水拠点を結びつけ、水の郷エリアとしての一体化を目指します。

(5) 楽寿園の保全と活用

① 庭園・文化財の保全管理

- 国の「天然記念物及び名勝」に指定されている庭園や、県・市の文化財に指定されている楽寿館、梅御殿の永続的な保全・活用に向け、計画的な耐震化・修繕を行います。

② 公園機能の充実と利用の促進

- 世界ジオパークに認定された伊豆半島ジオパーク構成資産である楽寿園の魅力向上、と園内施設の充実に努めるとともに、PRを強化します。
- 楽寿園を活用した各種イベントや、市民と協働した事業を実施することで、交流の場づくりと市内回遊の促進を図り、市民の健康づくりと観光客の増加につなげます。

5 関連する計画

◆ 緑の基本計画

◆ “水の郷”構想整備計画

◆ 楽寿の森管理計画

◆ 天然記念物及び名勝「楽寿園（小浜池）」保存管理計画

基本目標 6 共に創る持続的に発展するまち

35 共創・コミュニティ

36 広報・広聴

37 スマート自治体

38 財政運営

39 行政運営

35 共創・コミュニティ

【SDGs】

16 平和と公正をすべての人に
17 パートナシップで目標を達成しよう

1 目的

市民が主体的にまちづくりや地域の活動などに参加し、相互に支え合う住みよい地域社会を形成すること。

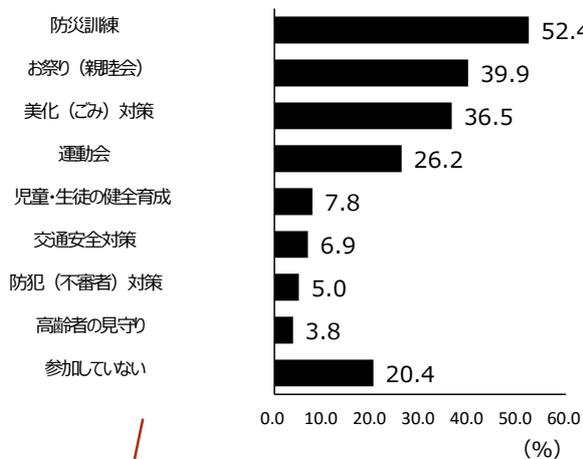
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
市と市民団体や事業者との協働・共創の取組件数	745 件	800 件	市民や企業との共催などの協働・共創の取組件数（年間）
市民活動団体数	401 団体	440 団体	市民活動センター登録団体数（累計）

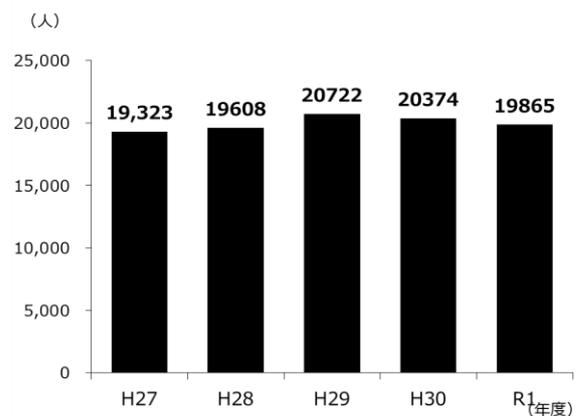
3 現状と課題

- 自治体構想 2040（平成 30 年度報告）では、従来の行政のあり方から脱却し、行政と市民、企業などの新たな協力関係の考え方が示され、事業や各種計画の策定の段階から共に創り上げる「共創」の仕組みが必要となっています。
- 少子高齢化や価値観の変化などにより、地域のつながりが希薄化し、地域の課題は地域で主体的に解決するという意識が低下してきています。
- 役員の高齢化などにより自治会・町内会など地域で活動する団体の担い手不足が生じており、対策が求められています。
- 行政だけではできることに限界があり、団体や企業の活動により地域課題を解決する仕組みが求められています。
- NPO やボランティア団体の役員の担い手や団体間の連携が不足しています。

自治会・町内会活動の参加状況（抜粋）



市民活動センター利用人数



グラフ変更

4 施策の方向

(1) 共創のまちづくりの推進

①共創のまちづくりの推進

- 市民、地域、各種機関、行政などの本市にかかわるすべての人がこれからの三島を共に創り上げていくため、まちの魅力の再発見や発信力の強化など、市民や地域が主役となって創り上げる新しいまちづくりの実現に向け、意識の醸成を図ります。
- 共創の窓口を設置し、民間企業や団体などからの提案を受け地域課題を共に解決するための体制づくりを進めます。

②政策形成への市民参画の促進

- 市の政策形成の段階から市民がかかわる機会を創出するため、一般公募による各種審議会委員などの登用や、パブリック・コメント制度に基づき市民意見を収集するなど、誰もが参画できるような計画づくりやまちづくりを推進します。

③担い手の育成と確保

- 地域の活性化や地域のネットワーク強化を目指し、三島市自治会連合会が開催する会長研修会などへの支援をはじめ、地域づくりの担い手確保や職員育成に努めます。

(2) 市民・NPO・企業などとの連携した活動の推進

①市民・NPO・大学などとの連携強化

- 市内や県内の大学と連携したまちづくりの推進や、研究事業の普及・促進をはじめ、各分野に関するNPO法人、地域活動団体、自治会などとの連携を強化し、共創による地域づくり、まちづくりを目指します。

②企業との連携強化

- 地域課題への取組体制の強化に向けて、企業からの提案に基づく事業や地方創生に関する包括連携協定の締結による連携事業や、みしま官民連携まちづくり研究室などの官民連携によるまちづくりを推進します。

(3) コミュニティ活動の支援

①自治会組織運営の充実・支援

- 三島市自治会連合会・各自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図るため、組織力強化に向けた相談対応をはじめとした各種支援を推進します。

②活動の場、情報の提供

- NPO法人、ボランティア団体などの地域活動団体に対して、市民活動センターの会議室を提供するとともに、市民活動センター登録団体の希望団体に対し、さまざまな情報を提供するなど活動を支援します。

③多種多様な地域コミュニティの連携

- 地域コミュニティ間のつながりを強化し、より円滑な地域運営を図るために、各団体のリーダーが集まり、地域ごとに抱えるさまざまな課題の解決や情報共有ができる機会の創出に努めるとともに、地域の課題を地域で話し合い解決する協議会を支援します。

④コミュニティ施設などの整備支援

- 市民が集い、活発に地域活動が行われる拠点づくりを目指し、地区集会所の新築、修繕をはじめ、公民館やコミュニティ防災センターなどの公共施設の機能の充実に努めます。

5 関連する計画

該当なし

36 広報・広聴

【SDGs】

- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

1 目的

必要な行政情報を市民にわかりやすく伝え、広く意見を聴き市政に生かす、市民に開かれた行政運営に取り組むこと。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
公式LINEの登録数	4,117人	20,000人	本市公式LINEの友だち登録者数(累計)
市民意見を聞く機会の充実度	14.4%	30.0%	市民意識調査で「市民意見を聞く機会の充実」について「満足」「やや満足」と回答した人の割合

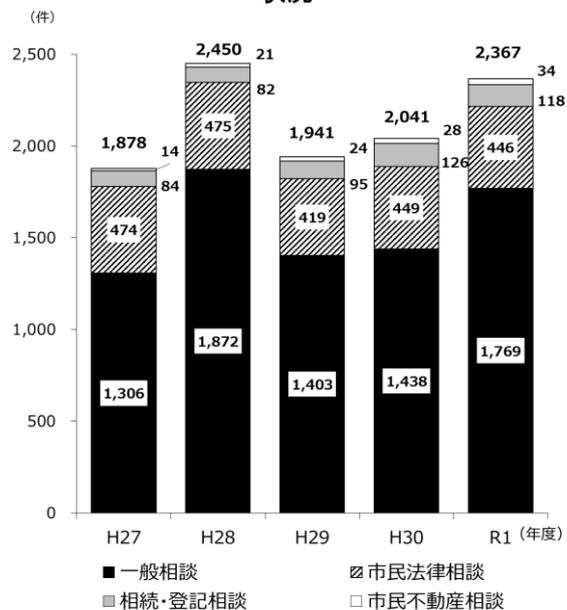
3 現状と課題

- スマートフォンの本格的な普及や急激なICTの発達により、情報発信の方法を時代にあった形に変化させていく必要があります。
- SNSなどの普及で、個人が情報を発信する時代となり、シビックプライドの醸成を図り、市民一人ひとりがシティプロモーションの担い手となるような取組が必要になっています。
- 市民と共に創る「共創」のまちづくりを進めるため、広聴事業の充実と、市民の意見を行政運営に生かしていく仕組みづくりが求められています。
- 市民の相談内容が多様化し多岐にわたるため、関係機関や担当課とのさらなる連携が必要になっています。

広報みしま、HP、SNSによる
情報発信の状況

媒体	状況
広報みしま (広報紙)	毎月43,300部、月2回発行 (1,5,8,12月のみ1回)
ホームページ	945,799件 (令和元年度月平均アクセス件数※サイト全体)
Facebook	フォロワー数3,733人 (令和2年4月1日現在)
Twitter	フォロワー数7,061人 (令和2年4月1日現在)
YouTube	チャンネル登録者数1,926人 (令和2年4月1日現在)

市民生活相談センターの市民相談の
状況



4 施策の方向

(1) 広報・広聴活動の充実

①時代にあった多様な広報活動の展開

●すべての人に正確な情報を迅速に提供するため、利用者のニーズを把握するとともに、情報発信体制を強化します。

●市政情報をわかりやすく市民に提供するため、広報みしまやホームページなどを充実させます。

●SNSや動画配信ツールなどを積極的に活用し広く市民に情報を届けるとともに、双方向のコミュニケーションを図りながら情報発信の体制づくりを進め、シティプロモーションや職員の広報スキルの向上を推進します。

②市民による情報発信の強化

●市民が三島に誇りをもち、積極的に本市の魅力をアピールする機運を高めていくとともに、市民による自主的なPR活動の機会を増やしていくため、シビックプライドのさらなる醸成とデジタルプロモーションの実施に努めます。

③行政情報の積極的な提供

●国勢調査などの統計の調査結果をはじめ、議会に関する情報や監査結果、市政の進展に尽くされた方への顕彰など、市政に関するさまざまな情報を積極的に提供します。

④広聴活動の推進

●広聴会の開催や、市民の意向やニーズを把握する市民意識調査の実施などを通じて、市民の声を聴取し市政へ反映する機会と仕組みづくりを推進します。

⑤一般相談・専門相談の実施

●市民生活にかかわるさまざまな相談に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、相談体制のさらなる充実に努めます。

(2) 情報公開と説明責任の確立

①情報公開の推進

●公文書の管理を適切に行い、情報公開制度に基づく適正かつ迅速な公文書の開示に努めます。

②説明責任の確立

●市の事務事業の執行やその過程において、市民に十分に説明し、納得が得られるような説明責任を果たします。

5 関連する計画

該当なし

37 スマート自治体

【SDGs】

- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

情報通信技術により、便利で質の高い市民サービスの提供、効率的な行政運営、産業の活性化を図るスマート市役所を実現すること。

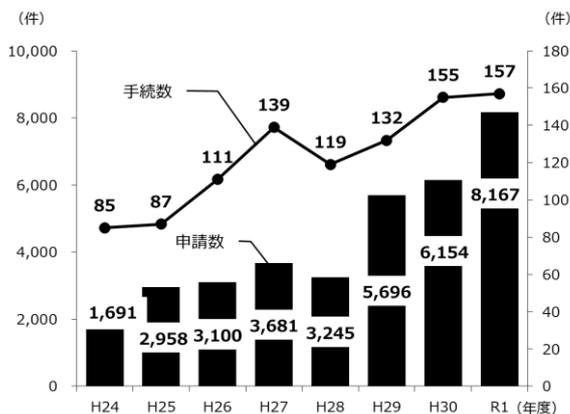
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
電子申請対象手続数	157 件	300 件	電子申請サービスにより申請や届出、申込が可能な手続数（年間）
コンビニ交付利用件数	2,111 件	8,000 件	コンビニで交付した住民票と印鑑証明の発行件数（年間）

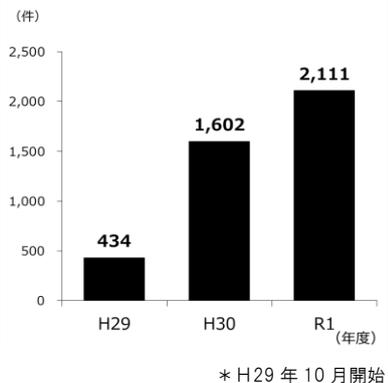
3 現状と課題

- 人口減少が深刻化しても、自治体が住民福祉の水準を維持し持続可能な形で行政サービスを提供し続けるためには、ICT を活用したスマート自治体を実現することが求められています。
- 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」の成立に伴い、各種行政手続やサービスのデジタル化、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップが求められています。
- 行政手続のデジタル化に必要なマイナンバーカードの普及が進まず、交付率は令和2年4月末現在 16.3%にとどまり、利便性や必要性の周知などの対応が求められています。
- 市役所窓口の混雑が常態化しており、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付の利用や、マイナポータル「ぴったりサービス」など、各種電子申請の利用を進めるための取組が求められています。
- ICT をさまざまな業務に取り入れ効率化を図るために、業務の見直しや職員のICTリテラシーの向上が必要になっています。
- オンライン会議やテレワークの普及など、時代の変化に対応できるような環境整備が求められています。
- データの利活用による地域課題解決に向けた、市民や企業との連携が必要とされています。
- 災害時をはじめ、迅速な情報発信はインターネットが中心となるため、インターネットになじみがないような高齢者などでも情報を取得できるような取組が必要になっています。

電子申請の利用状況



コンビニ交付利用件数推移（年度別）



4 施策の方向

(1) 市民サービスのオンライン化

①窓口業務のデジタル化とオンライン手続の推進

- ICTを活用した総合的なオンライン環境づくりを目指して、紙媒体の情報の電子化を進めていくとともに、電子申請やキャッシュレス決済の利用拡大、オンライン手続ができる環境整備などを推進します。

②マイナンバーカードの普及と利用の促進

- マイナンバーカードの利便性について周知し、取得を促進するとともに、コンビニエンスストアでの証明書の交付サービスや、マイナポータルの「ぴったりサービス」などの利用促進により、業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。

③問い合わせ対応のデジタル化

- 各種サービスや取組内容をわかりやすく掲載するなど、市ホームページの充実に努めるとともに、ICTを活用した窓口案内サービスの導入を検討します。
- オンライン相談にも対応したサービスの提供体制を整備します。

(2) ICTによる行政運営の効率化

①ICTの活用による業務効率化

- 国の進めるシステムの標準化・統一化について国と連携して取り組みます。

- 行政運営における各種事務作業の簡素化やシステム化、システムの平準化に向けて、24時間365日市民からのお問い合わせに対応するAIの活用や定型業務を自動化するRPAなどの先進技術の導入を検討・推進するとともに、業務の見直しと職員のICTリテラシーの向上を図ります。

②ICTを活用した働き方改革の推進

- 時代の潮流に応じた働き方と正確かつ適切な行政運営が両立した体制づくりに向けて、オンライン会議やテレワークが可能なオンライン環境と体制の整備などを推進するとともに、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

(3) 産官学による情報化の推進

①データ利活用の推進

- 各種データのオープンデータ化とその有効活用を図るため、「三島市スマートシティ推進協議会」においてデータ利活用などに関する調査研究・検証を進めるとともに、個人が特定されないよう情報の取り扱いに配慮したデータ流通を促進する環境づくりを目指します。

②市民のデジタルライフの充実

- ICTの活用によるデジタルライフの充実に向けて、全世代を対象にICT関連学習や講座を実施するほか、オンライン手続の利用を促進するなど、デジタル環境への順応に係る周知啓発と利用促進に努めます。

5 関連する計画

- ◆ (仮称) ICT 情報戦略計画

38 財政運営

【SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

1 目的

中長期的視野に基づく、適正で持続可能な財政運営を図り、市民ニーズに的確に対応すること。

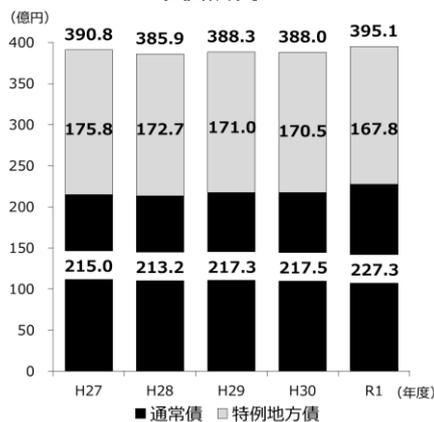
2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
財政健全化判断比率 4指標の基準内確保	4指標	4指標	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている4指標が基準値内に収まっている数 ・実質赤字比率 ・連結実質赤字比率 ・実質公債費比率 ・将来負担率
市税収納率	98.07%	98.50%	市税（国民健康保険税を除く。）の収入見込額に対し実際に収納された額

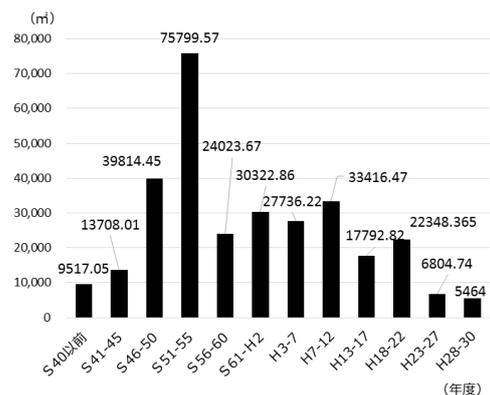
3 現状と課題

- 高齢化などの影響で業務が多様化・複雑化し、財源や人材に限られるなか、今後、より効率的な行政運営への転換が求められており、積極的な事業の見直しや市民ニーズの把握により、最少の経費で最大の効果を発揮できる仕組みの構築が求められています。
- 景気変動や新たな感染症などの外的要因による収入・支出への影響を適切に把握し、安定した財政運営が求められています。
- 市民の納税に対する意識の向上と、オンライン手続など、納税しやすい環境の整備が求められています。
- 公共施設の維持管理コストの平準化と施設の長寿命化のため、計画的な施設改修や修繕（予防保全）が必要とされています。
- 公共施設の複合化や再配置などの検討に当たり、施設利用者や利害関係者との合意形成が必要になっています。
- 現庁舎は複数の場所に分散しており、本庁舎、中央町別館は、老朽化が進んでいることから、新庁舎の建設に向け、建設手法、場所、規模、機能など具体的な検討を進める必要があります。
- 市民ニーズを的確に把握した施設サービスの提供を図るため、民間活力を活用した効率的かつ効果的な施設運営が求められています。
- 公共工事の適切な執行のため、履行期間の平準化やダンピング対策などが求められています。

市債残高



建築年度別整備状況（延床面積）



4 施策の方向

(1) 計画的な財政運営

①健全な財政運営の推進

- 社会動向や地域の実情に応じた適正な財政運営を目指し、市民ニーズの的確な把握と事業の優先度を踏まえた意思決定の仕組みづくりや事業見直しのルール化を進め、中長期的な視野に基づいた持続可能な財政運営に努めます。

②納税環境の充実と収納率の向上

- 市税の賦課を適正に行うなか、導入済みのキャッシュレス決済などに加え、ICTを活用した納付方法を拡充し、利便性の高い納税環境の整備を図るとともに、自主納税の意識の醸成と的確な財産調査に基づく滞納処分を推進します。

(2) 持続的な施設サービスの提供

①公共施設保全計画の推進

- 「公共施設保全計画（個別施設計画）」に基づく計画的な施設改修や修繕（予防保全）を適切に行い、公共施設の長寿命化を図るとともに、利用者ニーズに配慮した複合化や再配置などに取り組みます。

②民間活力を活用した施設運営

- 公共施設の効率的かつ効果的な施設運営を図るため、指定管理者の導入によるサービスの向上とコストの削減に努めるとともに、包括管理業務委託などの民間活力を活用した手法の導入について検討します。

(3) 新庁舎建設の検討

①新庁舎建設の検討

- 市民、議会、行政の三者が連携し課題を共有しつつ、市民会議の開催やサウンディング調査などを実施することにより、新庁舎建設に向けた基本的な考え方や効果的な建設手法などの検討を進めていきます。

②庁舎建設基金の積立て

- 令和13年度の新庁舎供用開始を目途とし、毎年度の基金積立を実施します。

(4) 公共事業のコスト削減と質の向上

①電子入札の推進

- 電子入札システムを活用し、事務手続の簡素化と効率化による負担の軽減を図るとともに、公正かつ競争性や透明性の高い入札を目指します。

②公共工事の質の向上

- 年間を通じて公共工事の履行期間の平準化を図るとともに、最低制限価格制度や低入札価格調査制度を導入したダンピング対策や適正な工事検査と技術検査の実施などにより、公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保に努めます。

5 関連する計画

- | | |
|--------------|-------------------|
| ◆公共施設等総合管理計画 | ◆公共施設保全計画（個別施設計画） |
|--------------|-------------------|

39 行政運営

【SDGs】

- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

1 目的

行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるため、効率的かつ効果的な行政運営を行うこと。

2 指標

指標名	現状値 (R1)	目標値 (R7)	指標の説明
行政改革大綱における取組項目の達成率	—	100%	行政改革大綱(第7期改訂版)(計画期間: R3~7年度)の個別の取組項目における目標を達成している項目の割合
研修受講した職員の理解度	4.3点	4.5点	初級職員研修ほか階層別研修についての理解度(5点満点中)

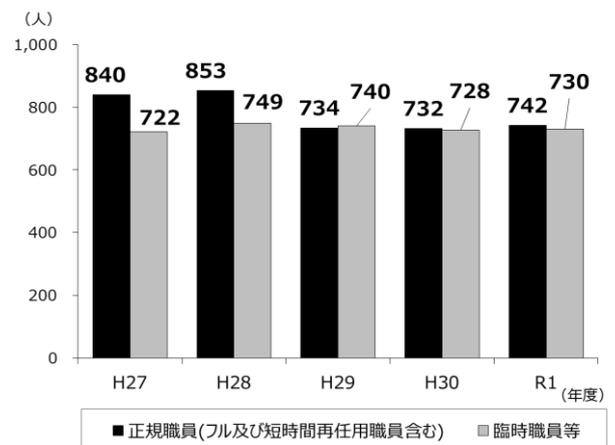
3 現状と課題

- 市民ニーズが多様化・複雑化し、経営資源に限られるなかでは、より効率的な行政運営が求められています。
- 計画、予算、評価の効果的な連動により、事業の優先度に応じた予算配分や業務改善を行う仕組みの確立が必要になっています。
- 「三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会」、「三島函南広域行政組合(みしま聖苑・若葉保育園)」「富士山南東消防組合」など、広域化の取組を進めてきましたが、さらなる広域連携の推進による行政コストの低減が必要になっています。
- 複雑化、多様化、高度化する行政サービスへの対応のため、職員の適正配置と、対応能力の向上を図る人材育成が必要になっています。
- 職員一人ひとりの業務量が増加し複雑化するなかで、職員が健全な心身状態で職務に従事できるよう職場の環境を整えていきます。
- 職員一人ひとりの業績や能力を評価し、本市が求める職員像を育てるための手段として、人事評価制度の適正な運用と職員研修の充実を図る必要があります。

本市が参加している主な広域団体

一部事務組合・広域連合	協議会など
三島市外三ヶ市町箱根山林組合	三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会
三島市外五ヶ市町箱根山組合	(一社)美しい伊豆創造センター
箱根山御山組合	伊豆半島ジオパーク推進協議会
箱根山殖産林組合	静岡県東部地域コンベンションビューロー
箱根山禁伐林組合	静岡県東部スポーツ産業振興協議会
三島函南広域行政組合	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議
富士山南東消防組合	黄瀬川地域地下水利用対策協議会
静岡県後期高齢者医療広域連合	東部社会教育振興協議会
静岡地方税滞納整理機構	富士・沼津・三島三市博物館連絡協議会
	駿豆線沿線地域活性化協議会

職員数の推移



4 施策の方向

(1) 持続可能な行政運営

①人口減少社会に対応する行政運営の推進

- まちづくりにおける中長期的な目標を掲げ、総合的に施策と事業を推進する「三島市総合計画」と、人口減少の抑制や移住定住などを戦略的に推進する「住むなら三島・総合戦略」を連動的かつ着実に実施します。
- 新たな財務会計システムを活用し、総合計画、予算、行政評価の効果的な連動を図り、人口減少社会においても持続可能な行政運営を目指します。
- 将来都市像の実現に向け、行政改革大綱の基本方針に沿った改革を行うとともに、行政評価に基づく業務改善と、効果的な行政機構の編成に努めます。

(2) 広域連携の強化

①他市町との連携強化

- 相互に効率性と有益性を兼ねた取組の拡充を図るために、災害時や緊急時における援助体制の整備や、広域連携による救急医療の確保、共同処理など、他市町との連携強化を進めます。

②国・県などとの連携強化

- 国や県と緊密に連携し、災害対応に伴う迅速な受援体制の構築や、道路整備や河川改修などの公共事業の推進、各種制度の創設・改正に関する情報の収集と関係機関などへの提供に努めます。
- 広域の地域活性化を進めるため、「美しい伊豆創造センター」や「駿豆線沿線地域活性化協議会」、「静岡県東部地域スポーツ産業振興協議会（E-Spo）」などの活動を支援するとともに、国・県の動向を注視し、さらなる広域連携のあり方を検討していきます。

(3) 適正な人事管理と人材育成

①適正な人事管理

- 総合計画と連携した人事評価制度の運用など、業務に応じた職員数の最適化と適正配置、専門人材の登用などの適正で戦略的な人事管理により、組織の活性化を図るとともに、職員が働きやすい職場環境の整備に努めます。

②人材育成

- 地域づくりに貢献する職員の育成に向けて、時代の変化に対応した各種職員研修の実施、人事評価を通じた人材育成、職員の自己研鑽の支援など、職員の資質向上に努めます。

5 関連する計画

◆行政改革大綱

◆人材育成基本方針

◆災害時受援計画

◆職員行動計画